

THE JAPANESE JOURNAL FOR
THE HISTORY OF PHARMACY

薬史学雑誌

Vol. 61, No. 1.

2026

—目 次—

柴田フォーラム

- 「天岩戸神話」と大麻の科学：Cannabidiol (CBD) から Δ^9 -Tetrahydrocannabinol (THC)
への熱異性化反応が示唆する古代人の知恵をひも解く……………武田 収功………… 1

総 説

- 明治期の薬事関連法制を再見する—「薬剤取調之方法」から「医制」, 「薬品営業並薬品
取扱規則」(薬律) まで……………西川 隆, 飯野 洋一………… 14

原 著

- 市川猿之助家の屋号「澤瀉屋」の由来についての薬史学的論考……………勝山 真人………… 32
薬用植物の導入及び栽培に関する史的研究
2. 『御触「唐蛮薬種植付に関する件」』および御触から観る江戸時代の薬務行政
……………北村 美江, 松尾 幸子………… 39
喜谷實母散の歴史と女性の生き方の変遷—伝統薬にみる日本女性の健康と主体性—……………平岩 知子………… 48
Dr. Paul W. Abramowitz のアメリカヘルスシステム薬剤師会 (ASHP) 第4代 CEO 在職時代
(2011-2026) の活動ならびに彼が薬剤師職能に与えた影響……………西谷 篤彦………… 56

研究ノート

- 名城大学薬学部標本室収蔵の木村康一関連標本……………風岡 顯良………… 66

資 料

- 静岡県最初的女性薬剤師「斎藤カ子」に関する史料……………五位野政彦………… 72

雑 録

- 会務報告…………… 77

THE JAPANESE SOCIETY FOR THE HISTORY OF PHARMACY

c/o CAPJ, 4-16, Yayoi 2-chome,
Bunkyo-ku, Tokyo, 113-0032 Japan

日 本 薬 史 学 会

<https://plaza.umin.ac.jp/yakushi/>

薬 史 学 誌

Jpn. J. History Pharm.



入会申込み方法

入会のお申し込みは「入会申込書」に必要事項をご記入の上、下記の学会事務局に郵送・FAXもしくはメールに添付し、提出して下さい。「入会申込書」は、学会webからダウンロードするか、学会事務局へお問い合わせ下さい。入会申込書をいただきましてから、事務局より会費納入郵便振替用紙を送付させていただきます。

〒113-0032 東京都文京区弥生 2-4-16

(一財)学会誌刊行センター内 日本薬史学会 事務局

tel : 03-3817-5821 fax : 03-3817-5830

e-mail : yaku-shi@capj.or.jp ホームページ(HP)<https://plaza.umin.ac.jp/yakushi/>

郵便振替口座 : 00120-3-67473 日本薬史学会

日本薬史学会では、著作権法及び投稿規程で定められた場合を除き、複写複製、転載複製及びAI利用に係る著作権を（一社）学術著作権協会に委託しています。当該利用をご希望の方は、（一社）学術著作権協会（<https://www.jaacc.org/>）が提供している許諾システムを通じてご申請下さい。

The Japanese Society for the History of Pharmacy authorized Japan Academic Association For Copyright Clearance (JAC) to license our reproduction rights, reuse rights and AI ML rights of copyrighted works, if not specified by the Copyright Act of Japan or Authors Instructions. If you wish to obtain permissions of these rights in the countries or regions outside Japan, please refer to the homepage of JAC (<https://www.jaacc.org/en/>) and confirm appropriate organizations to request permission.

THE JAPANESE JOURNAL FOR THE HISTORY
OF PHARMACY, Vol. 61, No. 1 (2026)

CONTENTS

Shibata Forum

- Kazuyoshi Takeda** : The Myth of Ama no Iwato and the Science of Cannabis: Unraveling the Ancient Wisdom Suggested by the Thermal Isomerization Reaction from Cannabidiol (CBD) to Δ^9 -Tetrahydrocannabinol (THC) 1

Review

- Takashi Nishikawa and Yoichi Iino** : Reviewing the Pharmaceutical Legislation during Meiji Period —From the “Method of Drug Investigation” to the “Medical Code (Isei)” and “Regulations for Pharmaceutical Business and Medicine Handling (Yakuritsu)”— 14

Original

- Masato Katsuyama** : Discussion from the Viewpoint of the History of Pharmacy about the Origin of the House Name of ICHIKAWA Ennosuke, “Omodaka-ya” 32
- Yoshie Kitamura and Sachiko Matsuo** : Historical Study on the Introduction and Cultivation of Medicinal Plants in the Edo Period
2. An Official Notice Paper on Cultivation of Chinese and Western Medicinal Plants and the Edo Period Pharmaceutical Administration Observed from the Published Official Notices 39
- Tomoko Hiraiwa** : Considering the Evolution of Women’s Health and Agency through the History of Kidani Jitsubosan 48
- Atsuhiko Nishitani** : Dr. Paul W. Abramowitz’s Activities as the 4th CEO of the American Society of Health-Systems Pharmacists (Period of Employment: 2011–2026), and his Impact on the Pharmacist Profession 56

Research Note

- Akira Kazaoka** : The Study on the Specimens Related to Koichi Kimura Stored in the Specimen Room of the Faculty of Pharmacy at Meijo University 66

Historical Material

- Masahiko Goino** : Kane Saito: The First Female Pharmacist in Shizuoka Prefecture 72

「天岩戸神話」と大麻の科学：
Cannabidiol (CBD) から Δ^9 -Tetrahydrocannabinol (THC) への
熱異性化反応が示唆する古代人の知恵をひも解く*¹

武 田 収 功*²

The Myth of Ama no Iwato and the Science of Cannabis:
Unraveling the Ancient Wisdom Suggested by the Thermal Isomerization
Reaction from Cannabidiol (CBD) to Δ^9 -Tetrahydrocannabinol (THC)*¹

Kazuyoshi Takeda*²

(Received October 26, 2025)

Summary

The myth of “Ama no Iwato,” recorded in the *Kojiki* and the *Nihon Shoki*, describes a crisis where the world was shrouded in darkness when the sun goddess Amaterasu hid in a cave of rocks. It also mentions Ame-no-Uzume’s “possession.” “Possession” refers to a divine spirit entering a person. Some researchers suggest that Ame-no-Uzume’s possessed state signifies an Altered State of Consciousness (ASC) or trance. From a psychiatric perspective, possession indicates the influence of psychotropic drugs. According to historical records, ancient Scythians inhaled psychoactive substances produced by heating cannabis, dancing wildly as if drunk on alcohol. This can be explained as a scientific hypothesis for the scene in the “Ama no Iwato” ritual where Ame-no-Uzume inhales the smoke from the burning hemp (Aonigite) and dances wildly as if possessed by a god. A 2024 study employed both theoretical and experimental methods to demonstrate that heating can convert cannabidiol (CBD), a non-psychoactive component of cannabis, into the psychoactive component tetrahydrocannabinol (THC). The Yamato regime may have integrated the concepts of “power to purify impurities” and “possession by a deity (Kamugakari)” of cannabis into mythology as symbols justifying their authority. These ideas are regarded as divine revelations. Myths are not mere fiction; the “truth” hidden within them will one day be revealed through scientific interpretation.

はじめに

神話は、古代の人々が自然現象や社会現象を神々や超自然的な存在を通じて、当時の知識や価値観に基づいて物語として表現したものである。神話は国家としてのアイデンティティ、社会の秩序や価値観、そして権力関係など、統治の正当性を人々に広く浸透させる役割を持っている。日

本の最古の歴史書である『古事記』および『日本書紀』（以下『記紀』）に収められた神話は、飛鳥時代末期から奈良時代初頭にかけて編纂されたものであり、大和朝廷につながるヤマト王権の成立と正当性の確立という政治的意図が込められていると考えられている¹⁾。神話は単なる虚構ではなく、「深層」に潜在する真実や普遍的な概念、事実を、比喩や象徴（メタファー/暗喩）という形で表現し「真の姿」

Key words : Ame-no-Uzume, Possession, Altered state of consciousness (ASC), Cannabidiol (CBD), Tetrahydrocannabinol (THC)

*¹ 本稿は、日本薬史学会 2025 年度、第 16 回柴田フォーラム（日本薬科大学お茶の水キャンパス 2 号館、2025 年 8 月 2 日）で行った講演に基づいて作成したものである。

*² 横浜薬科大学 Yokohama University of Pharmacy. Matano-cho, Totsuka-ku, Yokohama-shi, Kanagawa 245-0066, Japan.



図 1 伊藤龍涯『天照大御神』伊勢神宮徴古館蔵

を伝えようとしていると言える。

たとえば、「天岩戸神話」(図1)は、太陽神アマテラスが岩戸に隠れることで世界が暗黒に包まれる危機を描写しているが、これはヤマト王権内部の政治的対立や自然災害を、光と闇、秩序と混乱、そして最終的な回復という形で象徴的に表現したものとして解釈されている。『記紀』にある神話は、編纂者たちにより各豪族に伝わる伝承や掟、そして当時の宗教観や習俗に関する史実的な要素を物語として取り込んだと考えられている。神話は、社会秩序、価値観、宗教、そして権力関係を反映したものでもあるが、科学的に説明可能な事象の断片も垣間見ることができる。例えば、「八岐大蛇」神話は、ヤマト王権による出雲の支配を「国譲り」神話の物語として『記紀』の中に表現したものではないかと考えられている。この背後には、ヤマト王権による八岐大蛇の成敗によって出雲族に対し天叢雲剣(草薙剣)を献上させ、服属を迫ったという政治的解釈があり、ヤマト王権による出雲の高度な「たたら製鉄」の科学と技術の収奪を目的としたことが暗示されている。また、「因幡の白兎」神話(古事記のみ)には、ガマの穂(生薬名:蒲黄(ホオウ))を用いた治療法が示されており、古代出雲における生薬の科学的知識の存在をうかがわせる。これらの神話は、ヤマト王権が出雲や、たたら文化・技術の根本にある科学までも吸収・支配していった過程を象徴的に物語っていると解釈することができる。神話には、人間が直感的に受け入れるしかない恐怖、そして抗うことのできない現実や真実が包含されており、それが権力や自然現象に他ならないと考えられる。

本稿では、神話に内在する科学的要素を、古代人の知恵と経験の表れとして捉え、それが現代に受け継がれた知見として考察する。

「天岩戸神話」における大麻と祭祀

「天岩戸神話」は、『記紀』に記された日本神話の中でもよく知られた物語の一つである。この神話では、太陽神アマテラスが弟スサノオの度重なる悪行に耐えられず、天の岩屋に身を隠したことから、世界が闇に包まれ、あらゆる災いが生じる。これに対し、高天原の神々は、アマテラスを岩屋から再び呼び出すための祭祀を執り行った。神々は岩屋の前で神聖な篝火を焚き、榊に青和幣²⁾(あおにぎて:大麻の青い茎の表皮で織られた幣帛で大麻(おおぬさ)ともいう)や白和幣(しろにぎて:穀(かじのき:コウゾ)で織られた幣帛)、玉や鏡を飾り、協調してアマテラスを岩屋から導く祭祀を行う。祝詞の奏上とともに、芸能の神であり、巫女でもあるアメノウズメは、矛(ほこ)を片手に、麻糸を入れる桶の上で興奮し、何者かが乗憑(のりつ)いたように乱舞した姿となる。アメノウズメのこの姿を覗き見たアマテラスは、岩屋から現れ、世界は再び光を取り戻す。

神話における麻の役割と化学

『記紀』によれば、太陽神アマテラスが岩屋に隠れると、神々は暗闇の中で明かりを求めた。この時、榊に飾られた神聖な青和幣(大麻)が篝火に投げられるという情景が想像される。やがて、青和幣の燃える煙を吸ったアメノウズメは、トランス状態(変性意識状態)(後述)と思われる異常な動作で岩屋の前で舞い踊った。

本研究は、2019年の新天皇の即位に伴う大嘗祭を契機として、天皇がアマテラスに調進された麻織物「匳服」(あらたえ)や「天岩戸神話」に記載された青和幣など、祭祀における大麻の象徴的役割などについて歴史同人誌に発表する機会を得た³⁾。本稿は、当該同人誌に記載された記述の一部を、理論的および文献による実証的検討から内容を拡張したものである。

日本の麻は、主要なカンナビノイドとして、非精神活性物質であるカンナビジオール(以下CBDと略す)が含有されているが、向精神活性物質である Δ^9 -テトラヒドロカンナビノール(以下THCと略す)はごく微量が検出限界以下であるとされている。しかし、世界では、古代から人類は麻を加熱し、発生したTHCを吸煙することで、向精神活性状態(精神機能や行動あるいは情動面に著しい影響を

及ぼす薬物によってトランス状態や幻覚症状などが引き起こされる状態)と考えられる症状を誘発していたという歴史的記録が多数存在する⁴⁾。アメノウズメの異常な所作の背景には、日本古来の麻に THC が含まれていた可能性、あるいは、CBD が加熱により THC に化学変化したその煙を吸引した結果として、トランス状態となった可能性が考えられる。この仮説に基づけば、アメノウズメの異常な「乱舞」は、CBD の加熱による THC への変化(異性化)という化学のプロセスによって説明可能であると推定される。

2019 年の同人誌記載内容では、この仮説を検証するため、CBD の化学構造に着目し、CBD 各原子の電荷を計算することにより、向精神活性作用のない CBD が向精神活性作用を持つ THC へと、化学的に異性化する可能性を理論的に予測した³⁾。この結果は、CBD のフェノールの水酸基が分子内のイソプロペニル基の SP² 炭素に求核反応をすることで、THC を生成する可能性のあることを示唆している(図 2)。

計算では、CBD の原子中、最も電荷(正電荷、負電荷)の大きな原子を見いだすことによって、CBD から THC への

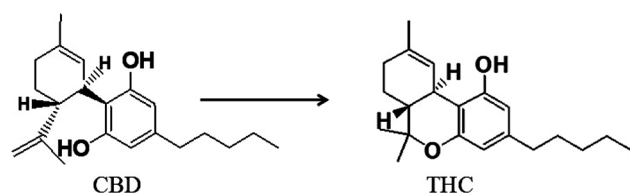


図 2 CBD から THC への異性化反応

環化可能部位を予測することを目的とした。計算方法には密度汎関数法(DFT)(B3LYP/6-31G**/PM3, by Spartan10, Wavefunction, INC.)を用い、各原子の電荷量を自然軌道(NBO)解析と Mulliken 電荷解析の 2 種類の方法により求めた。NBO 解析は、分子内の電子がどの結合や原子に局在化しているかを定量的に解析でき、反応機構の解析や分子間相互作用の予測、および医薬品設計などに利用される方法である。また、Mulliken 電荷解析は、全電荷密度を各原子に割り当てた方法で、各原子の反応性評価や物性評価に用いられる。本研究では、以上の計算方法を用い CBD の電荷情報を得たことで、大麻に含まれる非精神活性物質・CBD は、向精神活性物質・THC へ化学的に異性化する可能性を予測することができた³⁾。

さて、アメノウズメに起きたトランス状態ともとれる「何かに憑(つ)かれたような乱舞」とは何か、そして、このような症状の要因はどこにあるのかを、「天岩戸神話」の内容から考察する。

アメノウズメの異常な振る舞いと「顕神明之憑談」

図 3 は、『記紀』に記された「天岩戸神話」におけるアメノウズメの異常とも思える振る舞いの描写である^{5a)}。なお、抄訳は筆者の責任において意識した。また、図 3 に示される『日本書紀』の「天鈿女命」と『古事記』の「天宇受売命」と表記される神については、原文⁵⁾を引用する際は『記紀』の表記をそのまま用い、文中では両者を統一し

〔日本書紀〕上巻・神代上第七段本文・一一三頁
 天鈿女命の遠祖天鈿女命、則ち手に茅繩の稍を持ち、
 天石戸の前に立たして、巧に①作俳優す。亦天香山
 の真坂樹を以て髪にし、蘿、此をば比肩と云ふ。
 以て手纏、手纏、此をば多須積と云ふ。
 覆槽置せ、覆槽、此をば于該と云ふ。②顕神明之憑談す。顕
 神明之憑談、此をば歌牟鵜可梨と云ふ。

図 3-1

〔古事記〕上巻・天石屋 八三頁
 天宇受売命、天の香山の天の日影を手次に繋けて、天の
 真坂を纏と為て、天の香山の小竹葉を手草に結びて、
 小竹を纏みて天の石屋戸に汗氣を以て此の二字は音伏せて蹈み登り呂許
 志、此の五字は神懸り為て、胸乳を掛き出で裳緒を番登
 に忍し垂れき。爾に高天の原動みて、八百万の神共に咲
 ひき。

図 3-2

〔日本書紀〕卷二・神代下〔第九段〕一書第一
 上巻一四九頁
 〔日本書紀〕天孫降臨段の別伝、一書第一からの引用
 ⑦及ち其の胸乳を露にかきいでて、裳帯を臍の下に抑
 れて、咲嚙ひて向きて立つ。
 天鈿女

図 3-3

図 3 『日本書紀』および『古事記』
 藤崎祐二、上代における「カムガカリ」の語義：『日本書紀』の「顕神明之憑談」を手がかりとして^{5a)}。語文研究。九州大学国語国文学会。2019；127：1-14, <https://doi.org/10.15017/3054019> から引用した。

て「アメノウズメ」と表記した。文献の引用文は原文のママにした。さらに、「神憑り」は「カムガカリ」と同義であり、文脈に応じていずれかの表記を使い分けている。

『日本書記』上巻・神代上第七段本文113ページ(図3-1)によれば、「アメノウズメは手に茅纏(ちまき)の稍(ほこ)を持ち、天岩戸の前に立って、たくみに①**作俳優**(わざをき)した。亦、天香山の真坂樹(まさき：榊)を以て鬘(かづら：髪飾り)にし、蘿(ひかげ：ヒカゲノカズラ)を以て手纏(たすき)とした。火處焼(ほところやき：篝火)のところで覆槽(おけ)を伏せ、②『**顕神明之憑談(かむがかり)**』した。この『**顕神明之憑談**』を『**牟鰐可梨(かむがかり)**』と云ふ」とある。また、『古事記』上巻・天石屋83ページ(図3-2)では、「アメノウズメ、天石屋戸に桶を伏せてふみならして、**神懸り(かむがかり)**して、③胸乳をさらけ出し、裳のひもを陰部まで押し下げた。高天原はなりひびいて、八百万の神が一齊にわらった」とある。ここにも、『日本書記』の記述と同様に「神憑り」した所作が記されており、アメノウズメが常軌を逸した異常な振る舞いをしていることがわかる。さらに、『日本書記』巻二・神代下〔第九段〕一書第一上巻149ページ、天孫降臨段の別伝、一書第一(図3-3)では、「アメノウズメは④胸乳をあらわにむき出して、裳のひもを臍の下まで押し下げて、あざわらって向かい立った」とある。藤崎祐二^{5a)}によれば、「天鈿女命は、『記紀』を通じて天石窟と天孫降臨の二場面に登場し、双方において同様の働きをしていることから(略)天鈿女命は天孫降臨段においても、『カムガカリ』を行っている可能性があるのではないだろうか」と述べている。先に述べた「アメノウズメが俳優(わざおき)す」とあるのは「こっけいな動作をして歌い舞い、神や人などを楽しませるわざ」すなわち「演技」をしていることを指す。また、アメノウズメの「顕神明之憑談」(神憑り：カムガカリ)とは、「何者かに憑依(ひょうい：神霊が人に乗り移った状態)したり、憑依されたりすることを示す意である」とされる^{5a)}。したがって、この「神憑り」の解釈こそが、アメノウズメの異常な振る舞いの要因を知る手掛かりとなるのではないかと考えられる。

「神憑り」について、卜部兼方⁶⁾は、「『カムガカリ』とは必ず託宣を伴うが、(略)この場面では憑依現象は生じておらず、(以下略)」(託宣：神憑りになった巫女やシャーマンの口から発せられる言葉)と解釈した。また、本居宣長⁷⁾は、「『カムガカリ』は本来、憑依現象を伴うが、アメノウズメの『カムガカリ』は『俳優』することである(以下略)」とした。一方、飯田季治⁸⁾は「『神明の憑談を顕は

す』とあるのは、神明が人に憑(つ)いて、(憑くと云ふは、狐憑(きつねつき)などの憑に同じ、乗憑(のりうつ)る事也)、其の正心を失ひ、種々の事を談て狂ふ如き状態を顕はして舞ひ踊った、と云う意である」と述べている。また、西郷信綱⁹⁾は「ここの神がかりも何かの神に乗り移られたというより、むしろ自己の魂を外に送り出し、正心を失った状態、つまり trance とか ecstasy とか呼ばれる境に入ったとすべきだろう」と解釈した。さらに、藤崎祐二は、『日本書記』「天孫降臨別伝、一書第一」(図3-3)と『古事記』(上巻・天岩屋)(図3-2)における同種の行為を参照し、「天鈿女命が胸や下半身を露出する行為は、それが『カムガカリ』行為(神霊が乗り移った)に付随する動作だったからではないか」^{5a)}としている。鎌田東二¹⁰⁾によれば、『古語拾遺』¹¹⁾「天の岩戸」におけるアメノウズメの乱舞の場面、「アメノウズメにして、真辟葛(マサキノカズラ=植物名)を鬘(カズラ=髪飾り)として蘿葛(ヒカゲノカズラ)を手纏(タスキ)とし、竹は(ササバ=笹葉)・飢憩木(オケノキ)の葉を手草(タクサ=神楽などで手に持つ草)として、手に鐸(サナキ)を付けた矛を持ち、岩窟の戸の前に誓槽(ウカフネ)を伏せて、庭燎(ニワビ)を灯して、巧に俳優(ワザオキ)をなし、相与(アイトモ)に歌い舞わせた」という記述では、「アメノウズメが手も頭も身体も植物に覆われながら『ワザオキ』をし、『カムガカリ』になった」ことに注目した。鎌田東二は「アメノウズメはほとんど全身をさがりごけ(ヒカゲノカズラ)や、まさきのツルや笹で覆ったのだ。つまり、植物の霊力をわが身に振りつけながら変身し、意識の変容をもたらしている」と解釈した。そして、「演技の起源は神憑り、すなわち神霊の憑着により意識と身体の変容がもたらす神異の振る舞いであったということだ。それは、根源的に霊的な変身だったのである」と述べている。この考察こそ、篝火(『古語拾遺』では庭燎(ニワビ))に投げ込まれた青和幣(大麻)から発生した向精神活性物質をアメノウズメが身体内に吸収し、カムガカリという霊力を得て変身したという考えを裏付け、アメノウズメのカムガカリが、西郷⁹⁾のいうトランス状態を示すものであったことを示唆するものではないだろうか。

以上の見解を踏まえ、このアメノウズメの常軌を逸した振る舞いは「俳優」(わざおき)か、それとも「顕神明之憑談」すなわち「神憑り」(カムガカリ)なのかという問いに対し、本研究では以上の3点を考察した。

1. この場面では、暗闇を照らすために神々が笑いながら青和幣を篝火に投げ入れる情景とともに、「アメノウ

ズメが植物をまとい、霊的変身した異常な所作こそが『神懸り』そのものである」ことを想像させる。

2. アメノウズメが胸や下半身を露出し、踊り狂う姿は「俳優」(わざおき)ではなく、正心を失った「神懸り」であって、トランス状態(変性意識状態)であることと一致する。
3. アメノウズメの異常な姿は、古代人が加熱した麻を吸煙し踊り狂うという記録⁴⁾と一致する。

アメノウズメの「常軌を逸した振る舞い」は「俳優」か「神懸り」か、古代文学・宗教学・民俗学などの分野で様々な見解があり、現代においても統一的な解釈はないと考えられる⁵⁻¹²⁾。前述の通り、アメノウズメの「神懸り」について、江戸時代の本居宣長⁷⁾は、「俳優(わざおき)」(演技)であるとし、鎌倉時代のト部兼方⁶⁾は、「憑依現象は生じておらず」と述べるなど、ともに俳優(演技)であると結論している。一方、現代の研究者である西郷信綱⁹⁾、飯田季治⁸⁾、藤崎祐二^{5a)}、鎌田東二¹⁰⁾は、アメノウズメのこの所作を「神懸り」と解釈している。

「神懸り」とは、現代の精神医学の観点では変性意識状態(トランス状態)¹³⁾として説明される。これは、通常とは異なる意識の拡張状態であり、巫女やシャーマンの呪術儀式において見られる現象である。そこでは脳内麻薬のβ-エンドルフィンやドーパミンといった神経伝達物質が分泌され、多幸感や幻覚といった体験が引き起こされる^{13,14)}。

アメノウズメの身体の露出などの行為による異常な振る舞いは、この変性意識状態(トランス状態)の典型的な様態と一致する。精神医学的な解釈によれば、「自我を失い外部の力に支配されているかのような状態」ということになる。変性意識状態が人為的に引き起こされる場合、要因としてドラッグ(向精神薬)の摂取が考えられ¹⁴⁾、神々が青和幣を篝火に投げ入れたことによって向精神活性物質THCが生成し、それを吸煙してトランス状態となったとする解釈は、古代祭祀の情景をイメージさせる。

したがって、青和幣の燃焼で生じるTHCの吸煙によって引き起こされたアメノウズメの所作はただの「俳優」としての「動作」ではなく、大麻草の使用によって起きた「変性意識状態」(トランス状態)による「神懸り」であり、ヘロドトスの記録⁴⁾にある、加熱した大麻種子を吸煙し、踊り狂う古代のスキタイ人やマッサゲタイ人と同様な向精神活性物質によるトランス状態であることが推定される¹³⁾。

では、「青和幣」とは何か。

大麻草の成分と「青和幣」とは

「麻」は「大麻草」(*Cannabis sativa* L.)とも呼ばれ、日本では古くから大麻(ヘンプ)を指し、その成分によって「繊維型」と「薬物型」に区別される。成分はカンナビノイド(麻に含まれているC, H, Oからなる化学物質の総称)で、100種類以上あると言われている。「繊維型」を「麻」とし、主カンナビノイドは非精神活性物質カンナビジオール(CBD)であり、「薬物型」を「大麻」としその主カンナビノイドは向精神活性物質テトラヒドロカンナビノール(THC)である。CBDおよびTHCは、植物体内ではともにカルボキシル基を持つ酸性物質であるカンナビジオール酸(以下CBDAと略す)とテトラヒドロカンナビノール酸(以下THCAと略す)から、それぞれ脱炭酸して得られる。CBDAやTHCAは、両者の前駆体であるカンナビゲロール酸(以下CBGAと略す)から、カンナビジオール酸合成酵素(以下CBDASと略す)およびテトラヒドロカンナビノール酸合成酵素(以下THCASと略す)によって、それぞれ生合成される(後述、図5参照)。CBDAやTHCAは植物体内で熱や光、空気中などで容易に脱炭酸され、CBDおよびTHCをそれぞれ生成する。この現象は、大麻草に含まれるカンナビノイドの生化学的特性によって説明される¹⁵⁾(図4)。

大麻草の部位ごとのカンナビノイド含有量は、ケモタイプによっても異なるが、一般的に、THC含有量は、花穂、苞葉が最も多く、次いで葉、茎がやや多く、根、成熟した茎、種子では極微量かあるいは検出限界以下である。花穂中の種子は苞葉に包まれ、THCの前駆体THCAは苞葉の腺毛で生合成される。

本研究では、アメノウズメの「神懸り」を「変性意識状

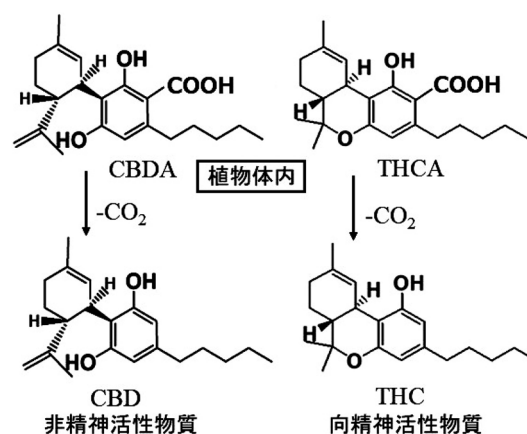


図4 CBDAおよびTHCAの脱炭酸反応によるCBDおよびTHCの生成

態」(トランス状態)と解釈し、その状態を誘発した要因として、天岩戸で用いられた青和幣(大麻の茎表皮)の燃焼成分を吸煙した可能性を推定した。「神懸り」の原因として、青和幣の素材である大麻草の茎表皮部分のカンナビノイド含有量を以下の論文¹⁶⁾を参照して化学的に考察する。

2023年、田中ら¹⁶⁾は、薬物タイプおよび繊維タイプ2種類の大麻草系統における各部位の詳細なカンナビノイド量について報告した。本研究では、薬物タイプとしてメキシコ産系統雌株、および繊維タイプとしてトチギシロ雌株の一部分である花穂(Buds)、苞葉(Bract)、茎(Stems)の外表皮部の「茎上部」と「茎下部」、および種子(Seed)の殻と仁について、それぞれのTHCA、THC、CBDA、CBD含有量を比較した(表1、2)。

大麻草のカンナビノイド含有量は、植物の部位によって大きく異なる(表1、2)。薬物タイプ(メキシコ産系統雌

株)ではTHCAは花穂や苞葉に最も多い。青和幣は、麻の茎の緑がかった表皮を布にして幣帛としたものとされる²⁾が、大麻草の「茎上部」は「茎下部」よりTHCAの含有量が明らかに多い(表1)。青和幣を織るためには茎全体の表皮を使用すると考えると、茎のTHCA含有量は茎の表皮全体の量となる。したがって、茎の表皮全体としては多量のTHCAを含有していると考えられる。THCAは熱などで容易にTHCに変化するため(前述)、アメノウズメの「神憑り」の要因は、篝火に投げ込まれた青和幣のTHCAの燃焼によるTHCの吸煙が原因の一つではないかと推定される。しかし、前述したように神話の時代の日本に向精神活性作用を持つ大麻が存在したのだろうか、それについては後述する。

繊維タイプ(トチギシロ雌株)においては、THCA含有量は花穂、苞葉では微量であるが、「茎上部」、「茎下部」と

表1 薬物タイプ(メキシコ産系統雌株)の各部位のカンナビノイド含有量¹⁶⁾

Parts	Tissues	Cannabinoids (μg/mg)*			
		THCA	THC	CBDA	CBD
Buds (花穂)		24.8	0.5	0.03	TR
Bract (苞葉)		28.4	0.7	0.05	TR
Stems (茎)	外表皮部(「茎上部」, 外径0.6cm部分)**	12.8	0.08	0.04	ND
Stems (茎)	外表皮部(「茎下部」, 外径2.0cm部分)***	0.8	0.004	0.004	ND
Seed (種子)	殻	0.2	0.003	TR	ND
Seed (種子)	仁	0.07	0.001	TR	ND

*Detected by LC-Q-TOF-MS. TR: Trace, ND: Not detected. **2.7mの長さの大麻の茎を地上部から約30cmごと8区分に分け、地上部から上に7区分目の30cm(外径約0.6cm)部分(「茎上部」と記載)の分析値。***同様に地上部から上に3区分目の30cm(外径約2.0cm)部分(「茎下部」と記載)の分析値。表2¹⁶⁾は、田中理恵、水谷佐久美、川村麻衣子、瀧野裕之、川原信夫、花尻(木倉)瑠璃。薬学雑誌。2023;143:411-8.より引用(一部項目を抜粋)。

表2 繊維タイプ(トチギシロ雌株)の各部位のカンナビノイド含有量¹⁶⁾

Parts	Tissues	Cannabinoids (μg/mg)*			
		THCA	THC	CBDA	CBD
Buds (花穂)		0.4	TR	10.6	0.03
Bract (苞葉)		1.2	0.009	27.5	0.2
Stems (茎)	外表皮部(「茎上部」, 外径0.8cm部分)**	0.05	TR	0.9	0.03
Stems (茎)	外表皮部(「茎下部」, 外径2.0cm部分)***	0.009	ND	0.02	0.002
Seed (種子)	殻	0.004	ND	0.07	TR
Seed (種子)	仁	ND	ND	ND	ND

*Detected by LC-Q-TOF-MS. TR: Trace, ND: Not detected. **3.3mの長さの大麻の茎を地上部から約30cmごと10区分に分け、地上部から上に8区分目の30cm(外径約0.6cm)部分(「茎上部」と記載)の分析値。***同様に地上部から上に3区分目の30cm(外径約2.0cm)部分(「茎下部」と記載)の分析値。田中理恵、水谷佐久美、川村麻衣子、瀧野裕之、川原信夫、花尻(木倉)瑠璃。薬学雑誌。2023;143:411-8.より引用(一部項目を抜粋)。

もほとんどないと言ってよい。一方、CBDA は花穂、苞葉には多量に存在する（表2）。CBDA が主である繊維タイプの花穂、苞葉が加熱されても、従来の見解ではCBDA やCBDA から脱炭酸したCBD はTHC に変化することはない。しかし、後述するように、CBD およびCBDA が加熱によりTHC へと変化する可能性が示唆される場合、これまで非精神活性成分として認識されてきたCBD およびCBDA に対する従来の理解は再検討を要する。すなわち、茎表皮部や花穂、苞葉にCBDA やCBD を含む繊維型の麻は、「医薬品・嗜好品・繊維など」の多角的用途や法的枠組みにおいて、従来の分類とは異なる新たな観点からの再定義が求められる可能性がある。

また、薬物、繊維両タイプの種子の殻と仁では、THC、CBD とともに極微量しか検出されないが（表1、2）、古代遺跡から多量の炭化種子が発見されている事実から（後述）、古代人はフレッシュな苞葉や花穂ごと種子を燃やしてトランス状態になっていたのではないかと考えられる。そのため、遺跡には炭化した種子のみが残存したのではないだろうか。

以上の考察は、アメノウズメの「神憑り」が、青和幣の燃焼によって生成したTHCの吸煙によって引き起こされたという新たな視点とともに、CBDA からTHC への熱異性化反応が進行する可能性も示唆するものではないかと考えられる（後述）。

では、CBDA、THCA の2種類のタイプはどのように世界に拡散していったのか、考えてみたい。

「麻は人間が移動していく際の随伴者となる」¹⁷⁾

これは植物学者ヴァヴィロフ¹⁷⁾の言葉である。この言葉が示すように、大麻は人間の移動とともに世界中に広まった植物である。その多様な用途から、大麻は人間の生活に深く根ざしていたことがわかる。

大麻の原産地は中央アジアであり、そこから非精神活性物質・CBD 前駆体のCBDAを主成分とする繊維タイプと、向精神活性物質・THC 前駆体のTHCAを主成分とする薬物タイプの2系統に分かれて拡散したとされている。非精神活性物質の系統は、北方のカザフスタンを経てモンゴルからロシア、アラスカ経由で北アメリカへ、また中国北部から朝鮮半島を経て日本列島へと伝播した。一方、向精神活性物質前駆体・THCAを持つ系統は、中近東やインドを経由して世界各地に広まり、特に東アジアでは交雑によって高濃度のTHCAを持つ系統も生まれた¹⁸⁾。

2021年、Renら¹⁹⁾による最新の研究によって、大麻が

約4,000年前に、東アジア、特に中国において野生種と在来種を源に、繊維型（ヘンプ）と薬物型（マリファナ）に分岐したことが考古学的な記録とゲノム解析の結果から明らかになった。この事実は、日本の古代大麻の性質を考える上で非常に重要である。

福井県の鳥浜遺跡からは、約12,000年前から5,000年前の麻の種子が発見されているが²⁰⁾、これは大麻の遺伝的分岐が起こるよりも前の時代であり、この時期に日本列島に伝播した大麻は、繊維型と薬物型の両方の遺伝子（*CBDAS*と*THCAS*）をゲノム中に持つ「中間型」であった可能性が高いと考えられる。すなわち、この「中間型」の大麻草は、*CBDAS*と*THCAS*という両方の酵素をコードする遺伝子を持つため、CBDAと同時に、THCAも含有していたと考えられる。つまり、古代日本に存在していた大麻草は、現在の繊維用大麻とは異なり、CBDAのみならずTHCAも含有していたことが推測できる。

大麻草は、その起源地である中央アジアから、人間の移動とともに世界各地へ伝播した。特に、向精神活性物質前駆体・THCAを持つ大麻は、紀元前から宗教儀式や医療目的、また嗜好目的で広範に利用されてきたことが、数多くの考古学的・文献学的証拠から明らかになっている。例えば、

- ・トルコ、アッシリア（紀元前800-650年頃）：トルコの古墳やアッシリアの楔形文字版には、大麻が記録されている²¹⁾。
- ・インド（紀元前2500年頃）：バラモン教の聖典『ヴェーダ』には、大麻樹脂や花穂の記載が見られ、宗教儀式での使用が示唆されている²¹⁾。
- ・古代ユダヤ・キリスト教：古代イスラエルのテルアラド寺院や旧約聖書には、向精神活性物質を含む大麻が宗教儀式で用いられた記録がある²²⁾。
- ・中国・トルファン盆地（約2,500年前）：古代墓から約1メートルの大麻草の植物遺体13本が、成人男性の胸に「埋葬着」として配置された状態で発見された。これは、大麻が宗教的儀式や死者との交信のために使用された可能性を示しているという²³⁾。

また、以下のような大麻を加熱し、吸煙していた事実を示す考古学的証拠も多数存在する。

- ・中国・ジルザンカル墓地（約2,500年前）：パミール高原のこの墓地で発見された10種類以上の木製の火鉢からは、大麻が燃やされていた痕跡が見つかっている。これは、この時代には大麻を儀式の一環として喫煙していた

事実を示している²⁴⁾。

- ・古代スキタイ人・マッサゲタイ人（紀元前5世紀頃）：古代ギリシアの歴史家ヘロドトスは、遊牧民が火に大麻の実を投げ入れ、その煙を吸って陶酔し、踊り狂った様子を記録している。この記述は、スキタイ人の古墳から発掘された大麻の炭化種子や喫煙用具やテントなどの発見によって裏付けられている^{4a, b, 27)}。
- ・中国黒龍江省（紀元前4-2世紀）：神殿跡から大量の炭化した麻の種の発見²⁵⁾。
- ・トルファンの墳墓（紀元前1000年から紀元前後）：大麻を使用していたとみられるコーカサス人の男性ミイラ2体。一体のミイラの草籠の中には大量の大麻の葉と茎が詰め込まれていた。彼らは大麻の向精神活性作用を認識していて神や死者との間で呪術者としてコンタクトしていたと考えられる。向精神活性作用を持つ麻を持ったミイラは、コーカサスの遊牧民のシャーマンと推測されている^{25, 26)}。
- ・中国甘肅省（紀元前3100-2700年）：東郷林家遺跡の居住跡から陶缶に入った保存状態良好の炭化大麻種子の発見。向精神活性作用の最も強い雌麻の花穂（バズ）が発見された²⁵⁾。

これらの出土品は、単に大麻が存在したことを示すだけでなく、古代人が大麻を加熱し、その煙を吸入することで向精神活性作用が起きる事実を知っていることを証明している。

述べてきたように、古代における大麻の使用は、宗教儀式や医療において、変性意識状態（トランス状態）を誘発するための重要な手段であった。大麻の炭化種子の出土や喫煙具やテントなどの発見は、古代人が加熱によって大麻の向精神活性作用を引き出す方法を熟知していたことを示している^{4b, 27)}。

日本では、縄文時代から大麻が利用されていたことが、数多くの遺跡から明らかになっている。

- ・縄文時代の炭化麻果実塊：福井県の鳥浜遺跡（約12,000-5,000年前）²⁰⁾からは麻の種や縄が、秋田県の菖蒲崎貝塚²⁸⁾や東京の下宅部遺跡²⁹⁾からは、煮炊きされた炭化麻果実塊が発見されている。後者二つの遺跡は、大麻が単なる繊維の用途だけでなく、食料として、何らかの儀式で利用されていることを示唆している。

このように、大麻が食料や繊維用途だけでなく、古代人にとって向精神活性物質としての用途が、近年の研究や歴史的文献から明らかにされている。

考古学的証拠から見る向精神活性物質を持つ日本の大麻

の記録において、縄文時代の麻は、前述したように遺伝的分岐以前に伝播した「中間型」であった可能性が高い。日本の古代の大麻が向精神活性作用を持つ株もあったという科学的な根拠を考えると、例えば、千歳キウス4号遺跡（縄文時代後期）の盛土遺構などから発見された麻の炭化種子³⁰⁾は、前述した中国黒龍江省の神殿跡で発見された事例²⁵⁾と同様に、儀式的行為に反映されていることから、大麻が燃焼され吸煙されていた可能性を示唆するものである。黒龍江省は、ロシアと黒龍江（アムール川）を国境とし、古代文化は樺太ないし日本海を経由し、北海道と交流があったことが推定されている。大麻もまた、北海道では昭和40年代まで野生大麻が繁殖しており、雌株の葉はTHC含有量で1.6%を達するものもあったという。現在でも野生大麻は繁殖し、毎年伐採されている³¹⁾。

一方、日本においても歴史書や随筆、風土記には、以下のような大麻の向精神活性作用を示唆する記述が多々ある。しかし、正史に大麻の向精神活性作用に関する直接的な記述は見受けられない。その理由は、大麻が神聖な宗教的秘事や呪術に用いられ、巫女やシャーマンなど、特定の人々によって口伝で継承されたためではないだろうか。

- ・『播磨国風土記』：夜に麻を打っていた2人の女性が、麻を胸に置いたまま死亡したという記述は、麻の持つ強力な向精神活性作用を示唆している³²⁾。

- ・『甲子夜話』：麻の初生の芽を食すと発狂し、味噌和えにして食べると人事不省に陥るといふ記述は、大麻の若芽が特に高いTHC含有量を持っていた可能性を示している³³⁾。

- ・『和漢三才図会』³⁴⁾、『古今要覧稿』³⁵⁾：これらの書物にも、「麻の実は過食すると人を狂わせる」「麻の芽を食うと発狂する」といった、大麻の向精神活性作用に関する記述が見られる。これらの記録は、単なる言い伝えではなく、上述したように日本の古代大麻が実際に向精神活性作用を有していたという事実を反映しているのではないだろうか。大麻畑の作業中に眩暈や頭痛に襲われる「麻酔い」という言い伝えも、それが向精神活性作用のない麻であっても加熱などの特定の条件下では向精神活性作用を引き起こす可能性を示唆している³⁶⁾。

これらの証拠は、日本の大麻が単なる繊維作物ではなく、特定の状況下で向精神活性作用を誘発し、古代の宗教儀式や呪術に用いられていた可能性を強く暗示させるものであり、古代日本の麻が遺伝的「中間型」であったことを示唆するものであろう。

CBD から THC への異性化反応について

以下、化学的な側面から CBD から THC への異性化反応について考察する。

大麻草を加熱し、その煙を吸入することで生じる向精神活性作用は、主に THC によるものである。前述したように大麻草の植物体内では、THC や CBD は、THCA、CBDA との共通の前駆体であるカンナビゲロール酸 (CBGA) からそれぞれ独立した生合成経路を経て生成される (図 5)。

前述のように、CBDA の脱炭酸後の CBD は THC に変換されないと考えられていたが、近年の化学研究により、酸性条件や加熱条件下で CBD が THC に異性化する事実が知られている。2020 年以降、複数の研究者が CBD から THC への変換反応について報告している。Marzullo ら³⁷⁾ や松本ら³⁸⁾ は、ルイス酸やプロトン酸を用いた化学反応で CBD を THC へ、十分に向精神活性作用を発現させる収率で変換した。さらに、Czégény ら³⁹⁾ は、加熱式電子タバコを用いて CBD を加熱吸煙することで THC が生成することを示し、2024 年には Daniels ら⁴⁰⁾ が、動的 NMR や活性化エネルギー計算を用いて、この熱異性化反応の反応経路などのメカニズムを分子レベルで明らかにした。彼らは、CBD が好気的および嫌気的条件下で加熱されると THC に異性化することを理論的、実験的に証明した。この異性化の要因は、加熱による CBD 分子内の OH- π 水素結合による反応種 (フェノール性水酸基とイソプロペニル基の π 電子) の接近と、高温でのフェノール性水素の酸性度上昇が駆動力となるためであるとしている (図 5)。

この研究は、大麻科学の発展において、CBD の分子構造と反応性の関係に新たな知見をもたらした。論文には、

CBD 製品の安全性確保と厳格な規制が不可欠であるため、この研究の結果が規制当局や製造者、消費者への警鐘となることが示されている。

一方、Daniels らの当該研究⁴⁰⁾ から、次のような反応が進行している可能性も予測できるのではないだろうか。新鮮な大麻の持つ前駆体 CBDA が加熱される過程で脱炭酸後、生成した CBD が反応系内の加熱環境によって THC にすかさず異性化する二段階ワンパス反応が起きることも予測できる (図 5、波線部分)。

ヴァヴィロフは、古代人がハッシシ (大麻草から分泌される樹脂を固めて作られる大麻製品の一種) をとる時、「茎や葉を焚き木として燃やし、その酔わせるような作用を持つことに古代の人は気づいていた」⁴¹⁾ と記している。この記述は、古代の人々が、新鮮な大麻そのものを燃やし、発生した煙を吸うだけで向精神活性状態が生じることを経験的に知っていたことを示唆している。そこには CBD から THC を生成するというよりも、上述の CBDA からワンパスでトランス状態を引き起こす THC への化学反応が進行していることを推測させる。繊維型大麻と薬物型大麻の中間型の大麻が多かった古代では、CBDA や THCA を加熱するだけで向精神活性作用を持つ THC が生成されることを古代人は知っていたことをヴァヴィロフは述べているのではないだろうか。

述べてきたように、アメノウズメの「異常な振る舞い」は、俳優 (演技) によるものではなく、大麻 (青和幣) の吸煙によって引き起こされた「神憑り」、すなわち「変性意識状態 (トランス状態)」であったとする仮説が推論される。この仮説は、古代における大麻の使用が宗教儀式において変性意識状態を誘発する重要な手段であった可能性

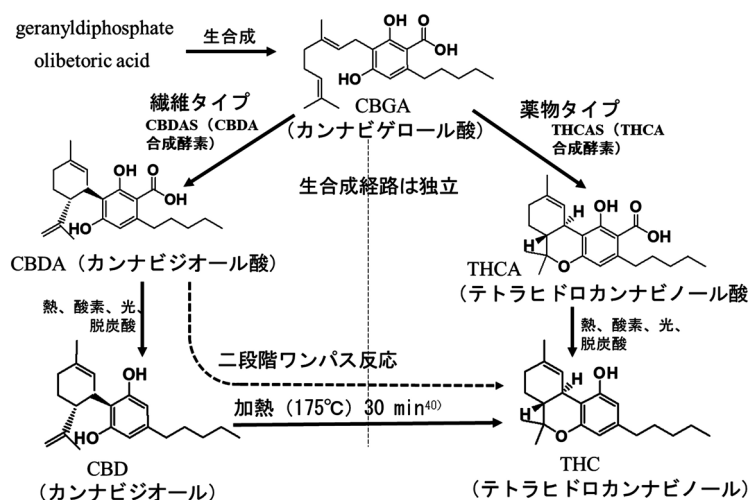


図 5 カンナビノイドの生合成ルートと CBD から THC への熱異性化反応

を示唆している。古代人が大麻を祭祀や嗜好品として利用していたという推論は、現代の科学的視点から検証可能な仮説として提示できるのではないかと考えられる。

おわりに

CBD の THC への異性化は、CBD の電子構造解析による予測³⁾、および Daniels ら⁴⁰⁾ の詳細な理論と実験結果から明らかになった。

本稿は、神話に内在する科学的要素に着目し、神話の意図とその科学的解釈を文理融合的観点から検討し、以下の考察を行った。

- ・アメノウズメが「顕神明之憑談」(神懸り)す、とあるのは、青和幣(大麻の幣帛)を燃やして、発生した向精神活性物質・THC を吸煙したことで、変性意識状態(トランス状態)となったことを示唆している。
- ・古代人が大麻を加熱して発生した向精神活性物質・THC を吸煙し幻覚を体験していたという歴史的事実は、「天岩戸神話」の情景を科学的に説明する一つの仮説となり得る。
- ・古代の人々は神話を通して世界の秩序を理解しようとし、現代の私たちは科学によってその背景にある原理を探ろうとしている。両者は異なる形で普遍的な真理を追い求めてきたと言える。
- ・ヤマト王権は、大麻の「穢れを祓う力」や「神懸り」という「神の言葉・繋がり」(託宣)を、政治的正当性の象徴として神話に組み込んだ可能性がある。
- ・「神憑り」は神が人に憑依して神意を語らせる託宣である。それは神の意思であり現実に行動を伴うため、そこに真理が存在すれば科学的な解釈を見いだすことが可能かもしれない。「神憑り」は、神意と科学が交差する象徴的なキーワードであり神話と科学を結ぶ重要な概念である。

利益相反

開示すべき利益相反はない。

参考文献および注

- 1) 松本直樹. 神話で読み解く古代日本; 古事記・日本書記・風土記. 筑摩書房, 2016. p. 23-45
- 2) 青和幣はどのような方法で製造されるのか明確な文献は無い。一般に大麻から繊維を取り出す方法は、大麻の韌皮から表皮部分をはぎ取り、細かく裂き、乾燥、灰汁などで精練する。できた繊維は、わずかに生成り色(わずかに黄色がかった白色)である。ではなぜ、「青和幣」と書かれているのだろうか。

「青」という色は日本では緑を指すことが多い。「緑」は色そのものを指すというよりも、「みずみずしさ」や「芽吹いたばかりの若々しさ」を示す言葉であり、「青」という範疇の中にある。「青」は日本の自然や文化そのものに根差した「生命力」や「瑞々しさ」を包含する広い概念である。「青和幣」が青いのは大麻の緑の表皮から直接皮を剥いで、細かく糸にして織った織布(幣帛)だからではないのか。大麻の繊維はセルロースであり、そこに含まれる THCA, THC, CBDA, CBD などのカンナビノイド類は精練されることなく含有されている。そして「緑色」(青色)も残存する。それは後に述べる、ヴァヴィロフ⁴¹⁾が、古代人は「大麻の茎や葉を焚火として燃やし、その酔わせるような作用を持つことに気づいていた」と記していることから、「青和幣」は精練なしの青い繊維中に向精神活性物質を含んでいた幣帛であると考えられる。

- 3) a) 武田収功. 麻と古代日本の祭祀. 歴研よこはま, 2019; 78: 36-9. 当該雑誌に記載された「大麻の成分が加熱される過程で幻覚性の活性成分に変化する可能性があることを示している」という記述は、CBD の電子構造解析に基づき、CBD の各原子の電子密度を計算した結果により裏付けられている。ただし、同誌の性質上、化学的な表現や計算結果の詳細は誌面では未発表である。そこで、以下にその計算方法について補足説明を記す。

CBD は、分子内閉環反応によって THC への異性化が予測されるため、CBD の電子構造解析は構造最適化後、密度汎関数理論(DFT)(B3LYP/6-31G*/PM3, by Spartan10, Wavefunction, INC.) (ベンチル基はメチル基に置き換え計算)によって計算した。CBD の全原子の電荷は、自然軌道(NBO)解析、および Mulliken 電荷分布解析の2種類の計算方法によって求めた。NBO 解析では、CBD の環化部位のイソプロペニル基の SP2 炭素は、全原子中最も大きな正電荷 $q = +0.012e$ を、またフェノール性水酸基の酸素は、全原子中最も大きな負電荷 $q = -0.716e$ を示した。一方、Mulliken 電荷分布解析においても、イソプロペニル基の SP2 炭素は、全原子中最も大きな正電荷 $q = +0.226e$ を、フェノール性水酸基の酸素は、同様に全原子中最も大きな負電荷 $q = -0.674e$ を示し、両計算法ともイソプロペニル基の SP2 炭素に対して、フェノール性水酸基の酸素が最も求核攻撃を起こしやすいことが明らかとなった。これらの当該原子はそれぞれ最も結合可能性の高い立体配置にあり、この結果は、CBD が THC に異性化する可能性があることを示唆している。なお、この結果は、以下の b), c) において発表した。b) 武田収功. 日本薬史学会 2024 年会 (帝京大学薬学部 2024 年 11 月 2 日). 2024 年度講演要旨, p. 4 c) 武田収功. 日本薬史学会 2025 年度. 第 16 回柴田フォーラム (日本薬科大学お茶の水キャンパス 2025 年 8 月 2 日)

- 4) a) ヘロドトス. 松平千秋 (訳). 歴史 上. 岩波書店, 1972. p. 172-3
b) ヘロドトス. 松平千秋 (訳). 歴史 中. 岩波書店, 2007. p. 51-2
c) 文献 20)~27) 参照 d) ゴロアスター教 (拝火教) や、またバラモン教、ヒンズー教などに限らず、古代から続く多

くの宗教の宗教的行為に、「大麻」は「火」とともに使われている。それは「火」の「浄化と浄め」と、火に投げ込まれた大麻から発生する向精神作用物質による「再生や変容」などの意識の変容作用を神の言葉（託宣）として、また神の象徴として崇拝されるものであった。

- 5) a) 藤崎祐二. 上代における「カムガカリ」の語義：『日本書紀』の「顕神明之憑談」を手がかりとして. 語文研究. 九州大学国語国文学会. 2019；127：1-14. DOI: 10.15017/3054019 b) 坂本太郎, 家永三郎, 井上光貞, 大野 晋 (校注). 日本書紀. 日本古典文学大系新装版. 岩波書店, 1992. p. 112;p. 148 c) 武田祐吉, 倉野憲司 (校注). 古事記祝詞. 日本古典文学大系 1. 岩波書店, 1960. p. 83
- 6) a) 卜部兼方. 釈日本紀 古注釈 私記. 国史大系第 8 巻. 吉川弘文館新版, p. 100-1 b) 文献 5) 参照
- 7) a) 本居宣長. 大野 晋 (編). 古事記伝. 本居宣長全集第 9 巻. 天岩戸の段. 本文と注釈. 筑摩書房, 1968. p. 376 b) 文献 5) 参照
- 8) a) 飯田季治. 日本書記新講 上巻. 名文社, 1937. p. 190 b) 文献 5) 参照
- 9) a) 西郷信綱. 古事記注釈第 1 巻. 平凡社, 1975. p. 339 b) 文献 5) 参照
- 10) 鎌田東二. ウズメとサルタヒコの神話学. 大和書房, 2000. p. 28-30
- 11) 斎部広成. 古語拾遺 (現代語訳). 古語拾遺 6 日神の石窟幽居 (2). <https://nihonsinwa.com/page/3027.html>
『古語拾遺』は、平安時代の官人・斎部広成によって編纂されたものであり、その成立は 807 年頃であるとされる。『古事記』や『日本書紀』といった他の史書にはない斎部氏に伝わる独自の伝承を含んでいる点が特徴的である。天地開闢から天平年間に至るまでの伝承を中心に構成され、神代の伝承や古伝承が網羅されている。斎部氏の祖神である天太玉命に関する記述が多く見られる。編纂された理由は、古代の祭祀をとともに司っていた天兒屋命を祖神とする藤原氏 (中臣氏) に対して、斎部氏が失われつつある正統性を回復する意図で書かれたのではないかという「愁訴陳情書説」もあるが、近年では朝廷に提出された法制整備に関する調査報告書である可能性が高いとの見解が一般的である。
なお、天岩戸の場面に書かれている植物は、
・真辟葛 (マサキノカズラ=植物名) を鬘 (カズラ=髪飾り)：つる性植物で、古くから神と人をつなぐ媒体や、生命力、豊穡の象徴とされてきた。髪飾りとして使うことで、神聖な力を身にまとう意味があった。
・蘿葛 (ひかげのかずら)：現在も神事に使われる植物である。神事の際に身につけることで、場を清め、神聖な状態を保つ役割があった。
・笹葉 (ささば)：手草 (たくさ) として笹葉や飢餓木 (おけのき) の葉を持った。笹は、古くから神聖な植物とされ、神降ろしの依代 (よりしろ) であり、清らかな場所を示す。鎌田東二 (文献 10) が述べたように、これらの植物は、その霊力を以ってアメノウズメを変身させ、カムガカリという意識の変容をもたらしているのではないだろうか。
- 12) a) 吉田修作. アメノウズメノ〈神がかり〉・〈わざおき〉—天

- 岩戸と天孫降臨一. 日本文学. 2011；60 (2)：1-10 b) 小林宜彦. 天石窟伝承と古代の祭祀構造に関する考察—天鈿女命の「俳優」と「顕神明之憑談」を中心に—. 國學院雑誌. 2023；121 (11)：43-65. DOI: 10.57529/00000599 c) 木村はるみ, タカノ・ヴィオレッタ・ミサキ, 太田 結. 神話にみる「芸能の力」—アメノウズメノミコトと俳優 (ワザラギ)：外国語表現と諸芸能での扱い—. 山梨大学教育人間科学部紀要. 2014；16：259-74 d) 藤崎祐二. 上代における「カムガカリ」と憑依：『日本書紀』の「顕神明之憑談」を中心として. 語文研究. 九州大学国語国文学会. 2016；121：28-41. DOI: 10.15017/1909874 e) 藤崎祐二. 『古事記』の「カムガカリ」：「託」・「著 (着)」を用いない表現のあり方. 語文研究. 九州大学国語国文学会. 2021；130/131：52-63. DOI: 10.15017/4772298 f) 文献 5), 10), 11) 参照
- 13) 「日常の意識状態」に対し、瞑想状態、催眠状態、宗教儀式などのトランス (入神) 状態、夢、向精神薬 (ドラッグ) によるサイケデリック (意識拡張) 状態などの神秘体験を「変性意識状態」という。巫女、シャーマンの呪術によって起こる意識状態も「変性意識状態」である。a) Tart CT (editor). Altered States of Consciousness. John Wiley & Sons Inc, 1969 b) 蛭川 立. 明治大学 情報コミュニケーション学部 蛭川研究室. <https://www.isc.meiji.ac.jp/~hirukawa/indexJ.htm> c) Tart CT. Scientific Studies of the Psychic Realm (サイ・パワー 意識科学の最前線). 井村宏次, 岡田圭吾 (訳). 工作舎, 1982 d) 齊藤稔正. 変性意識状態 (ASC) に関する研究. 松籟社, 1981. p. 30-1 e) 大宮司 信. 祈禱性精神病—憑依研究の成立と展開. 日本評論社, 2022. p. 99 f) 大宮司 信. 変性意識状態の心理学的特性. 北方圏学術情報センター. 2008；13：15-20 g) 変性意識状態とは何か. <https://freegestalt.net/asc/basic/asc/>
- 14) 河合徳枝. バリ州における意識変容状態に関する精神生理学的研究. Psychophysiological study on altered states of consciousness in Bali, Indonesia. 日産科学振興財団研究報告書, 2003；27：1-4
- 15) a) 厚生科学審議会. 医薬品医療機器制度部会, 第 2 回大麻規制検討小委員会資料 2. 令和 4 年 6 月 29 日. b) 船山信次. アサと麻と大麻—薬用植物から危険ドラッグまで. ファルマシア. 2016；52：827-31
- 16) 田中理恵, 水谷佐久美, 川村麻衣子, 瀧野裕之, 川原信夫, 花尻 (木倉) 瑠璃. LC-Q-TOF-MS を用いた大麻草 (*Cannabis sativa* L.) のカンナビノイド 11 成分の分析. 薬学雑誌. 2023；143 (4)：411-8
- 17) ニコライ L. ヴァヴィロフ. 中村英司 (訳). 栽培植物発祥地の研究. 八坂書房, 1980. p. 163
- 18) 西岡五夫. 大麻の研究. ファルマシア. 1975；11 (5)：327-30
- 19) Ren G, Zhang X, Li Y, Ridout K, Serrano-Serrano ML, Yang Y, et al. Large-scale whole-genome resequencing unravels the domestication history of *Cannabis sativa*. *Sci Adv*. 2021；7；1-12 DOI: 10.1126/sciadv.abg 2286
- 20) a) 笠原安夫. 鳥浜貝塚 (第 6, 7 次発掘のアサ種実の同定について. 付：50R2・3 区ベルト出土のゴボウ, リョクトウ,

- ツルマメ, きはだ, などの同定. In: 鳥浜貝塚 1983 年度調査概報・研究の成果—縄文前期を主とする低湿地遺跡の調査 4—, 福井県教育委員会・若狭歴史民俗資料館, p. 49-90 b) 笠原安夫. 鳥浜貝塚 (第 7 次発掘) における種子集中層から出土種実の同定—アサ, クマヤナギ, ヒルムシロ類, その他—. In: 鳥浜貝塚 1985 年度調査概報・研究の成果—縄文前期を主とする低湿地遺跡の調査 6—, 福井県教育委員会・若狭歴史民俗資料館, p. 1-6 c) 工藤雄一郎, 一木絵理. 縄文時代のアサ出土例集成. 国立歴史博物館研究報告. 2014; 187 (7): 425-40
- 21) 山本郁夫. 大麻文化科学考 (その 1). 北陸大学紀要. 1990; 14: 1-16
- 22) Arie E, Rosen B, Namdar D. Cannabis and frankincense at the Judahite shrine of Arad. *J Inst Archaeol Tel Aviv Univ.* 2020; 47 (1): 5-28. DOI: 10.1080/03344355.2020.1732046
- 23) Jiang H, Wang L, Merlin MD, Clarke RC, Pan Y, Zhang Y, et al. Ancient *Cannabis* burial shroud in a Central Eurasian cemetery. *Econ Bot.* 2016; 70: 213-21. DOI: 10.1007/s12231-016-9351-1
- 24) Ren M, Tang Z, Wu X, Spengler R, Jiang H, Yang Y, et al. The origins of cannabis smoking: chemical residue evidence from the first millennium BCE in the Pamirs. *Sci Adv.* 2019; 5: 1-12. DOI: 10.1126/sciadv.aaw1391
- 25) 山口 博. 大麻と古代日本の神々. 宝島社新書, 2014. p. 174-86
- 26) a) Jiang HE, Li X, Zhao YX, Ferguson DK, Hueber F, Bera S, et al. A new insight into *Cannabis sativa* (Cannabaceae) utilization from 2500-year-old Yanghai Tombs, Xinjiang, China. *J Ethnopharmacol.* 2006; 108: 414-22. DOI: 10.1016/j.jep.2006.05.034 b) Zhao M, Jiang H, Grassa CJ. Archaeobotanical studies of the Yanghai cemetery in Turpan, Xinjiang, China. *Archaeol Anthropol Sci.* 2019; 11 (11): 1143-53. DOI: 10.1007/s12520-018-0719-2 c) Russo EB, Jiang HE, Li X, Sutton A, Carboni A, Bianco F del. Phytochemical and genetic analyses of ancient cannabis from Central Asia. *J Exp Bot.* 2008; 59 (15): 4171-82. DOI: 10.1093/jxb/ern260 d) 文献 25) 参照
- 27) a) ルデンコ SI. 江上波夫, 加藤九祚 (訳). スキタイの芸術. 新時代社, 1971. p. 49-50. b) ホッパール M. 村井 翔 (訳). 図説 シャーマニズムの世界. 青土社, 1998. p. 56 c) 山口 博. 古代文化回廊. In: 第 3 章 大麻による古代幻術. (株)おうふう, 2004. p. 284 d) 文献 25) 参照
- 28) 辻 誠一郎, 南木睦彦. 縄文時代早期土器に付着した種実遺体. In: 由利市本庄市教育委員会 (編). 菖蒲崎貝塚平成 18 年度発掘調査概報. 由利市本庄市教育委員会, 由利市本庄市, 2007. p. 49-51
- 29) 佐々木由香, 工藤雄一郎. 大型植物遺体. In: 下宅部遺跡 I (1). 下宅部遺跡調査会, 2006. p. 183-222
- 30) a) 吉崎昌一, 椿坂恭代. キウス④遺跡から出土した炭化植物種子について. In: (財)北海道埋蔵文化センター調査報告書第 124 集. 千歳市キウス 4 遺跡 (2). 1998. p. 357-71 b) 参考, 同千歳市キウス 4 遺跡 1997-2003 (1)-(10) c) 文献 24) 参照
- 31) a) 山本郁夫. 大麻文化科学考 (その 2). 北陸大学紀要. 1991; 15: 1-20 b) 北海道 HP 保健福祉部〈地域医療推進局医務薬務課〉野生大麻・不正けし撲滅運動. <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/iyk/yakubutsuranyoboshi-bokumetsu.html>
- 32) 秋本吉徳. 播磨国風土記. 講談社, 2024. p. 114-5
- 33) 松浦静山. 甲子夜話 2. 平凡社, 1977. p. 103
- 34) 寺島良安, 島田勇雄, 竹島淳夫, 樋口元巳 (訳注). 和漢三才図会. 平凡社, 東洋文庫, 1985.
- 35) 屋代弘賢. 国会刊行会 (編). 古今要覧第 5 巻. 国書刊行会, 1906. p. 687-93
- 36) 倉井耕一. 大麻—地域資源を生かす 生活工芸双書—. 農山漁村文化協会, 2019. p. 44 (筆者注記: 厚労省が複数的大麻栽培農家に対し作業後の尿検査をした結果, 麻薬成分は検出されず, 「麻酔い」は確認されなかったことが報告されている. 厚生科学審議会 医薬品医療機器制度部会 第 1 回大麻規制検討小委員会, 令和 4 年 5 月 25 日)
- 37) Marzullo P, Foschi F, Coppini DA, Fanchini F, Magnani L, Rusconi S, et al. Cannabidiol as the substrate in acid-catalyzed intramolecular cyclization. *Nat Prod.* 2020; 83: 2894-901
- 38) 松本謙吾, 掛橋秀直, 鎌田寛恵, 志摩典明, 鎌田 徹, 片木宗弘, 他. 入手容易な材料によるカンナビジオールから Δ^9 -および Δ^8 -テトラヒドロカンナビノールへの変換過程. 日本法科学技術学会誌. 2023; 28 (2): 103-12
- 39) Czégény Z, Nagy G, Babinszki B, Bajtel Á, Sebestyén Z, Kiss T, et al. CBD, a precursor of THC in e-cigarettes. *Sci Rep.* 2021; 11 (1): 8951. DOI: 10.1038/s41598-021-88389-z
- 40) Daniels R, Yassin OA, Toribio JM, Gascón JA, Sotzing G. Re-examining cannabidiol: conversion to tetrahydrocannabinol using only heat. *Cannabis Cannabinoid Res.* 2024; 9 (2): 486-94. DOI: 10.1089/can.2022.0235
- 41) ニコライ L. ヴァヴィロフ, 中村英司 (訳). 栽培植物発祥地の研究. 八坂書房, 1980. p. 161

要 旨

『古事記』と『日本書紀』に記された「天岩戸」の神話は、太陽神アマテラスが岩屋に隠れたために世界が闇に包まれるという危機について記している。またアメノウズメの「憑依」についても述べている。「憑依」とは神霊が人に憑く（宿る）ことを言う。一部の研究者たちは、アメノウズメの憑依現象が変性意識状態（ASC）（トランス状態）を示しているのではないかと指摘している。精神医学的には、憑依は向精神薬の影響を示唆する。歴史的記録によれば、古代スキタイ人は大麻を加熱することで生成した向精神活性物質を吸入して酒に酔ったように踊り狂った。これは「天岩戸」の儀式において、アメノウズメが青和幣（あおにぎて）の煙を吸い込み、まるで神に憑かれたかのように踊り狂う場面を説明する科学的仮説として解釈できる。2024年の研究では理論的・実験的方法を用いて、大麻の非精神活性成分カンナビジオール（CBD）が加熱により向精神活性成分 Δ^9 -テトラヒドロカンナビノール（THC）へ変換可能であることが実証された。ヤマト王権は、大麻の持つ「穢れを浄化する力」や「神憑り」の概念を、王権自らの権威を正当化する象徴として神話に取り入れた可能性がある。これらの考えは神の言葉「託宣」と見なされる。神話は単なる虚構ではなく、そこに隠された「真実」は、科学的な解釈によっていつか解明されるだろう。

キーワード：アメノウズメ、神憑り、変性意識状態、カンナビジオール（CBD）、テトラヒドロカンナビノール（THC）

明治期の薬事関連法制を再見する —「薬剤取調之方法」から「医制」, 「薬品営業並薬品取扱規則」(薬律) まで—

西川 隆^{*1}, 飯野洋一^{*2}

Reviewing the Pharmaceutical Legislation during Meiji Period —From the “Method of Drug Investigation” to the “Medical Code (Isei)” and “Regulations for Pharmaceutical Business and Medicine Handling (Yakuritsu)”—

Takashi Nishikawa^{*1} and Yoichi Iino^{*2}

(Accepted April 13, 2026)

Summary

Objective: The aim of this study is to outline the establishment process and characteristics of the contents of the Meiji government's pharmaceutical regulations, from the “Method of Drug Investigation” to the “Medical Code (Isei)” and the “Regulations for Pharmaceutical Business and Medicine Handling,” commonly known as “Yakuritsu.”

Method: The authors searched for recent work for this field in addition to reviewing previous literature such as “History of Medical Code 100 Years” and “History of Pharmaceutical Sciences.”

Results and Discussion: The government aimed to establish a pharmaceutical system and created the “Method of Drug Investigation” in 1872. Chian Sagara translated the opinions of a German teacher, Müller et al., and created the “Method of Drug Investigation.” However, because the government “showed disapproval of prior legislation of only the pharmaceutical system,” the plan was reflected in the “Medical Code” enacted in 1874. Sagara also created the final draft of the “Medical Code,” but it was only implemented in 3 prefectures (Tokyo, Kyoto, and Osaka) by Sensai Nagayo. Although the “Medical Code” mainly dealt with medical and pharmaceutical affairs, the government aimed to establish a more modern pharmaceutical system and established the “Yakuritsu” as Law No. 10 in 1889. Nagayo was responsible for the creation and enforcement of this law. The “Yakuritsu” has been passed on to today's “Pharmacists Act” and “Pharmaceuticals and Medical Devices Act.”

はじめに

近代国家として歩み出した明治政府が医薬制度の確立を目指し明治5年(1872)、太政官に具状した「薬剤取調之方法」は単独で法制化されなかった。太政官正院から文部省への通達「医制の中に薬事法制を盛込むべし」により、明治7年(1874)制定の「医制」の条文に取り入れられたからである。東京・京都・大阪の3府で実施された「医制」

は76条に及び、その定めるところは極めて広く、衛生行政全般にわたり医学教育や薬事(薬舗、売薬)の取締りにまで及んでいた。ただ、その後各種の規則や制度が整備されると、「医制」が持つ使命は果たされたとして、明治23年(1890)にその役割を終えた。その前年の明治22年(1889)に本格的な薬事法制となる「薬品営業並薬品取扱規則」(薬律)が公布され、これが戦後制定された「薬事法」を経て、今日の「薬剤師法」および「医薬品医療機器法」に繋がっ

Key words : Method of drug investigation, Medical code (Isei), Regulations for pharmaceutical business and medicine handling (Yakuritsu), Chian Sagara, Sensai Nagayo

^{*1} 日本薬史学会名誉会員 *Honorary Member of the Japanese Society for the History of Pharmacy.*

^{*2} 日本薬史学会評議員 *Councilor of the Japanese Society for the History of Pharmacy.*

ている。

本稿は、ドイツ医学採用を起点とし、薬事に関する規範となる「薬剤取調之方法」から「医制」、「薬品営業並薬品取扱規則」までを取り上げ、それぞれの成立過程や内容の特徴などについて、近年検索が容易となった相良知安関係文書やそれに基づく研究成果を参考にしながら再見を試みた。その過程で従来の定説に疑問符のつくような薬史上の事項も見受けられた。

I. ドイツ医学採用の背景

「西力東漸」の国際情勢のなか明治政府の最重要課題は、国家の独立を確保することであった。政府は西洋文明を導入して近代化を図るため、政治・経済・軍事・法律・教育の諸分野において欧米列強を範とする近代化が推進され、医学も例外でなかった。明治元年（1868）の全国医師数調査では、漢方医 79%、西洋医 21%と漢方医学の牙城は堅かった¹⁾。

だが、新政府は慶応4年3月7日（9月8日明治と改元）、「西洋医術之儀、是迄被止置候得共、自今其所長ニ於イテハ御採用可有之被仰出候事」と西洋医術採用許可令を發布し、西洋医学導入が始まった²⁾。これを具体化するため、明治2年（1869）1月22日、幕末に長崎で西洋医学を学んだ岩佐純（越前藩蘭方医）、相良知安（佐賀藩蘭方医）が「医学校取調御用掛」に任命された³⁾（表1）。

1. イギリス人医師の戦傷手術に魅せられる

維新後の数年間はイギリス医学が主流であった。理由は、慶応4年（1868）正月の鳥羽・伏見の戦いで発生した死傷者の治療に当たったイギリス公使付医師 W・ウィリスの戦傷外科で新しい技術を駆使したのを目の当たりにしたからであった⁴⁾。

しかし、医道改正の中心人物である相良や岩佐をはじめ、部下の石黒忠恵、長谷川泰などはドイツ医学の導入を強く希望していた。蘭学の素養を通じてドイツ医学の優秀性を理解していたからである。特に相良⁵⁾は長崎精得館でオランダ人医師 A・ボードウィンに医学を、また佐賀藩が長崎に開設した致遠館で G・フルベッキに英語を学んだ折り、この2人から「ドイツ医学が世界に冠たるもので日本はドイツを範とすべし」との教えを受けていた。

ただ、問題はイギリス医学のウィリスを医学校から辞めさせることであった。相良はウィリスと昵懇の間柄にあった大学別当山内容堂（前土佐藩主）に対してドイツ医学の優位を滔々と披瀝し、鍋島直正（前佐賀藩主）から「知安、下がれ」と一喝されるほど激論がなされ^{6,7)}、時の政府に

発言力のあったアメリカ人のフルベッキにドイツ医学の優れていることを証言させた。これに基づき政府要官は一転してドイツ医学導入で意見をまとめ、ウィリスの処遇については西郷隆盛に依頼して鹿児島医学校教師に厚遇することで難局を切り抜けた⁸⁾というのが従来の通説であった。

2. 「ドイツ人医師招聘ありき」ではなかった

ところが、近年の尾崎の研究⁹⁾によると、西洋医学導入は当初から「ドイツ人医師招聘ありきではなかった」と次のように明らかにしている。明治元年末に任命された学校権判事の松岡時敏（土佐藩）や、翌2年（1869）初頭に任命された医学校取調御用掛及び権判事の岩佐純、相良知安が当初模索したのは、医学校兼病院でのイギリス人医師とオランダ人医師との併用であった。だが、この併用計画をイギリス人医師ウィリスが拒否したため、同年5月頃から相良らはウィリスらを排除する方に走り、ドイツ人医師招聘への転換を図った。このため、ウィリスや彼を推す山内豊信（学校知事）と相良らの対立は深まったが、岩佐や相良らによるイギリス人医師排除は高まった。そしてこの時ドイツ人医師を招聘し、医学校兼病院を改組した大学校分局としての医学校（12月より大学東校）におけるドイツ医学一本化の方針が定まった。この方針はウィリスが鹿児島医学校へ転出し、ボードウィンの大阪医学校での継続雇用が決まる中で浮上した、消去法的な選択によるものであったという。

相良のドイツ医学導入に転じさせた建議では、その根拠を一つ一つ究明し、第七で本旨を述べている。〈第七、この時、蘭は已に国勢弱くして直に独仏の書を読んで翻訳せり、英は国人を侮り、米は新国にして医余り無し、独は国体稍や吾に似て且つこの時未だ重細重に馴れず、医は意也、異也、殊に新異に従ひ敢て独を採れり（以下略）〉^{10,11)}

明治2年（1869）12月8日、大学校は太政官弁官にドイツの医学教師招聘の伺いを提出、太政官朝議でドイツ医学を採用することを決定、同月17日に大学校は大学、医学校兼病院を大学東校、開成学校を大学南校と改称した。翌3年2月14日、外務大輔寺島宗則・大学別当松平慶永・外務卿沢宣嘉の連名でプロシア弁理公使 V・ブラントにドイツ人医師2名雇用の周旋を依頼した¹²⁾。

さらに明治4年（1871）7月18日、大学を廃止して「文部省」が設置され、それに伴い同21日に大学東校を「東校」、大学南校を「南校」に改称した。普仏戦争のため来日が遅れていたドイツからの陸軍一等軍医正少佐 L・ミュルレルと海軍軍医正少尉 T・ホフマンが同年8月23日、東校教授として来日した¹³⁾。

表 1 関連略年表

明治2 (1869) 年

- 1月22日 相良知安(佐賀藩医)、岩佐純(福井藩医)が医学校取調御用掛に就任
- 6月 太政官の廟議で**相良知安**がドイツ医学の導入を提言
- 8月24日 松平慶永(福井藩藩主)、大学別当兼侍読に就任
- 10月28日 ウィリス、薩摩藩と契約を結ぶ(12月12日、鹿児島医学長着任)
- 12月8日 大学校、太政官弁官にドイツの医学教師招聘の伺を提出し、太政官の廟議でドイツ医学採用を決定

明治3 (1870) 年

- 2月14日 外務大輔寺島宗則・大学別当松平慶永・外務卿沢宣嘉の連署でプロシア弁理公使プラントにドイツ人医師2名雇用の周旋を依頼
- 5月 相良知安の建議で政府は大学東校を**上野に建設決定**(大久保利通の上野の内国勸業博覧会構想と対立、ボードウィンも反対、建設中止)
- 9月13日 **相良知安**、部下の大学会計の不正疑惑に連座、**収監**(翌4年11月27日 裁判で冤罪判明、釈放)

明治4 (1871) 年

- 6月24日 大久保利通、岩倉具視宛書簡で**相良知安の謹慎、免職処分**の執行を促す
- 7月14日 廃藩置県の詔書出る
- 8月23日 東校教授としてドイツ人医師ミュルレルとホフマン来日
- 11月12日 **岩倉使節団出発**(文部少丞**長与専斎**随行)

明治5 (1872) 年

- 2月11日 文部省に医務課設置、**相良知安が医務課長**に就任
- 10月8日 相良知安、第一大学区医学校長に就任、長谷川泰は校長心得
- 11月 ドイツ人薬剤師ニーウェルト来日、医学校医院附属薬局の整備を行う

明治6 (1873) 年

- 1月27日 長崎医学校教師のオランダ人薬学者**ゲールツ**が輸入薬品の不良状況を長崎税関長に報告、薬品試験所設置を建議
- 3月4日 長与専斎、欧米の医薬・衛生制度視察を終えて帰国
- 3月24日 文部省医務課が医務局に昇格、相良知安が医務局長就任(在職中に「医制」の草案「**医制略則**」を起草)
- 5月20日 文部省、相良知安を中心に第一大学区医学校で作成された「**薬剤取調之方法**」を太政官正院に提出
- 5月26日 大久保利通、欧米視察を終えて帰国
- 6月13日 **相良知安**が第一大学区医学校学長、**文部省医務局長を罷免、長与専斎が後任医務局長に就任**
- 6月15日 太政官正院、医制取調を文部省に下命
- 6月24日 第一大学区医学校、「**製薬学校設立の儀に付き伺**」を文部省に提出
- 7月24日 相良知安、文部省四等出仕
- 7月25日 文部省、製薬学校設立を布告(9月1日**製薬学校開校**)
- 9月13日 岩倉使節団帰国
- 9月14日 文部省田中不二麿、太政大臣三条実美に「**司薬場設置の伺い書**」提出(10月5日聴許)
- 10月12日 大久保利通参議復帰
- 11月10日 **内務省設置**
- 11月18日 長与専斎、工部省への異動命令
- 12月27日 文部省、太政官に「**医制**」原案を提出

明治7 (1874) 年

- 1月8日 文部大輔田中不二麿、太政大臣に上申、長与の工部省異動沙汰止め
- 2月1日 佐賀の乱が勃発(4月13日江藤新平斬首)
- 3月12日 左院が東京、京都、大阪の3府に限定し、「**医制**」の実施を許可
- 3月27日 東京府下に司薬場設立を布達
- 5月7日 第一大学区医学校を東京医学校に改称
- 8月18日 文部省、「**医制**」を東京、京都、大阪の3府に布達
- 8月27日 長谷川泰(東京医学校教師)、長崎医学校長に転任
- 9月19日 文部省上申により文部省官員と学校教職員の兼任禁止
- 9月19日 毒薬劇薬取締方布達
- 9月30日 相良知安、文部省四等出仕罷免、東京医学校長辞任
- 10月3日 長与専斎、東京医学校長に就任
- 12月25日 贋薬、敗薬取締方布達

明治8 (1875) 年

- 1月 永松東海、東京司薬場長を辞任
- 2月15日 京都司薬場設置を布達(3月24日大阪司薬場設置布達)
- 3月 京都府、文部省と協議し、3府で最初に薬舗試験規則を布達
- 5月14日 **医制改正**(医学校、医学教育に関する条文削除)
- 6月28日 内務省に第七局設置、衛生行政事務を文部省から移管
- 7月17日 内務省第七局を衛生局と改称、**長与専斎が衛生局長就任**
- 12月25日 内務省、薬舗開業試験施行を東京・大阪の2府に布達

表 1 関連略年表（続き）

明治 9 (1876) 年	
5 月 8 日	製薬免許手続布達
明治 10 (1877) 年	
1 月 20 日	売薬規則布達
2 月 15 日	西南戦争始まる（9 月 24 日西郷隆盛自刃，西南戦争終わる）
2 月 19 日	毒薬劇薬取扱規則布達
3 月 26 日	司薬場試験条例制定
明治 13 (1880) 年	
1 月 17 日	薬品取扱規則布達（毒薬劇薬取扱規則廃止）
明治 15 (1882) 年	
4 月 17 日	薬舗並薬種商取締規則布達
7 月 18 日	薬学校通則制定，薬学校を甲乙 2 種に分離（甲種は修学年限 3 年，乙種は 2 年）
明治 19 (1886) 年	
2 月 23 日	東京府，薬種商営業規則制定
6 月 25 日	第一版日本薬局方公布
明治 22 (1899) 年	
3 月 15 日	薬品営業並薬品取締規則（薬律）公布
3 月 27 日	薬剤師試験規則，薬品巡視規則制定，毒劇薬品目を指定
明治 23 (1890) 年	
4 月 7 日	日本薬剤師連合会創立
明治 24 (1891) 年	
8 月 14 日	長与専斉，内務省衛生局長を辞任
明治 25 (1892) 年	
6 月	薬律一部改正（高等中学校医学部薬学科にも無試験で薬剤師免許下付）
明治 26 (1893) 年	
6 月 11 日	日本薬剤師会創立（日本薬剤師連合会改組）
12 月	第 5 回帝国議会に「薬律」付則改正案が議員提出，否決（以後，明治 28 年，29 年，30 年，32 年に議員提出されるもいずれも否決）
明治 27 年 (1894) 年	
8 月 1 日	日清戦争勃発（翌 28 年 4 月 17 日日清講和条約調印）
明治 30 (1897) 年	
3 月 30 日	阿片法公布
明治 32 (1899) 年	
10 月	政府，「医制」の事実上の自然消滅と判断
明治 35 (1902) 年	
9 月 8 日	長与専斉，64 歳逝去
明治 37 (1904) 年	
2 月 10 日	ロシア政府に宣戦布告（翌 38 年 9 月 5 日日露講和条約調印）
明治 39 (1906) 年	
6 月 10 日	相良知安，70 歳逝去
明治 40 (1907) 年	
4 月 9 日	薬律一部改正（指定薬品制度制定）
12 月 11 日	何れの薬局方にも記載せざる薬品又は製剤取締に関する規則制定
明治 43 (1910) 年	
3 月 25 日	薬律一部改正（官公立薬学専門学校，医学専門学校薬学科，文部省が指定した私立薬学専門学校卒業生にも無試験で薬剤師免許下付）
7 月 1 日	私立薬学専門学校指定規則制定
8 月 2 日	柴田承桂，逝去 61 歳
明治 45 (1912) 年	
2 月 12 日	下山順一郎，逝去 59 歳
5 月 10 日	毒物劇物営業取締規則制定
5 月 19 日	薬学校通則（明治 15 年 7 月制定）廃止
7 月 30 日	明治天皇崩御，59 歳（皇太子嘉仁親王踐祚，大正と改元）

II. 「薬剤取調之方法」の作成

ミュルレルとホフマンが来日した当時は，漢方医学から徐々に西洋医学の普及が進んでいた。また外国貿易も自由

になると，外国薬品に対する無条件の信頼と，それを取り締る制度がないこともあって洋薬の輸入が急増した。一方，これを受け入れるわが国の薬業家には洋薬鑑別の知識は全くなく，市場は不良贋造薬品で百鬼夜行の感があった¹⁴⁾。

また、ミュルレル自身も着任して医院附属薬局を見て感じたことは、〈薬局内が雑然として棚に並べられている薬品類のレッテル（略）が出鱈目〉と記述しており、そこでミュルレルは政府を通して明治5年（1872）11月、ドイツ人の薬剤師ニーウェルトを招聘（中略）、ニーウェルトはわが国で最初の本格的な病院薬局を作り上げた。その中で〈薬品は信用あるドイツ商社から直輸入し、薬剤の質の向上に気を使った〉^{15,16)}とあることから、ミュルレルもニーウェルトも当時の輸入洋薬の不良・贋造薬の多い現実を知っていたと考えられる。このことが、後に作成される「薬剤取調之方法」の一助になったとも考えられる。

1. 不良・贋造薬品取締が課題

こうした状況下、明治政府の喫緊の課題は不良・贋造薬品の取締りであったが、その具体的な契機となったのは明治6年（1873）1月、長崎居留のオランダ貿易商ファンデ・ボルがキナ塩の真正品と贋造品の2種の見本を添えて、贋造品取締りを強く要望する意見書を長崎税関長に提出したことから始まった。税関長はボルの提出したキナ塩の検査を、長崎医学校予科教師オランダ人薬剤官アントン・J・C・ゲールツに依頼した¹⁷⁾。

2. ゲールツが薬品検査試験所設置を建議

税関長の依頼を受けたゲールツは1月27日に報告書を提出した。それによると2種のキナ塩（硫酸キニーネ）のうち、ロンドン製は真正品で、パリ製は少量のキナ塩を混ぜた硫酸シンコニーネの贋造品であった。硫酸シンコニーネは、キニーネに比べ解熱効果は劣り、価格も安いことからキニーネの贋造品として使われる場合が多かった^{18,19)}。

そこでゲールツは、輸入薬品の不良とその取締りのために次のような薬品巡視制度および薬品試験所設置の必要性を建議し、もし薬品試験所を創立する際には協力を惜しまないとの意見も添えて税関長に報告した。〈(略) オランダ、ドイツに於いては偽造品を販売する者は罰する。日本に於いても粗悪或は擬製の薬品を販売する者は厳科に処する必要がある。欧州各国に於いて分析掛の官員を以て、市街の諸薬品を検査し、其善悪を報告せしめる故に、罰責を怖れて自ら上品を販売する。日本にも亦かくの如き取締りがありたい。政府に於いて之を採用し国民の健康を保護する意あれば、長崎又は其他の場所に於いて薬品を検査することに余は辞せざる所なり〉²⁰⁾。

3. 太政大臣に司薬場設置の伺書、「聴許」される

税関長は検査結果とゲールツの意見書を政府に取継ぎ、文部省三等出仕正五位の田中不二麿は明治6年（1873）9月14日、太政大臣三条実美に「司薬場設置に関する伺書」

を提出した。伺書は「神奈川、長崎、神戸の3港に検査機関を設け、各所に外国人1名を雇用し教育と検査に当たらせたい」²¹⁾と次のように書かれていた。

〈諸港贋造薬品輸入の儀は、事実追々上陳仕候通り既に確証も有之、遷延捨置候では不知不識多数の人命を傷害し方、今人民保助の御趣意にも相戻り候場合に立ち至り実以て、容易ならざる儀と存じ奉り候間、差し向神奈川、長崎、神戸の三港へ各一局を取設当分の間、外国人教師一名宛御雇入れ（以下略）〉

この伺書に対し明治6年10月5日「聴許」の知らせが届いた。これを受けて文部省は翌7年3月27日、まず「東京府下に司薬場設立」について布告、第一步を踏み出した。次いで同8年（1875）2月15日に文部省布達として「京都司薬場設立」と3月24日に「大阪司薬場設立」が出され、さらに基準書となる「日本薬局方」が同19年（1886）6月25日に内務省令として公布された。

4. 文部省創設、薬品取締をミュルレルらに諮詢

時代はやや遡るが、政府は明治4年（1871）7月、「大学」を廃止して文部省を創設、「医務課」を設け、同6年（1873）3月に「医務局」と改称した。文部省ができるまでの「大学」は、学校であると共に教育事務を総括する監督官庁であったが、文部省ができて教育事務を総括し、大中小学校を管轄するようになると、医務局は医学教育・医療行政の一元的運用を図る権限を持つようになった²²⁾。初代の文部卿に大木喬任が任命され、医務局長には医務課長の相良知安が昇格した。

しかし、文部省内には当時「いくら海外の名医を雇って医学を教授しても薬品が不良では国民を害し、国家の盛衰もあり」という考えが強かった²³⁾。そこで同省は明治6年5月20日、相良知安を中心とする第一大学区医学校で作成された「薬剤取調之方法」を太政官正院に提出した。その序文で「医学校の外人教師に西洋諸国の薬品制度を問い合わせたが、すぐには日本で実施できないと言われたので、日本の国土風民に相応しい制度を調査して翻訳した」²⁴⁾と述べている。

5. 「薬剤取調之方法」と「薬品売買之方法大略」

この「薬剤取調之方法」は、多くの薬史関係文献では定説を踏襲して文部省医務局長の長与専斉が作成した¹⁹⁾ものとしてきた。しかし、近年公開された相良家資料²⁵⁾に、当時相良知安が校長を務めていた第一大学区医学校の野紙に書かれた文書（図1）として残されていることから、相良知安を中心とする第一大学区医学校で作成されたもの²⁶⁾とされている。その中に全28条の「日本国ニ於テ薬品売買

之方法大略」(図2)と、さらに「右之方法ヲ執り行フニハ医ノ略制ヲ定ム可シ」と、将来的な医事法制に盛り込まれるべき事項6カ条が掲げられていた。6カ条は簡潔であるが、統一ある医事衛生法規を目指すものとなっていた。

「薬剤取調之方法」の全28条²⁷⁾の中で、「日本国ニ於テ薬品売買之方法大略」として計画された事項は、①第1条から第9条では、薬品の取引に係る薬舗および薬舗主について開業の免許制と取締りの明確化、薬舗数の調整(距離制限)が記載された。②第10条で、医家の売薬を禁止し、

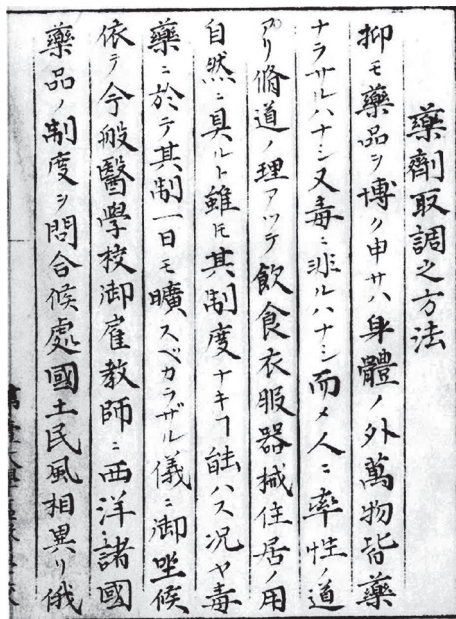


図1 薬剤取調之方法

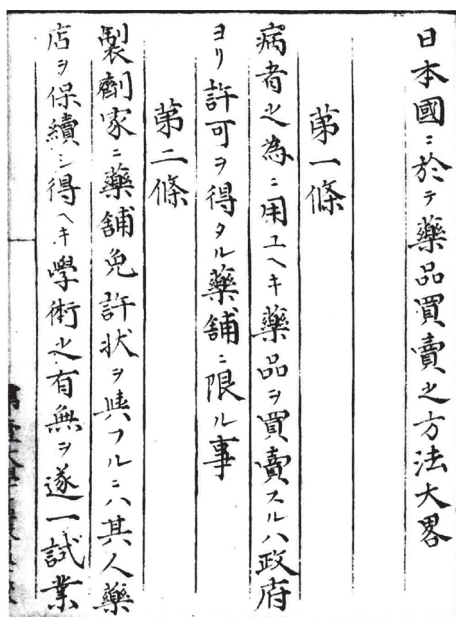


図2 日本国ニ於テ薬品売買之方法大略

医薬分業を原則とした。③第11条から第28条では、司薬場と薬品監視員の設置、日本司薬局法(未編纂)に基づく、毒薬販売制限や薬価令の作成まで記載し、第27条に製薬学術を進歩させるためにまず東京に製薬学校の設置を規定している。

6. 医薬分業の重要性

第10条にある医家の売薬禁止、つまり医薬分業について次のように記されている。「後来医家ヨリ薬品ヲ売ルヲ禁止シ、医家ノ書記セル方書ヲ薬舗ニ送ルヘキ事、但シ当今ノ形勢未タ医家ノ法則一定セサル間ニ、医師自ラ薬剤ヲ病者ニ與ウルヲ許ス(以下略)」とある(図3)。この医薬分業の原則は、後に発布される「医制」第41条にも盛り込まれており、相良知安ら第一大学区医学校サイドが分業の実施を前提として重要課題と捉えていたことが伺える。

そして、これらの各条の方法を行うには「医ノ略制ヲ定ムヘシ」とし、将来的な医事法制に盛り込むべき6カ条を掲げている。その中の第2条にも医薬分業に関して「医師ハ自己ニ薬ヲ與フベカラズ、必處方書ヲ以テ薬舗ニ命ス可シ、薬舗ハ専ラ方劑ヲ売ルヘカラズ、必ス医師ノ処方書ヲ以テ調合スヘキ事、(以下略)」と記載されており、医薬分業の原則が謳われていた。その他、第1条に医師の診察料を定めること、第2条に全国の常用薬品集を発布すること、第4条で食品、薬物の差を定めること、第5条で全国常用方函を定めることが記載されていた。

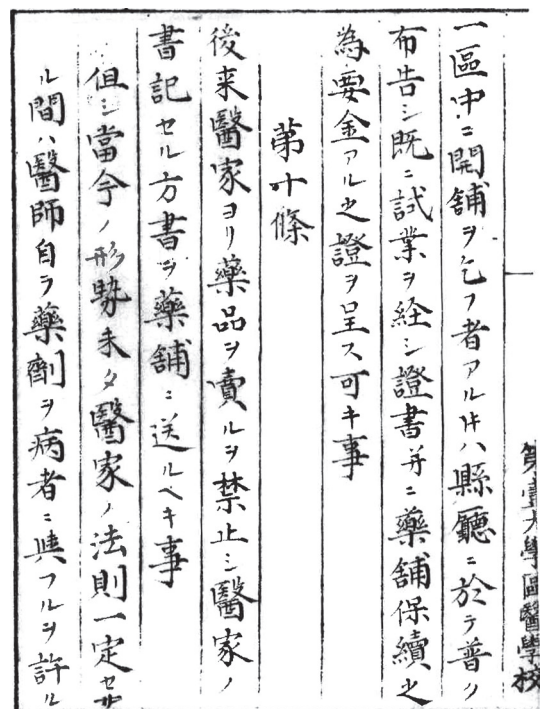


図3 日本国ニ於テ薬品売買之方法大略 第10条

7. 正院、薬事制度の先行法制化に難色

以上のように明治6年(1873)5月20日の文部省中牒「薬剤取調之方法」に添付された「日本国ニ於テ薬品売買之方法大略」は、第一大学区医学校在籍の外国人教師(ミュルレルとホフマン)の意見に基づき相良らが翻訳し、日本の実情を考慮の上、計画された事項である。だが、その実施については同年6月9日正院法制課が薬事制度のみ先行して法制化することに難色を示したことで、その計画の多くは明治7年8月布達「医制」の規則の中に反映されることになった²⁸⁾。

「薬剤取調之方法」について薬史的意義を問えば、①贗造・不良薬品から国民の生命健康を保持保護し、②薬舗主(薬剤師の前身)のレベルアップを図るために、その後の薬事に関する諸政策の萌芽となったことであり、近代日本の医薬制度の基礎を築く重要な規定が定められた文書であると言える。

III. 「医制」布達と薬事制度確立

明治政府の基礎が強固になるに従い、明治5年(1872)8月に「学制」を發布し、東校を「第一大学区医学校」と改称し、教育制度の確立を図った。これより前の2月、文部省に医務課を置いた。翌6年3月には昇格して医務局となり、初代医務局長に相良知安が就任し、同年6月太政大臣より「医制」について調査研究が命じられ、同省がいよいよ衛生制度の大本確立に着手した。

1. 「医制」作成を巡る複雑な経緯

命を受けた相良は「医制」の原案の1つとなる「医制略則」(A)(図4)を書き上げたが、ほかにも医制原案とし

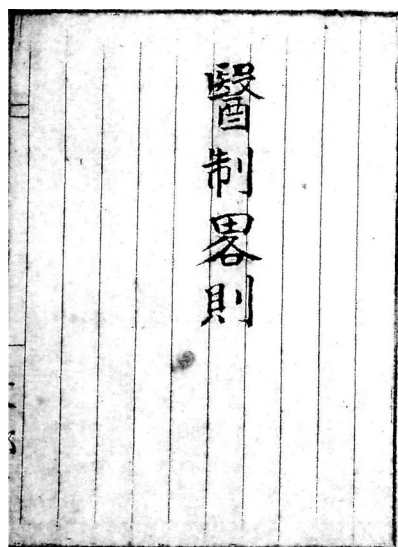


図4 医制略則

て「永松記名本」(B)と「大隈文書本」(C)、さらに永松の修正版となる「相良家本」(D)があることが明らかにされた。結局、「医制」はこの4つの原案を経て明治6年(1873)12月27日、成案76カ条が太政大臣三条実美に提出された²⁹⁾。

この成案は相良が第一大学区医学校の司馬盈之や永松東海などの協力を得たものの、一貫して相良が作成したものであり、しかも提出時期は極めて微妙なタイミングであった。つまり、同年6月13日、医務局長で第一大学区医学校長であった相良は罷免されたものの、7月24日に文部省四等出仕に補任され同省に席を得ていた。一方、相良の後任として医務局長に就任した長与専斉は11月18日、工部省への異動命令が下った。だが、この異動に長与は不服の意を唱え、結果、翌7年(1874)1月8日、文部少輔田中不二麿が太政大臣三条実美に上申し、長与の工部省異動は沙汰止みとなったが、この間の長与には医務局長としての全権を振るえる立場になかったことが明らかにされた³⁰⁾。

しかし、この「医制」成案の太政官左院における審議が遅れ、太政官正院に対し、〈まず東京・京都・大阪の3府で徐々に施行すれば障害なし〉と上陳したのは明治7年3月であった。そして、わが国で初めての総合的な医薬制度となる「医制」(全76カ条)の發布は、半年後の明治7年(1874)8月18日に文部省より3府への「布達」として出され、環境の整ったところから実施された³¹⁾。この時の文部卿は不在で文部少輔の田中不二麿が省務を管理していた。

つまり、「医制」は原案から成案までを相良知安が仕上げ、布達時の医務局長が長与であったというのが定説であった³¹⁾。ただ、松山の研究³²⁾によれば「長与が医制に関わった可能性はやはり大きいとみるのが妥当に思われる」としながらも長与起草説、相良起草説などに対し「結論を出せる資料を欠いている」との意見もある。一方、青木は最近の研究成果として「医制は長与専斉が立案したのではなく、相良知安の主導する第一大学区医学校グループが作成したことを史的に明らかにした」と学会で報告した³³⁾。

2. 「医制」が掲げた4つの主眼と「医薬分業」実施

布達された「医制」の定めるところは衛生行政全般にわたり医学教育にまで及んでいたが、その主眼は、第1に文部省統轄の下に衛生行政機構を整え、第2に西洋医学に基づく医学教育を確立し、第3にこうして築かれた医学教育の上に医師開業免許制度を確立し、第4に近代薬剤師制度および薬事制度を築き、衛生関係の行政に確固たる基礎を築くことであった^{34,35)}。

この4主眼を条文で区分すると以下ようになるが、薬

事関連条文は明治6年(1873)5月20日の文部省申牒別冊「薬剤取調之方法」に添付された「日本国ニ於テ薬品売買之方法大略」に記載された薬舗開業の免許制と取締りや、医薬分業の原則、司薬場の設置、製薬学校の設置規定などの内容が「医制」に盛り込まれている。これが「医制」と「薬剤取調之方法」が連動する側面であった。

第1の主眼は、第1条から第11条で規定され、文部省統轄の下に全国の医事・薬事および公衆衛生を取締る機能を定めた。

第2は、第12条から第36条で医学校での医学教育や病院、教員について規制した。

第3は、第37条から第53条で、医師等の免許や開業制度などの確立について定めた。第41条では医薬分業の実施を求め「医師たる者は自ら薬を嚮(ひさ)ぐことを禁ず。医師は処方書を病家に付与し、相当の診察料を受けるべし」と規定した。

第4は、第54条から第76条で近代薬剤師制度と薬事制度の確立を目指し、以下のような様々な条文が設けられた。

①第54条 司薬場の設置では「東京府下に設け、便宜の地方に支場を置き薬品検査及び薬舗売買等を管知する」とした。

②薬舗の開業免状とその取締りでは第55条で「調薬は薬舗主、薬舗手代、薬舗見習でなければ許されず。但し薬舗見習は必ず薬舗主もしくは薬舗手代の差図を受け、その目で調薬しなければならない」とし、第58条で「薬舗主は所就の薬舗主より2年以上薬舗手代を勤めた者に対して実用化学や薬剤学大意に合格した者に免状を付与すべし」と定めた。

その一方で「製薬学校にて卒業証書を得たる者(略)」が免許状の取得資格となった。明治6年7月に第一大学区医学校に付属して製薬学教場が設けられたので、この条文は同校の充実の一助となった。この条文から分かるように、従来の薬舗主の養成は、薬舗主の下で行われていたが、さらに第60条では「新たに薬舗を開かんと欲する者は薬舗開業免状及び行状証を医務取締に出して(中略)地方官の許可を受けるべし」などとした。医制が掲げた医薬分業を推進するため、明治15年(1882)7月、文部省は薬舗主養成に関する「薬学校通則」(薬学校を甲種3年制、乙種2年制)を公布した。

③劇薬の取締りでは第68条で「劇薬は司薬場検印の品にあらざれば調合・販売できない」とした。この

検印を担当する司薬場にはかなりの設備と人員を設けて、その機能を高めなければならず、また外国からの輸入薬品のため横浜・神戸・長崎にも同様の施設を設置することが必要となるなど、政府の多額の財政負担となった。

④売薬に関しては第71条で「其薬味分量功能用法及び代価を記し、地方庁を経て衛生局に出し免許を受ける者にあらざれば調製を許さず」とし、第72条では「免許を得ずして売薬を製し発売する者は薬方を禁じ調剤を没入し科の輕重に應じて其処分あるべし」などとした。さらに第76条では「薬舗及び調薬師配達人は各一定の収税あるべし」とし、売薬についてかなり厳しい規制を設けた。

3. 相良知安が求めた政治的側面

これらの医制条文の精神は、医師の開業免許制や医薬分業、医・薬業の取締り・保護といった殊にドイツの医療法制に見られる諸原則を取り入れたばかりでなく、「医制」の作成に当たった相良知安ら東京医学校側が求めた、①同校の神田和泉町から上野山移転による充実、②製薬学校の開校、③東京司薬場に加えて神奈川・神戸・長崎の3港での開場といった多額の予算措置の伴う事業を推し進める側面を持っていた。その一方、④薬舗主および調薬師に対する売薬免許税を設け、収税措置を打ち出した。これらの意味で「医制」は、財政面に踏み込んだ政治的な側面を持って立案されたのであった³⁶⁾。

4. 田中不二麿・長与専斉と相良知安らの対立

このために施行が阻まれる事実もあった。特に明治7年(1874)1月に長与専斉の工部省への移動が取り消され、医務局長として文部省内での実権を取り戻し始めると歯止めがかかった。当時、文部省内には岩倉使節団から帰った田中不二麿・長与専斉ラインと相良知安や長谷川泰、永松東海ら第一大学区医学校に拠点を置く人々との間に確執があり、それが遠因であった。政権を担う太政官左院は、東京医学校の上野山移転は勸業博覧会の会場とする参議兼内務卿大久保利通の意向と競合するとして取り止めとし、また長崎、神奈川、神戸の3港に設置されるはずの試薬場も財政上から見合わせた。さらに明治7年(1874)3月22日、文部省は「売薬規則之儀ニ付伺」を上申し、売薬免許税は一方につき5円、売薬税は一方1カ年1円などとし、免許なく調整発売するものに対しては15円以内の罰金を科すなどの罰則も規定されていた。しかし、売薬規則案は左院の反発を呼び起こし、8月2日同案を実施しないことを決定した。反対理由として「税制ノ如キハ未タ諸商業税則ノ

制定モ無之、独り売薬ノミ税則ヲ構設スル固ニ不可」と述べられていた。左院は「医制」立案に主導的役割をはたした相良ら東京医学校のメンバーに対して不信と批判を強め、医制の限定的実施にとどまらず、以後文部省内の人事・政策面の変換に結び付いたとある³⁷⁾。

5. 相良らの失脚を狙う「兼任」の禁止

そして遂には明治7年(1874)9月19日の文部省上申により、医学校教職員が医務局などの文部本省官員との兼任を禁じ、その典型例である相良知安が失脚した。相良は第一大学区医学校→東京医学校校長でありながら文部省四等出仕を兼務し、医務局のみならず東京医学校教授陣とも連携して、省内における主導権を握っていた。だが、この上申を機に文部本省に出仕していた東京医学校の教授陣は坪井為春、島村鼎輔、司馬盈之などが一斉に免官となり、相良は明治7年9月30日文部省四等出仕を罷免され、従五位の位記も剥奪されて文部省からも医学校からも退き、表舞台から姿を消した。ドイツ人教師ミュルレルとホフマンは任期満了となり8月24日退職した。副校長格の長谷川泰は同月27日長崎医学校長に転任し、翌8年(1875)1月には初代東京司薬場長の永松東海も職を辞した³⁸⁾。

6. 田中不二磨・長与専斉が「医制」改正へ

こうした人事面の改革により、文部省で田中不二磨-長与専斉のラインが主導権を握ると、医務政策の方向変更が行われた。明治8年(1875)3月13日「医制改正ノ儀ニ付伺」が提出され、同5月14日に医制の改正が3府に出された。

改正医制では、その第2条が「医制ハ即人民ノ健康ヲ保護シ、疾病ヲ療治スル所ノ事務トス」とされ、旧法で謳われていた「其学ヲ興隆スル」の文字が削除された。それに伴って医学校や医学教員(付外国人教師)」に関する条文(21カ条)が除かれ、その影響力が医務行政から削がれた。その条文に代わって病院に関する規定を整備して「公立病院」条文(6カ条)を1章として加えるなど、医学教育と開業医・病院の取締り事務との分離が図られた。さらに薬舗売薬に関する薬事の取締りは、第68条で劇薬について司薬場の検印が義務づけられていたが、改正医制の第47条では、「当分」として検印の義務規定を緩めた。また相良らが推し進めようとした売薬の税則についても第76条にあった「薬舗及ヒ調薬師配薬人ハ、各一定ノ収税アルヘシ」の条項は、改正医制でも第55条としてそのまま残されていたが、長与らの意向で実行される予定のない空文に等しいものとして残された³⁹⁾。この改正で医制は全55カ条となった。

医制改正はなぜ行われたのか。それは田中不二磨-長与専斉が主導する文部省では「衛生行政と医育行政の分離を考えており、明治8年(1875)6月28日に衛生事務は文部省から内務省に移管するため、それを控え医制の一部改正を行い、三府に達した」とある⁴⁰⁾。衛生行政を預かる内務省は大久保利通が率いており、この改正により旧文部省医務局は、内務省第七局、そして内務省衛生局に改められ、長与専斉が引き続き第七局長、衛生局長となった。長与はこのポストを明治24年(1891)8月14日まで前例のないおよそ18年近くに及ぶ長期間務め、衛生行政官僚のトップとして、自ら職務を担った。ちなみに衛生局と命名したのは長与であった⁴¹⁾。

長与が長期にわたり第一線のトップで活躍できた決め手は、岩倉使節団に加わることで得られた先進諸国の医療・衛生行政知識の積極的活用と薩長藩閥、特に内務卿大久保利通を中心とする政権人脈にバックアップされたことであっただろう。加えて「コレラ対策」で見せた「官」と「民」の協調がなければ、衛生行政は成功しないとする実務実現に対し適切な判断力を持ち、しかも協調性に富み、人情味の機微に通じた人格が高く評価された⁴²⁾と言える。

7. 「医制」は自然消滅、持ち越された医薬分業

医制の内容が実現されていった経過を見ると、当面の緊急事項であった医事・薬事に対する対策が主であり、とりわけ医師と薬剤師に関する制度の樹立に力が注がれた⁴³⁾ことが理解できる。そして、それに伴って各種制度が次々に整備・確立されてくると、医制自体が本来の使命を果たし空虚なものとなった。明治23年(1890)10月28日に内閣記録局より「医制廃止の時期」について照会があったのに対し、内務省衛生局は「自然消滅之姿に有」と答え、自然消失の形でその使命を終えた^{44,45)}とある。

しかし、医制の実施により過去からの課題がすべて清算されたとはもちろん言えない。その顕著な例に医薬分業問題がある。医制立案当時から「医師は自ら薬を嚮き候により今日百端の弊害を醸候には之一事を聞き候にては医制の要領相立不申」とはっきり医薬分業の意義を認識しながら、それが実施されるまでには100年を要したのである。

つまり、医制は今日の法令というよりは衛生行政の方針を示した「訓令」の性格を有していたと言える。施行の実際には2通りあった。1つは「医制第何条の施行という形」を取った場合と、もう1つは「医制に定めるところと同じ趣旨の規則を別に出すという形」を取った場合があり、前者の場合でも今日の法令の施行期日を定めるような明確な形式は取られていなかった⁴⁶⁾。事実、医制は、まず3府に

達せられたが、その全部が直ちにそのまま施行されたわけではなく、条件が整ったものから順次施行するという形を取ったことで理解できる。医薬分業も実施する様々な条件が整っていなかったということで先送りされた。

8. 製薬学校設立へ

相良知安らが作成した「薬剤取調之方法」の諸施策の中で急務とされたのは製薬学校の設立であった。明治6年(1873)6月24日、第一大学区医学校が「製薬学校設立の儀に付き伺」を文部省に提出した⁴⁷⁾。その内容は〈製薬学の一科、薬石の精錬、真贋の鑑別、輸出入の方法、毒薬の裁判に至る皆之に関せざるはなし。故に文明列邦殊に之を重んず(中略)。天府の邦国にして、薬石の如き十の八九は、之を海外に待たずして足るべきと雖も、人民従来物理に暗く、之を精錬して以て医薬に供することを知らず(以下略)〉と記されており、わが国における薬学教育の真髄を表現したものであり、薬学の隆盛が人命のみならず、国家経済にも大きく影響することを力説していた。

そして、この伺書を起草したことを最初に記述したと思えるのは、薬学会副会頭下山順一郎が薬学雑誌に寄稿した「本邦薬学ノ沿革及本会ノ経歴」⁴⁸⁾にある。その中で〈明治7年9月、長与専斉氏、相良知安氏二代テ医務総裁ノ職ニ当り、数日ヲ経スシテ製薬学本科(筆者注、製薬学校)ヲ設クルノ令ヲ発シ、且ツ一篇ノ檄文(筆者注、製薬学校設立書)ヲ発シタ(以下略)〉とある。

『東京大学百年史(部局史二 薬学部編)』⁴⁹⁾にも下山寄稿記事を引用したと思われるように〈長与医務局長が起草した製薬学校設立書の概要は(以下略)〉とあり、また清水藤太郎の『日本薬学史』⁵⁰⁾にも〈同6年長与専斉が欧米視察から帰って(略)文部省に提出した〉と記されている。いずれも「製薬学校設立の儀に付き伺」には長与が主役を務めていたとしている。またそれを引用した『薬学史事典』⁵¹⁾や『東京帝国大学薬学科—人物と事績でたどる「宗家」の責任と挑戦』⁵²⁾も同様趣旨で記述している。

ただ、長与自身は自伝(上・下巻)の中で製薬学校のこととはほとんど書き残していない⁵³⁾し、「製薬学校設立の儀に付き伺」にも長与の名はなく、ただ東京医学校となっているだけである。また『日本薬学会百年史』(1982)⁵⁴⁾にも長与の名はないことから考えると、定説を変えた方がよいかもしれない。伺書は、わが国における薬学教育の真髄を表現しており、薬学の隆盛が人命のみならず、国家経済にも大きく影響することを力説しているだけに、もし長与が書いたものでないとするれば、相当高度な学識を有している人物が記述したことは確かである。それが誰かは今後の研究を

待ちたい。

同年7月25日製薬学科設置が公布され、予科2年、本科3年とし、9月1日生徒20名が入学した。これがわが国の大学における薬学教育の嚆矢であり、明治11年(1878)3月初めて9名(下山順一郎、丹波敬三、吉田学、小山哉、高橋三郎、高橋増次郎、丹羽藤吉郎、三村徳太郎、納富嘉博)が製薬学科を卒業した⁵⁵⁾。

IV. 「薬品営業並薬品取扱規則」(薬律)の制定

明治政府は、「医制」が事実上、その機能を果たしたとして明治23年(1890)10月、「自然消滅」と判断した。だが、それ以前から長与専斉が主宰する内務省医務局は、近代的医薬制度の確立を目指しており、個々に発達・整備されつつあった薬事制度を明治22年(1889)3月15日、「薬品営業並薬品取扱規則」(いわゆる「薬律」)に統合させ、法律第10号として翌23年3月1日より全国で施行する法体系を整備した⁵⁶⁾。

1. 医薬分業が後退、政治問題化する

この「薬律」制定の主な目的の1つは、新たに薬剤師という名称と、その資格を定めることにより、医薬品の取扱いについて一層慎重に期すことを求め、はじめて薬剤師の制度と薬局の制度を確立したことである。

ただ、この規則では医薬分業に関する条文が「付則」で後退したため、政治問題へと発展したことは見逃せない。すでに「医制」では医薬分業の建前が取られており、「医師自ラ薬ヲ鬻キ候ヨリ今日百端ノ弊害ヲ醸候」とまで言われていた。それが「薬律」では薬剤師の数が少なく、薬局の分布状態や設備も不十分であり、長年の習慣を急激に改めるのは無理だとして従来からの慣習を存続し、医師が診察中の患者には調剤することを認めたのである。薬剤師にとって「薬律」の制定は〈喜びと怒り〉が共存するものとなった。

2. 「薬律」制定前の取締り規則

ここで「薬律」制定以前の薬品取締りの主な規則⁵⁷⁾を見ると、医制の布達に伴い明治7年(1874)「贗薬、敗薬取締方」(12月25日太政官布達番外)が3府に出された。これに続き同年東京に、翌8年京都、大阪に司薬場を設けて輸入薬品の検査を実施するため、明治10年(1877)「司薬場試験条例」(3月26日内務省達)を発出した。このほか同年に「毒薬劇薬取扱規則」(2月19日太政官布告)を達して広く各府県に及ぼした。

一方、明治9年(1876)には国内製薬企業助成と不良医薬品製造防止の目的で「製薬免許手続」(明治9年5月8

日内務省布達)が各府県に示達され、翌10年には売薬に関する総合的な取締り法規である「売薬規則」(明治10年1月20日太政官布告)も発布された。

3. 「薬律」公布で薬事制度整備へ

こうした薬事に関する諸制度が各方面で発達してくると、内務省はこれらの制度をさらに整備して薬事に関する総合的な法制体系を樹立するため、それまでの様々な規則・法令の集大成として明治22年(1889)に「薬品営業並薬品取扱規則」(3月16日、法10)を制定した。その中で薬剤師の資格を定める資質向上、および先進諸国で行われている医薬分業の実施など、わが国における近代的薬事制度を整備する方向性が示されていた。

長与が衛生局長の内務省が同規則を制定するため、閣議に請議した「薬品営業並薬品取扱及び薬剤師試験規則等省令発布の件」には立案に至るまでの経過や立案者の意図が理解できるので「現代調」⁵⁸⁾にしたものを、さらに簡潔にして以下に掲げる。

「医術の研究が進むに従い、医薬品は薬効や毒性が激しいものでも、医師により治病効果を上げ得る良剤となる。一方、製品は精粗一様でないため、わずかの差で生死が分かれる。▼故に医薬を取扱う者は、相応の学識を備え資格を持たなければならないのは当然で、医術の進歩と併行しなければならない。しかし、わが国の医術の進歩は薬学より先んじており、薬舗は併進することができていない。そこで明治8年に3府へ新たに薬舗を開く者には試験を行い、薬舗を学術の世界へ導くことができた。今日では各府県で薬剤師試験を施行している。▼一方、明治10年に「毒薬劇薬取扱規則」を設け、薬品取締の素地をつくり、日本薬局方も発布されてほぼ準備も整った。ここで薬剤師の資格を定め、医薬品の取扱いを慎重にし、薬種商は仲買商の地位に置き、毒薬劇薬の小売を許さないとした。製薬者は自分の製品だけ容器のまま販売できるとするなど、薬品取締の方法を完備する必要に至った。▼また医学と薬学は共に独立の専門学であり、その範囲は広く一人で併有すべきものでなく、兼学することできないから、欧米諸国ではその業を分け、行政上の便宜からも学問の進歩上からも得るところが多い。▼終局の目的は、この分業に他ならないが、わが国の2学の進歩には懸隔があり、かつ久しい間、医師は専ら薬を売ることによって生計を立てている。これがこの法律を編制する大意であって薬品取扱規制の改正を要する理由である。そして、本法公布の上は巡視委員を組織し、薬局薬店を巡視査閲させる必要がある。▼よって「薬品営業並

薬品取扱規則」を別紙甲号の通り制定されるよう望み、薬剤師試験規則、薬局薬店巡視規則、毒薬劇薬品目は乙、丙、丁号の通り省令で発布しようとするものである。▼本案は総て1年の施行猶予期間の必要がある。右閣議の御審議を請う」

以上のように終局の目的は、医薬の分業に他ならない。しかし医師は薬で生計を立てているので、これがこの法律を編制する大意であるとした。

4. 「薬律」で初めて薬剤師の名称・定義が明示

発布された「薬品営業並薬品取扱規則」(薬律)は、第5章・付則の48条で構成されている。その主な内容は以下で記すが、この規則で初めて薬剤師の名称と定義が明示されたほか、付則ではなぜか長与の意に反して、それまでの「当分」という文言が削除され、医師の調剤権を認めたのである。このことが薬剤師と医師との医薬分業を巡る100年闘争のスタートとなった。また、「薬律」で示された条文の精神は明治・大正・昭和期の「薬事法」を経て現在の「薬剤師法」、「医薬品医療機器法」に引き継がれている。

第1章 薬剤師(第1条～第19条)

第1条 薬剤師の定義は、「薬局ヲ開設シ、医師ノ処方箋ニヨリ薬剤ヲ調合スル者ヲ言フ」とし、「薬剤師ハ薬品ノ製造及販売ヲ為スコトヲ得ル」とした。

第2～8条 薬剤師の試験と免除について定めた。第2条で「學術試験ヲ受ケ、年齢20歳以上トシテ、内務大臣ヨリ薬剤師免状ヲ受ケル」とし、資質向上を求めた。

第9～13条 薬局開設については、第11条で「**薬剤師デ非サレバ**、開設ヲ得ス」と定めた。

第14～19条 受理した処方箋の管理について、第14条は処方箋中に疑わしい点がある時は医師に質し、証明書を得なければ調剤できないとした。第15条では処方箋を受ける時は「昼夜ヲ問ハス何時ニテモ、調剤スヘキモノトス」とし「正当ノ事故ナクシテ、之ヲ拒ムコトヲ得ス」と定めた。第16条は処方箋の薬品が無き場合は、「其医師ニ通知シテ指揮ヲ乞フヘシ」とし、薬剤師は「随意ニ之ヲ省略シ又ハ他ヲ代用スルコト得ス」と規定した。その他、第19条では患者に与える薬剤の容器または包紙に処方箋にある内服外用の別、用法、用量、年月日、患者氏名、薬局の地名および薬剤師の氏名を記すことを定めた。

第2章 薬種商(第20条～22条)

第20条で薬種商は薬品の販売する者をいうとした。

第3章 製業者（第23条～25条）

第23条で製業者は単に薬品を製造し、自製の薬品を販売する者をいうとした。

第4章 薬品取扱（第26条～38条）

ここでは日本薬局方収載品や毒劇薬の管理・取扱いなどが細かく定められた。第26条では「日本薬局方ニ記載スル薬品ハ、性状、品質、該薬局方ノ所定ニ適合スルモノニ非サレハ、販売若クハ授与スルコトヲ得ス」とし、第27条で「（略）日本薬局方、外国薬局方に記載セサル新規の薬品ハ、衛生試験所の検査ヲ経、其試験成績ヲ記スルモノニ非サレハ、販売若シクハ授与スルコトヲ得ス」と定めた。毒薬劇薬に関しては第29条で「毒薬劇薬ハ他ノ薬品ト区別シ、毒薬は鎖鑰ヲ備ヘタル場所ニ貯蔵スヘシ」とした。さらに第38条では監視員が薬局や薬品を販売または製造する場所を巡視することがあると定めた。

第5章 罰則（第39条～41条）

すべてが罰金刑で、10円以上100円以下であった。「官許ヲ得シテ、薬剤師ノ業ヲナシタル者」のほか、第16条で処方箋の薬品が無き場合は、「其医師ニ通知シテ、指揮ヲ乞フヘシ」とし、薬剤師は「随意ニ之ヲ省略シ又ハ他ヲ代用スルコト得ス」の規定に違反した場合などが罰金刑とされた。

付則（第43条～48条）

「医制」以来掲げられた医薬分業の原則を削除したのが付則第43条である。そこに「医師ハ自ラ診察スル患者ノ処方ニ限り（略）自宅ニ於テ薬剤ヲ調合シ販売授与スルコトヲ得」となった。

付則では、第43条で医師の調剤を認めているが、同時にその理由を①薬剤師の数が少なく、薬局の分布状態および設備も十分でない所が多いこと、②長い間、医師は売薬で生計を立てているので、「今日急ニ釐革スベカラサルノ情勢」であるとして、従来の慣習を存続して〈しばらく〉医師の調剤を許すことにしたと説明した⁵⁹⁾。

5. 付則第43条と「当分」の削除

「薬律」で薬剤師に関する様々な規制は、大正15年（1926）3月に施行された「薬剤師法」まで続いたが、この間、医薬分業実施が最大の課題となった。前述のように「医制」では第41条で「医師たる者は自ら薬を嚮（ひさ）ぐことを禁ず。医師は処方書を病家に付与し、相当の診察料を受けるべし」と規定し、無条件で医薬分業の実施が謳われていた。それが「薬律」では付則第43条で「医師ハ、自ラ診察スル患者ノ処方ニ限り（略）、自宅ニ於テ薬剤ヲ

調合シ販売授与スルコトヲ得」となり、「医制」が掲げた医薬分業の原則は大きく後退した。実質的に空文となり医薬兼業の道が残された。

ただ、この付則第43条は、原案作成の当初にはなかったという。この付則は起草委員の長谷川泰ら医系委員による策動があったからだと記録されている。『日本薬剤師会八十年史』⁶⁰⁾によると、発端は長谷川らにより「当分」という字句を挿入した付則第43条が付け加えられたことにある。薬系で起草委員の中心であった内務省御用掛の柴田承桂（東京医学校製薬学科の日本人初代教授）は、「処方する医師と調剤する薬剤師の両者による分業と協力がある。はじめて近代的な医療が成立する」と述べ、「医制」の原則に固執し、ただ一人反対した。しかし政府の衛生関係の要路はすべて医師が占めていたのに加え、薬局や薬剤師の現状では直ちに分業を実施するのは不可能と考えた柴田は、付則43条に「当分」という文字を加えることを条件に容認せざるを得なかった。明治23年（1890）の統計では全国の医師4万215人に対し、薬剤師は2,689人に過ぎなかったからである。

「薬律」の草案は、柴田が内務省衛生局長の長与専斉の依頼で明治20年（1887）頃から作成を進めていた。翌21年頃、丹羽藤吉郎（帝国大学医学部薬学科助教授）は柴田から原案を示され、「**当分**」の文字は止むを得ないと思ったが、元老院の審議を経て柴田は目をうたがった。「当分の間」の字句を削除した付則がそのまま残り、医師が自ら診察した患者に行う調剤権は永久に認めることに修正されていた。この修正は内務省衛生局長の長与専斉に了承を求めることもないままに、言わば闇討ち的に行われたものであった。激怒した長与は元老院に抗議したが、公布された以上手だてはなく、薬剤師側は「怒りの収まらない状態」で泣く泣く受け入れた。柴田は「薬律」が公布されたのを機に、長与の慰留を振り切り40歳の若さで官界から身を引いた。それ以降、一切の官職を避け自適の生活を過ごす中、明治43年（1910）8月胃がんのため61歳で死去した。「薬剤師」という名称はドイツのApotheker（アポテイカー）を柴田が訳したものである^{60,61)}。

V. 「薬律」施行後の展開

1. 最大の関心事は「医薬分業問題」

「薬品営業並薬品取扱規則」（薬律）施行後、薬剤師の最大の関心は医薬分業問題に移った。薬律ではわが国の慣習を存続し、日時、場所などについて制限を加えることなく医師の調剤権を永久的に保障したものであった。このため、

薬剤師は団結して政府の意向を問い質し、医師に対して交渉を始めた。この中で薬剤師が医薬分業を主張した論拠は4つあった⁶²⁾。

第1は〈薬学は医学の余業として兼修できるものでない〉こと、第2は〈医学と薬学は修学の道を異にし（略）、それぞれ特別の試験を経て開業が許可される〉こと、第3は〈医師は医薬品に関する良否、真贋の鑑別、分量の差異（略）に必要な学問が乏しい〉こと、第4は〈医師は修業しない薬業で（略）薬価を収めるのは、自己の本分でない報酬を求めるものである〉ことを挙げていた。ただ、この主張の中には、分業がもたらす国民の健康保持に対する利点は含まれていなかった。

2. 帝国議会へ改正案提出を巡る動向

だが、こうした薬剤師側の主張は、医師側と交渉し、政府への陳情も届かなかった。薬剤師の不満は必然的に地方薬剤師会の全国結集を促すことに結び付いた。そこで薬剤師側は、法律改正により医薬分業を実施する時期を明確化し、業権の確立を目指して明治23年（1890）4月、東京で全国薬剤師懇談会が開かれ、日本薬剤師連合会創立を決議し、翌24年8月大阪で「全国薬剤師連合会大会」が開催された。この結果、同年の第2回帝国議会に向け運動を開始することを決め、薬律「付則」第43条にある医師の自宅調剤を認めている項に「当分」の文字を加えて医師の調剤が永久的特権でないことを明示し、さらに一項を追加して、〈内務大臣はその必要と認める地方で明治27年（1894）1月1日より逐次医師の調剤を禁止する〉ことにしたいとする議員提出による改正案が提出された⁶³⁾。

この改正案は、37府県1,300名の請願署名を反映し、12月25日に上程される運びになった。しかし、第2回帝国議会では立憲自由党、立憲改進黨などの民党が「政費節約」の履行を求めて、第一次松方正義内閣と激しく対立、軍艦製造費・製鋼所設立費などの予算案が否決された。これに激高した樺山資紀海軍大臣の「蛮勇演説」により紛糾し、12月25日に議会は解散したため、不首尾に終わった。改正案の提出者には島田三郎、浮田桂造ら6名、賛成者には犬養毅、高田早苗、村山龍平ら51名の有力議員が名前を連ねていたため、薬剤師のなかには成立間違いのないと思った者も多かった。事実、法案が予定通り上程されていたら、提案者の顔ぶれ、員数などの情勢から推して法案は成立した可能性は高かったため、薬剤師にとって最初の不運な蹉跌であった^{64,65)}。

翌24年（1891）12月25日の東京薬剤師会事務所の様子を雑誌「薬剤誌」は次のように伝えた。

「新聞紙を手にとれば、劈頭先ず見る衆議院解散の2号文字、慨然呆然期せずし、午前事務所に参集す。相見て語なし、落胆の色表に顕る。（略）医薬分業論も一時段落を附たり」⁶⁶⁾

3. 不首尾に終わる改正案の行方

第2回帝国議会以来、ほぼ10年間、同一趣旨の改正案が帝国議会に数回提出された。だが、当時薬剤師の人員は医師に比べはるかに少なく、薬局の分布は都市ではようやくその数を増加しつつある程度であったので、在野の運動は激しかったにもかかわらず、改正案の成立を見るに至らなかった。この時代での改正案提出はいずれも議員提出であったが、その経過は次の通りである^{67,68)}。

- (1) 明治26年（1893）12月、第5回帝国議会に「薬律」付則の改正案が上程、賛否の激しい論戦の結果、否決
- (2) 明治28年（1895）2月、第8回帝国議会に「薬律」付則の改正案が上程、賛成72、反対95で否決
- (3) 明治29年（1896）3月、第9回帝国議会に「薬律」付則の改正案が上程、撤回
- (4) 明治30年（1897）3月、第10回帝国議会に「薬律」付則の改正案が上程、否決
- (5) 明治32年（1899）2月、第13回帝国議会に「薬律」付則の改正案が上程、賛成53、反対115の大差で否決

このように明治中期の帝国議会では、6回に及ぶほぼ同様な趣旨の改正案が議員提案という形で提出されたものの、いずれも不首尾に終わった。その後、明治44年（1911）3月会期末の第28回帝国議会に薬剤師議員・綾部惣兵衛（立憲国民党）が「医薬分業に関する質問書」を独断で提出した。その内容は医薬分業の実施時期を質したものであったが、**内務大臣の平田東助**は「医薬分業ハ、我邦病者受療ノ実況ニ鑑ミ、政府ニ於テハ現時法令ヲ以テ之ヲ強制スルノ意思ナシ」と答弁書が送付されただけで終わった⁶⁹⁾。以後、この政府方針が大正、昭和時代にも踏襲された。

4. 薬剤師試験規則を制定

また、「薬律」に規定する薬剤師試験を実施するため、明治22年（1889）3月27日「薬剤師試験規則」を制定、翌23年3月1日から施行された。この規則は薬学教育が明治6年（1873）6月25日第一大学区医学校に製薬学科（明治10年東京大学医学部製薬学科となり、翌11年第1回9名が卒業）を付設して始まり、その後、各地に薬舗主の養成を目的とする薬学校が誕生し始めたが、官私薬学教育の方法および科目が従来の「薬舗試験規則」や「薬学校通則」

(薬学校を甲種3年制・乙種2年制に区分)などと相容れなくなっていたことへの対応だった。この規則により薬剤師試験は内務大臣が毎年2回試験主事者および試験委員を選任して行うとした。試験は学説と実地に分かれ、受験資格は特に限定されていなかったが、試験の性質上、薬学校を卒業して試験を受ける者が多かった。

この時期、薬学校は全国で官立の薬学校として千葉、金沢、長崎などの高等中学校医学部薬学科のほか、私立の東京薬学校、名古屋薬学校、富山薬学校、京都私立独逸学校薬学科、大阪薬学校、熊本薬学校などが開校していた。明治25年(1892)「薬律」付則第46条が改正され、無試験で薬剤師免状が授与される学校に高等中学校医学部薬学科が加わった。そして明治36年(1903)3月に「専門学校令」が公布され、全国にある薬学校は専門学校昇格を目指した。それに伴って明治43年(1910)3月には「薬律」付則第46条の改正により無試験で薬剤師免状を授与される学校に官公立薬学専門学校、医学専門学校薬学科、文部大臣の指定する私立薬学専門学校が加えられ、「私立薬学専門学校指定規則」により文部大臣の指定を受けることができる要件が定められた^{70,71)}。

5. 「薬品取扱」に関して不備が表面化

明治23年(1890)3月から施行された「薬律」は、施行されて10年も経つと不良医薬品横行を取締るには**不十分**なことが明らかになった。それは同規則第26条の「薬品取扱」に欠陥があったからだった。26条にある〈日本薬局方に記載する所の薬品は其の性状、品質、該局方の所定に適合するものに非ざれば、販売若しくは授与することを得ず〉という条文は、販売、授与だけであって不良医薬品を製造し、店内に陳列し、また倉庫にあっても販売、授与しなければ罪にならない。このためこの「薬律」に付随する薬品巡視規則によって薬品巡視員が不良薬品を発見しても、これをどうすることもできなかった。また薬種商は薬品の良否について知らないことになっているので、不良薬品を販売しても法的に責任を問うことができなかった⁷²⁾。

そこで、内務省技師で中央衛生会委員であった池口慶三(東大薬学科卒・下山順一郎の愛弟子)は、指定薬品制度を基軸とする「薬律」改正草案を作成し、明治33年(1900)10月から同草案を原案として中央衛生会で審議を重ね、可決された。主たる改正点は「薬律」第26条の「販売若しくは授与」を「製造、貯蔵、陳列、販売又は授与」に改め、内務大臣の指定した薬品は薬剤師、薬剤師を雇い入れた薬種商でなければ販売、授与できないとしたことであった。

6. 指定薬品を巡る薬種商との争い

「指定薬品」を巡り政府は、明治34年(1901)の第16回帝国議会に同規則の改正案(薬種商の指定薬品販売禁止)を提出した。だが、改正案制定を巡り全国の薬種商は薬種商の薬品販売権を不当に制限するとして猛反対運動を展開し、最後の案として開業5カ年以上の薬種商には指定薬品の販売権を認めることで、ようやく同40年(1907)第23回帝国議会において成立した。また同年各府県庁に専門の薬品監視員を配置し、薬品を取扱う場所を巡視することで初めて不良薬品取締の実効が上がった⁷³⁾。

この改正薬律の規定は、翌41年1月1日から施行されたが、「薬品ノ純良ヲ保チ、其ノ効果ノ正確ヲ期」して(1)不正薬品を販売・授与のために貯蔵陳列の禁止、(2)指定薬品の販売・授与は薬剤師または薬剤師を使用する薬種商に限定するなど規定し、万全を期した⁷⁴⁾。

7. 分業実施を巡り日薬・漸進派執行部が退陣

明治26年(1893)2月の日本薬剤師会創立以来、その主流は「漸進派」の下山順一郎、丹波敬三、池口慶三、田原良純など薬学者であったが、丹羽藤吉郎だけが例外で創立当初から「急進派」の総帥として「薬律」改正案の実現を目指し、議会運動を展開することを主張し続けた。明治32年(1899)2月の第13回帝国議会で「薬律」改正案が賛成53、反対115の大差で否決されて以来、議会運動を封鎖されたため、日本薬剤師会では漸進派と急進派の対立機運が醸成されていた。明治42年(1911)8月、日本薬剤師会が社団法人となり、**下山が再び会長に**就任すると丹羽は理事を辞任し、対立が一挙に表面化した。

同44年(1913)2月9日、前述のように急進派の綾部惣兵衛議員(立憲国民党)が第27回帝国議会に「医薬分業に関する質問書」を独断で提出したが、綾部の質問書提出は日本薬剤師会執行部に諮ることなく、知っていたのは丹羽だけで会内の対立は鮮明になった。翌45年(1914)2月12日、下山が急逝したため、3月4日の理事会で丹波敬三が会長に就任した。下山の盟友で形影相伴う如く公的活動を共にした丹波は、下山の漸進派路線を継承した⁷⁵⁾。

その直後の3月15日、会期末の第28回帝国議会にまたしても綾部議員が独断で「薬律」改正案を提出した。立憲政友会が党議で否決したため、撤回の首尾に終わったが、この時も日本薬剤師会執行部は寝耳に水で、知っているのは丹羽藤吉郎だけであった。綾部の独断的行動は日本薬剤師会内の対立、不統一をより際立たせ、激化させた⁷⁵⁾。

漸進派は「分業の実現は薬剤師が自らの職責を全うするところから出発すべきである」として指定薬品制度、売薬

法など薬剤師の業権確立のために実績を残したが、これらは薬剤師の責任を重くしただけで、薬剤師の経済的利益に直結することはないという側面があった。薬剤師の人心は漸進派に飽き足らず、医薬分業を目指す帝国議会への運動を求める機運が高まった。そして、大正3年（1914）5月の総会で、丹波は会長を辞任し、急進派の衆望を担って**丹羽が会長に就任した**⁷⁶⁾。漸進派は一掃され、再び帝国議会への運動を行うことを決定し、「薬律」改正を求めて激動の大正時代が始まった。

なお、医薬分業の長い歴史については『医薬分業の歴史証言で綴る日本の医薬分業史』（薬事日報社2012年）を通じていかに先達が医薬分業に懸命に取り組んだかということを知っていただきたい。

VI. ま と め

本稿では、ドイツ医学採用を起点に薬事関連法制の規範となる「薬剤取調之方法」から「医制」、「薬品営業並薬品取扱規則」（薬律）までの成立過程と規制内容の特徴などについて相良知安関係文書やそれに基づく近年の研究成果を参考にしながら再見を試みた。

その中で「薬剤取調之方法」から「医制」成案を作成した初代医務局長の相良知安が類まれな先見性と見識の持ち主であり、2代目医務局長の長与専齊は岩倉使節団に随行して得られた先進諸国の医療・衛生行政の知識を活用し、「医制」改正、「薬律」を制定し、近代日本の衛生行政・薬事制度の基礎を築いたことを検証した。最後に2人の事績を中心にした小伝を加えてまとめとしたい。

I. 相良知安小伝

1. 多才な見識と先見性を見る

相良知安は天保7年（1836）2月16日、現在の佐賀市に生まれる。生家は代々佐賀藩医であり、知安は佐賀藩西洋医学校好生館で蘭学・西洋医学を修めた後、佐賀藩主鍋島忠正の侍医を勤めた。

知安が医学校取調御用掛に就任して最初に見せた優れた才能は、28条から成る「薬剤取調之方法」の作成である。これは明治2年（1869）1月、医学校取調御用掛の相良知安（佐賀藩）らが大学東校教師のミュルレルとホフマンから薬品取締などの意見を翻訳、それを基に立案し、明治6年（1873）5月に作成した。その中に「日本国ニ於テ薬品売買之方法大略」など将来の医薬法制に盛り込まれるべき基本事項を掲げており、その後の薬事に関する諸政策の萌芽となった。特に医薬分業の実施を掲げるなど統一ある近代的医薬制度の確立を目指した見識は、今日の薬剤師に

とって記憶されるべきものである。「薬剤取調之方法」は左院法制部の意向で「単独法制とせず」とされたので、その内容は相良が原案および成案を作成した「医制」の中で生かされたばかりでなく、明治22年（1889）に公布された「薬品営業並薬品取扱規則」（薬律）の条文にもその精神が盛り込まれている。

明治7年（1874）8月に布達された「医制」は、その原案となる「医制略則」から相良らが心血を注ぎ、医事・薬事など衛生関係行政に確固たる基礎を築いた最初の衛生法規であり、東京・京都・大阪の3府で実施された。

相良が失脚後、長与は主導権を握ると、翌8年5月「医制」を改正した。医学校に関する医育行政の条文を削除し、「医制」は医務・衛生行政の規制のみになり、各種制度が整備・確立されるに従い、明治23年（1890）10月自然消失の形で使命を終えた。

薬事に関する諸制度が各方面で確立・機能してくると、内務省は、これら制度の規則・法令の集大成として前年の22年3月、「薬律」を制定し、薬剤師の名称・資格・役割を初めて法文化して近代的薬事制度が整備された。だが、相良が望んだ医薬分業は医師の調剤権が永久に認められたため後退した。

2. 激しい「^{けんかい}猜介」の性格が命取り

「薬剤取調之方法」を作成し、さらに「医制略則」、「医制」成案作成に至るまでの相良知安の先見性・見識は、明治政府の医学教育、医事・薬事制度の確立に向け、欠かすことができなかった。ところが、相良の活動期間は、明治2年（1869）1月から明治7年（1874）9月頃までの5年9か月、部下の大学会計の不正疑惑に連座し、収監された1年2か月を除くと実質4年7か月に過ぎず、その後の人生に類稀な才能を生かすことができなかった。

理由は、相良の持つ激しい性格と藩閥政治の影響に原因があったと見られている⁷⁷⁾。相良の性格は、何事にも動じない堂々とした物言いと強い信念を持ち、時には激烈な態度で物事を論じる行動力が短所ともなった。例えば、相良はドイツ医学導入推進に当たり、当時イギリス医学派で大学知事・山内容堂（前土佐藩主）と激論を展開、鍋島直正（前佐賀藩主）から「知安、下がれ」と一喝されたとの話^{6,7)}も伝わっており、知安の強硬な個性と非妥協的な性格を表している。

こうしたドイツ医学導入時の議論が、イギリス医学派の薩摩・土佐両藩の不興を買い、嫉まれることになった。そして、知安の性格・言動が第一大学区医学校長として適さない人物とされ、加えて明治6年（1873）の政変（征韓論

争)で下野した竹馬の友江藤新平(佐賀藩)を支持したことが政府の反発を買ったとも言われている。特に内務卿大久保利通(薩摩藩)に排除されたことが致命的となった。

東京大学医学部の相良知安記念碑文には「剛毅果敢」で多才であり、しかも「狷介孤峭」で心が狭く、自分の考えに固執して他人と相容れない性格であったと刻まれている。明治初期の転変測りがたい政治状況の中で相良が失脚したのはこの性格に起因すると思われる。

II. 長与専齊小伝

1. 「健康保護」の仕組み導入を希求

長与専齊は天保9年(1838)8月28日、現在の長崎県大村市に生まれた。蘭学の素養を持つ医家の祖父の勧めで入塾した緒方洪庵の適塾では、福沢諭吉の後の塾頭になる俊才であった。

衛生官僚として長与が関わった明治期の医薬法制の主なものの1つは、初代医務局長の相良知安が成案としてまとめた「医制」を東京・京都・大阪の3府に布達、実施したこと、2つは、近代的な薬事制度の根幹を成す法律として柴田承桂らの協力を得て「薬品営業並薬品取扱規則」(薬律)を立案し、全国的に実施したことである。薬剤師という名称とその資格を定めることにより、はじめて薬剤師の制度と薬局の制度を確立した意義は大きい。「薬律」の条文を読めば、長与の「知」と「行動」が発揮されたことを理解できる。

長与の「知」と「行動」の根底には、人生の機転となる岩倉使節団に加わったことであり、欧米諸国において根付いていた国民の「健康保護」という仕組みを、わが国でもいかにして築くかという考えがあった。使節団に田中不二麿の随員として参加した長与は当初、医学教育制度の調査を行う予定であったが、その調査の最中に西洋諸国には「健康保護」のための仕組みがあることに注目し、その重要性に関心を抱くようになった^{78,79)}。

長与はまた、西洋衛生行政の理解を深めるにあたり、医学薬学理工学など学術を包容して、これを「政務的に運用」することで「人生の危害を除き、国家の福祉を完うする仕組み」ができあがるとした。ここに流行病、伝染病、貧民救済、土地の清潔、上下水の引用排除という住民の健康にとって重要な事柄を行政上の問題とし、対応することの重要性を見出したのである⁸⁰⁾。

2. 協調性と先見性などに優れる

長与が明治初期から中期にわたり約18年間、国民の「健康保護」のためにわが国衛生行政官僚のトップとして活躍できたのは、上述のように岩倉使節団に加わることで得ら

れた先進諸国の医療・衛生行政知識を積極的に活用した「知」と「行動」にあったが、そればかりでなく薩長藩閥、特に内務卿大久保利通を中心とする支配層にバックアップされたことは無視できない。言い換えれば、長与には〈協調性・先見性・行動力を持ち、加えて人情味豊かな人物である〉ことを大久保ばかりでなく、多くの人に実感させていたのではないかと考えられる。

特に長与の人間性が発揮されたのは、明治10年代に全国的に発生したコレラ大流行時の対応であった。長与は住民の悲惨な現状を目の当たりにして官尊民卑の時代に「官」と「民」が一緒に取り組まなければ衛生行政は成就しないと考え、その過程で四民平等の精神を発揮して「民」への協調ができた人として人間の幅の大きさが分かる。この長与の幅広い人間性が人々を惹き付けて止まず、「医制」の実施と「薬律」の制定に結実した。相良が作成した「薬剤取調之方法」「医制」成案で定められた薬事関連法制は、長与の「薬品営業並薬品取扱規則」(薬律)に引き継がれ、現在の薬剤師法、医薬品医療機器法の中にその精神は息づいている。

利益相反

開示すべき利益相反はない。

参考文献

- 1) 谷岡忠二(編)。日本薬剤師会八十年史。日本薬剤師会、1973。p.3
- 2) 石原 明。医史学概説。医学書院、1955。p.85-6
- 3) 厚生省医務局(編)。医制百年史。ぎょうせい、1976。p.6
- 4) 日本学士院(編)。明治前日本医学史・第3巻。日本学術振興会、1956。p.227
- 5) 青木歳幸(編)。相良知安関係文書。佐賀県立佐賀城本丸歴史館、2024。p.21
- 6) 鍵山 栄。相良知安。日本古医学資料センター、1973。p.121-3
- 7) 篠田達明。白い源流 明治の医官・相良知安の生涯。新人物往来社、1997。p.204
- 8) 石黒忠恵。石黒忠恵懐旧九十年。博文館、1936。p.135-8
- 9) 尾崎耕司。明治新政府期西洋医学導入過程の再検討。大手前大学人文科学部論集第13号、2013。p.43-64
- 10) 内務省衛生局(編)。医制五十年史。1925。p.8
- 11) 川上 武。現代日本医療史。勁草書房、1977。p.93
- 12) 森川 潤。ドイツ医学採用に関する三つの疑問を巡って。日本医史学雑誌。1993:39(3):63-7
- 13) 根本曾代子。日本の薬学—東京大学薬学部前史。南山堂、1981。p.79-80
- 14) 清水藤太郎。日本薬学史。南山堂、1942。p.392
- 15) ミュルレル(著)。石橋長英、小川鼎三、今井 正(訳)。東

- 京-医学. ヘキスト・ジャパン, 1975. p. 67
- 16) 小清水敏昌. 軍医ミユルレルと薬剤師ニーウェルト. 日本医史学会学術大会発表. 奈良女子大学. 2025. 11. 29
- 17) 根本曾代子. 日本の薬学—東京大学薬学部前史. 南山堂, 1981. p. 85
- 18) 小川鼎三, 酒井シズ (校注). 松本順自伝・長与専斉自伝. 平凡社, 1980. p. 160-1
- 19) 根本曾代子. 日本の薬学—東京大学薬学部前史. 南山堂, 1981. p. 86-7
- 20) 清水藤太郎. 日本薬学史. 南山堂, 1942. p. 395-6
- 21) 谷岡忠二 (編). 日本薬剤師会八十年史. 日本薬剤師会, 1973. p. 15-6
- 22) 川上 武. 現代日本医療史. 勁草書房, 1977. p. 108
- 23) 清水藤太郎. 日本薬学史. 南山堂, 1942. p. 393
- 24) 青木歳幸. 相良知安の人と医療思想. In: 青木歳幸 (編). 相良知安関係文書. 佐賀県立佐賀城本丸歴史館, 2024. p. 41
- 25) 佐賀県立図書館データベース. 相良家資料. 939
- 26) 尾崎耕司. 明治「医制」再考. 大手前大学論集. 2015; (16): 21
- 27) 青木歳幸 (編). 相良治安関係文書. 佐賀県立佐賀城本丸歴史館, 2024. p. 87-90
- 28) 尾崎耕司. 明治「医制」再考. 大手前大学論集. 2015; (16): 25
- 29) 尾崎耕司. 「医制略則」と「医制」の成立について. In: 青木歳幸 (編). 相良知安関係文書. 佐賀県立佐賀城本丸歴史館, 2024. p. 67-70
- 30) 尾崎耕司. 明治「医制」再考. 大手前大学論集. 第 16 号. 2015. p. 28-30
- 31) 厚生省医務局 (編). 医制百年史. ぎょうせい, 1976. p. 61-2
- 32) 松山圭子. 明治 7 年「医制」制定に関する若干の考察. 法学政治学論究. 法律・政治・社会. 1992; (14): 155-61
- 33) 青木歳幸. 相良知安の人と思想—「相良知安関係文書」からみえてきたこと. 日本医史学雑誌. 2026; 72 (1): 106-7
- 34) 厚生省医務局 (編). 医政百年史. ぎょうせい, 1976. p. 14-6
- 35) 尾崎耕司. 明治「医制」再考. 大手前大学論集. 2015; (16): 36-9
- 36) 尾崎耕司. 明治「医制」再考. 大手前大学論集. 2015; (16): 36-7
- 37) 尾崎耕司. 明治「医制」再考. 大手前大学論集. 2015; (16): 39-41
- 38) 尾崎耕司. 明治「医制」再考. 大手前大学論集. 2015; (16): 40-3
- 39) 尾崎耕司. 明治「医制」再考. 大手前大学論集. 2015; (16): 43-5
- 40) 厚生省医務局 (編). 医制百年史. ぎょうせい, 1976. p. 20-1
- 41) 小川鼎三, 酒井シズ (校注). 松本順自伝・長与専斉自伝. 平凡社, 1980. p. 139
- 42) 小島和貴. 長与専斉と内務省の衛生行政. 慶応義塾大学出版局, 2021. p. 167-77
- 43) 厚生省医務局 (編). 医制百年史. ぎょうせい, 1976. p. 9-12
- 44) 厚生省医務局 (編). 医制百年史. ぎょうせい, 1976. p. 17-8
- 45) 川上 武. 現代日本医療史. 勁草書房, 1977. p. 111-2
- 46) 厚生省医務局 (編). 医制百年史. ぎょうせい, 1976. p. 17-8
- 47) 日本薬学会 (編). 日本薬学会百年史. 日本薬学会, 1982. p. 34-5
- 48) 下山順一郎. 薬学雑誌. 第 96 号. p. 97
- 49) 東京大学百年史 (部局史二, 薬学部編). 東京大学出版局, 1987. p. 1050-1; p. 1060
- 50) 清水藤太郎. 日本薬学史. 南山堂, 1942. p. 438-9
- 51) 日本薬史学会 (編). 薬学史事典. 薬事日報社, 2016. p. 55
- 52) 西川 隆. 東京帝国大学医学部薬学科—人物と事績でたどる「宗家」の責任と挑戦. 薬事日報社, 2020. p. 10-1
- 53) 小川鼎三, 酒井シズ (校注). 松本順自伝・長与専斉自伝. 平凡社, 1980. p. 101-84
- 54) 日本薬学会 (編). 日本薬学会百年史. 日本薬学会, 1982. p. 34-5
- 55) 清水藤太郎. 日本薬学史. 南山堂, 1942. p. 440-1
- 56) 厚生省医務局 (編). 医制百年史. ぎょうせい, 1976. p. 35
- 57) 厚生省医務局 (編). 医制百年史. 資料編. ぎょうせい, 1976. p. 360-8
- 58) 谷岡忠二 (編). 日本薬剤師会八十年史. 日本薬剤師会, 1973. p. 19
- 59) 厚生省医務局 (編). 医制百年史. ぎょうせい, 1976. p. 84-5
- 60) 谷岡忠二 (編). 日本薬剤師会八十年史. 日本薬剤師会, 1973. p. 19-21
- 61) 天野 宏. 明治期における医薬分業の研究. プレーン出版, 1998. p. 226
- 62) 厚生省医務局 (編). 医制百年史. ぎょうせい, 1976. p. 88
- 63) 谷岡忠二 (編). 日本薬剤師会八十年史. 日本薬剤師会, 1973. p. 39-43
- 64) 谷岡忠二 (編). 日本薬剤師会八十年史. 日本薬剤師会, 1973. p. 44-5
- 65) 秋葉次次, 中村 健, 西川 隆, 渡辺 徹 (編). 医薬分業の歴史. 薬事日報社, 2012. p. 14-6
- 66) 谷岡忠二 (編). 日本薬剤師会八十年史. 日本薬剤師会, 1973. p. 46
- 67) 池田松五郎. 日本薬業史. 薬業時論社, 1929. p. 246-5
- 68) 厚生省医務局 (編). 医制百年史. ぎょうせい, 1976. p. 88-9
- 69) 厚生省医務局 (編). 医制百年史. ぎょうせい, 1976. p. 90
- 70) 厚生省医務局 (編). 医制百年史. ぎょうせい, 1976. p. 86-8
- 71) 奥田 潤, 西川 隆. 製薬学者と薬剤師養成で始まる薬学教育の歴史. In: 日本薬史学会 (編). 日本薬学史. 薬事日報社, 2016. p. 54-7
- 72) 清水藤太郎. 日本薬学史. 南山堂, 1942. p. 406-7
- 73) 清水藤太郎. 日本薬学史. 南山堂, 1942. p. 408
- 74) 厚生省医務局 (編). 医制百年史. ぎょうせい, 1976. p. 86
- 75) 飯野洋一. 戦前日本の日本薬剤師会歴代会長の事績について—医薬分業運動を中心に検証する. 薬史学雑誌. 2025; 60 (2): 143-6
- 76) 谷岡忠二 (編). 日本薬剤師会八十年史. 日本薬剤師会, 1973. p. 219-22
- 77) 相良隆弘ホームページ. <http://sagarachian.jp/main/> (accessed 7 Dec 2025)
- 78) 小川鼎三, 酒井シズ (校注). 松本順自伝・長与専斉自伝. 平凡社, 1980. p. 133-4
- 79) 田引勢郎. 明治期の衛生行政の確立に尽くした長与専斉. In: 日本薬史学会 (編). 薬学史事典. 薬事日報社, 2016. p. 484-5
- 80) 小島和貴. 長与専斉と内務省の衛生行政. 慶応義塾大学出版局, 2021. p. 3-4

要 旨

目的：明治政府の薬事法規の規範となる「薬剤取調之方法」から「医制」,「薬品営業並薬品取扱規則」(通称「薬律」)の成立過程や内容の特徴を概説した。

方法：「医制百年史」,「薬学史」など先行文献のほか,近年の研究成果を検索した。

結果および考察：政府は医薬制度の確立を目指し,明治5年(1872)「薬剤取調之方法」を作成した。これは相良知安がドイツ人教師ミュルレルらの意見を翻訳作成したものだが,政府が「薬事制度のみの先行法制化に難色を示した」ため,その計画は明治7年(1874)制定の「医制」の中に反映された。「医制」の成案も相良が作成したが,3府(東京・京都・大阪)で実施したのは長与専斉であった。「医制」は医事・薬事に対する対策が主であったが,政府はさらに近代的薬事制度の確立を目指し,明治22年(1889)「薬律」を法律10号として整備した。この作成・施行は長与が当たった。「薬律」は今日の「薬剤師法」,「医薬品医療機器法」に引き継がれている。

キーワード：薬剤取調之方法, 医制, 薬品営業並薬品取扱規則(薬律), 相良知安, 長与専斉

市川猿之助家の屋号「澤瀉屋」の由来についての薬史的論考

勝 山 真 人^{*1}Discussion from the Viewpoint of the History of Pharmacy about
the Origin of the House Name of ICHIKAWA Ennosuke, “Omodaka-ya”Masato Katsuyama^{*1}

(Accepted March 18, 2026)

Summary

Objective: The house name of ICHIKAWA Ennosuke, an actor of Japan's traditional Kabuki theater, is “Omodaka-ya”, which is named after a medicinal herb. Across the Internet, it is said that the naming is based on the fact that the parents' home of Ennosuke I (1855-1922) ran a pharmacy selling Sajiomodaka (*Alisma orientale* Juzepczuk) as a side business. The author tried to clarify whether or not this theory is true.

Methods: Kabuki books about Ennosuke's family or literature on pharmacy named “Omodaka-ya” were searched.

Results: The theory on the Web was not found in Kabuki books. It seemed that this theory is mixing Ennosuke's family up with “OMODAKAYA Kanzaemon”, a pharmacy dealing in the production and marketing of the “Omodaka salve” in Nagoya in the Edo period. It seemed possible that the house name of Ennosuke was originated from the shop sign of OMODAKAYA Kanzaemon and a comical and satirical tanka poem about it.

Conclusion: The truth of the theory generally accepted on the Web is questionable.

1. 緒 論

歌舞伎役者は名字以外にその家特有の「屋号」を持っている。最初に屋号を名乗ったのが市川宗家（團十郎家）であることはよく知られている。初代市川團十郎は成田山新勝寺を深く信奉し、不動明王に子授け祈願をしたことにより男子（二代團十郎）を授かった。初代はそのことを喜んで度々不動明王を演じ、「成田屋」の屋号を名乗ったとされる。尾上菊五郎家の「音羽屋」や中村時蔵家の「萬屋」は、先祖が実際に名乗っていた屋号である。また中村歌右衛門・芝翫家の「成駒屋」は、四代目歌右衛門がそれまでの「加賀屋」から屋号を変更した経緯がよく知られている。一方で片岡仁左衛門家の「松嶋屋」などはその由来が明ら

かでない。「播磨屋」「大和屋」「加賀屋」など地名が入った屋号が多い。

市川猿之助家は屋号を「澤瀉屋（おもだかや）」と言い、役者の屋号としては珍しく薬草の名前が入っている。日本薬局方「タクシャ」（沢瀉）は「サジオモダカ *Alisma orientale* Juzepczuk（オモダカ科 Alismataceae）の塊茎を乾燥したもので、通例、周皮を除いたもの」であり、元来サジオモダカは水田や沼地、河川の浅瀬に自生している（図1）。タクシャは「利水滲湿・拙熱」の効果を期待して五苓散や猪苓湯などに、「除痰飲」によるめまいの改善を期待して沢瀉湯や半夏白朮天麻湯に、また「腎火を瀉す」ことから六味地黄丸や八味地黄丸にも配合されている^{1,2)}。

猿之助家も用いている家紋の「沢瀉紋」のデザインは、

Key words : ICHIKAWA Ennosuke, The house name “Omodaka-ya”, Sajiomodaka (*Alisma orientale* Juzepczuk), OMODAKAYA Kanzaemon Pharmacy

^{*1} 京都府立医科大学大学院医学研究科中央研究室 RI 部門 Radioisotope Center, Kyoto Prefectural University of Medicine. 465 Kajii-cho, Kawaramachi-Hirokoji, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8566, Japan.

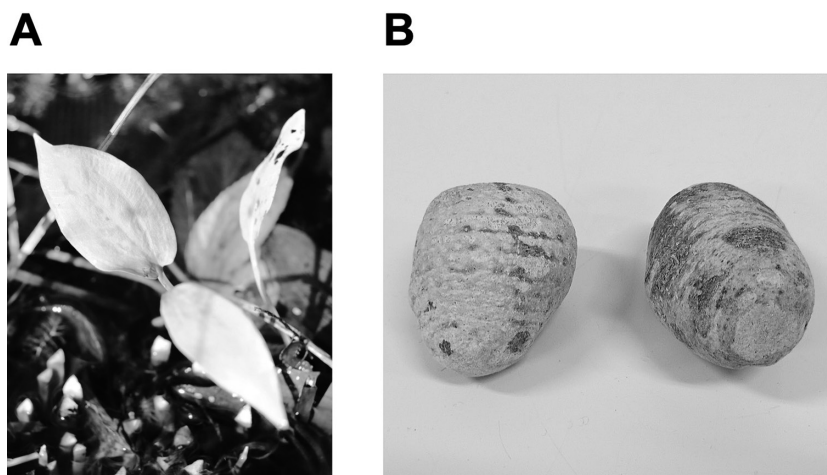


図 1 サジオモダカ *Alisma orientale* Juzepczuk とその塊茎（タクシャ）
 A, サジオモダカ（京都府立植物園で撮影）.
 B, タクシャの標本（写真は広島国際大学薬学部・金子哲夫教授より提供）.

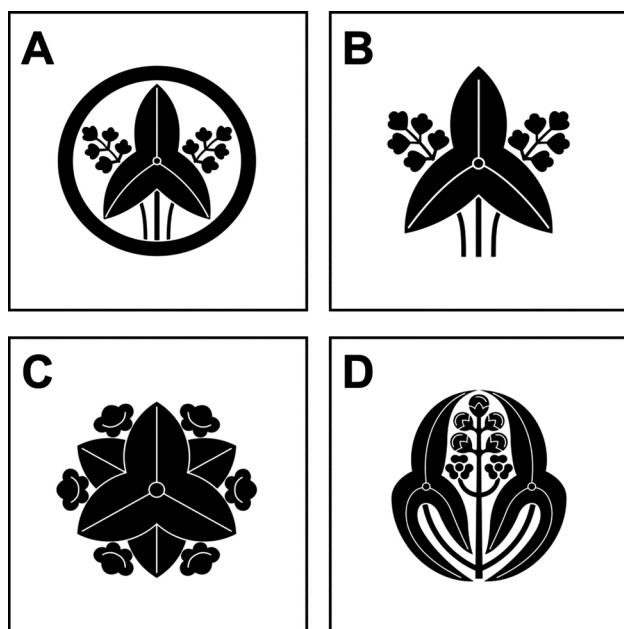


図 2 様々な沢瀉紋
 A, 丸に立ち沢瀉. 最も一般的な沢瀉紋.
 B, 立ち沢瀉. 二代猿翁（三代猿之助）が「澤瀉」, 当代中車が「立澤瀉」として使用.
 C, 変り向う花沢瀉. これを基にした「八重澤瀉」を当代猿之助や團子が使用.
 D, 長門沢瀉. 抱き沢瀉の一種で, 長州藩毛利家の別紋.

矢じり型（三つ又のかたち）の葉を持つオモダカ *Sagittaria trifolia* L. に由来するものであり, 匙のようなかたちの葉を持つサジオモダカ *Alisma orientale* Juzepczuk に由来するものではない（図 2）. 本来「沢瀉」はサジオモダカに当てられるべきものであること, またオモダカの漢名は「野茨菰」と書くものであり, 歴史的に両者が混同されてきた

ことが日本薬学会の Website でも指摘されている³⁾. 「誤った内容であっても, 長期間言い続けたり, 活字として残る事により, 時には真実に擬態してしまう恐ろしさを秘めています」とこのサイトの著者らは述べている³⁾.

猿之助家の屋号「澤瀉屋」の由来について Web で検索したところ, 「初代の生家が副業として薬草のサジオモダカを商う薬舗をやっていた」といったことが記載され流布していることを知った. しかしその原典は不明であり, 筆者の知る限り, 歌舞伎の専門誌や猿之助一門の役者の襲名披露口上などで見聞きしたことはなかった. 筆者が所属する「関西・歌舞伎を愛する会」の関係者を通じて松竹や猿之助一門の事務所「おもだか」の関係者にも内々に問い合わせてもらったが, 事情を知る方がおられず, 明確な回答はなかった. つまり Web 上で流布している「先祖が薬草のサジオモダカを商っていた」という説は根拠のないものである可能性が高く, 少なくとも猿之助家（喜熨斗家）から出たものではないと思われた. そこで筆者はなぜこのような説が流布されるに至ったのかを調査・検証した. また本来の屋号の由来について可能な限り調査した.

2. 方 法

市川猿之助家の先祖および屋号の由来に関する情報, また「おもだかや」を屋号とする薬屋に関する情報を, 文献を通じて探索した. Web の Google ブックスによる探索を行い, ヒットした文献について原典を確認した. 国立国会図書館デジタルコレクション公開資料以外については, 京都府立図書館, 京都府立京都学・歴彩館などで所蔵されている書籍を利用した.

市川猿之助家の屋号「澤瀉屋」の「澤」については旧字の「澤」で、また「瀉」については、本来つくりが「わかんむり」であるが活字にないため「瀉」で記載した。一方薬屋の屋号については文献通りの文字で記載した。なお、役者名は現役の方々についても敬称略で記載した。

引用文献について、古書類が郷土資料集などの一部として収載・刊行されている場合には、その資料集の刊行年を記載した。

3. 結 果

3.1 初代市川猿之助とその過去の名跡について

「澤瀉屋」の家祖である初代市川猿之助、後の二代市川段四郎（当代猿之助および当代中車の高祖父）は安政2年（1855年）の生まれである。安政6年（1859年）に十三代市村羽左衛門（後の五代尾上菊五郎）の弟子となり坂東羽太作と名乗った。明治4年（1871年）に七代河原崎権之助（山崎屋：後の九代市川團十郎）の弟子となり、山崎猿之助を名乗る。「猿之助」は五代および七代團十郎が名乗った俳名「白猿」に由来するものと考えられる。明治6年（1873年）3月の村山座での「助六」上演に際し、権之助が猿之助を抜擢しようとしたことに対して周囲から不平が出たため、猿之助は甲府へ出奔する。その後東京に戻り、5月に小芝居の中島座に松尾猿之助と名乗って出演した。小芝居に出演するに際し「山崎」を名乗るのを憚ったためと考えられるが、『猿之助三代』（小谷野敦著）によると、「松は四季に栄え、尾のように長く栄えるように」名付けたようだ（この記述に関する原典までは筆者はたどり着けなかった⁴⁾）。そしてその際に「澤瀉屋」の屋号を用いたようである。その後明治7年（1874年）1月に勧進帳を無断で上演したため市川宗家から破門され、それが許されて市川猿之助を名乗ったのは明治23年（1890年）10月のことである。明治43年（1910年）10月に二代段四郎を襲名している^{4~6)}。

3.2 初代市川猿之助の先祖について

初代猿之助の父は坂東三太郎と言ひ、四代坂東三津五郎の弟子の大部屋役者で立師（振付師）であった。そして三太郎の父が、元は箔屋吉右衛門という金箔を扱う豪商の家に生まれながら散財の末に零落し、身に付けた芸を活かして旅役者になった澤村吉五郎である。猿之助家の先祖が箔屋吉右衛門であることについては歌舞伎の専門誌⁷⁾や劇場プログラム（筋書、番付：平成24年七月大歌舞伎、新橋演舞場）にも記載された周知の事実であり、当代の猿之助が平成24年（2012年）6月に襲名した際にも披露口上で自ら述べていたのを筆者は記憶している。

箔屋吉右衛門が有力な商家だったことは文献からも察せられる。『徳川時代裁判事例 刑事ノ部 続』の寛政12年（1800年）の記録に、「浅草組箔屋共世話役吉右衛門」の名が見られる。また『浅草寺日記 第11巻』（金龍山浅草寺、1987年）の文化4年（1807年）5月21日の項にも、「西東仲町世話人」の中に箔屋吉右衛門の名がある。坂東三太郎が文政4年（1821年）生まれなので、これらの文献に記載のある「箔屋吉右衛門」は後の澤村吉五郎の先代に当たる人物だったのかもしれない。

3.3 「澤瀉屋」の由来について語られていること

猿之助家の先祖についてこれだけ語られている一方、屋号「澤瀉屋」の由来についてはこれまで全く語られてこなかったと言っている。筆者が唯一歌舞伎関係の書籍で目にしたのは、「初代團十郎の門弟だった市川助六が貞享3年（1686年）頃に市川段四郎（團四郎）を名乗っており、これを初代段四郎として数える、そしてこの初代が沢瀉屋という屋号を用いていた」という趣旨の記述である⁸⁾。しかしその原典は不明であり、筆者が調べた限りでは、この初代段四郎の屋号を文献上では確認できなかった。また前述の通り、初代猿之助が「澤瀉屋」を名乗ったのは松尾猿之助時代であり、後に二代目として段四郎を襲名できるかどうかさえわからなかった時期のことである。猿之助家の屋号と初代段四郎の屋号に関わりがある可能性は低いと思われる。

一方2025年11月時点でのWeb上の情報では、ウィキペディアをはじめ複数のサイトで「初代猿之助の生家が副業として薬草のサジオモダカを商う薬舗をしていたことに由来する」といった趣旨のことが記載されている⁹⁾。しかしその原典はどこにも記載が見られない。また小学館の『デジタル大辞泉プラス』では、「市川流が得意とする曾我ものの荒事『草摺引』で、曾我五郎がもつ鎧の紋が逆沢瀉（さかおもだか）であることにちなむとされる」と記載されているが、舞踊の「市川流」は市川宗家のものであって猿之助家のものではない。

筆者が改めて過去の歌舞伎に関する書籍を探索してみたところ、1995年の雑誌インタビューで二代猿翁（当時三代猿之助）が先祖と家紋について述べているのを発見した。すなわち

「(坂東) 三太郎からさらにさかのぼると、そもそもは箔屋吉右衛門といって、もともと毛利藩お出入りの金箔師だったそうです。だから毛利家と同じ紋の澤瀉なのでしょねえ」

というものである¹⁰⁾。この記述から、30年前に当主であった三代目でさえ屋号の由来については伝え聞いておらず、この程度の推測しかできない状況であったことがわかる。

3.4 医薬品としてのサジオモダカ販売による利益の多寡

タクシャおよびその基原植物であるサジオモダカの販売における利益の多寡について論じる。表1は2025年10月における主なタクシャ含有方剤と構成生薬の薬価である。タクシャは1.71～2.31円/gと極めて安価である。タクシャよりも安価な他の生薬は、滑石のみは鉱物であるが、他の植物由来ものはすべて汎用性が高く、基原植物に薬用以外の用途があるものもある。

3.5 「おもだかや」を屋号とする薬屋の存在

Web上で「澤瀉屋の屋号は初代猿之助の先祖がサジオモダカを商っていたことに由来する」とする説が広まった理由について、「おもだかや」を屋号とする薬種販売者と混同されたのではないかと考え、江戸時代に実在した薬種屋を探索した。

1) 江戸の「伊勢屋市兵衛」

まず現在の東京の本郷4丁目角に伊勢屋市兵衛という薬屋があり、家紋の沢瀉を商標とし、沢瀉の紋を付けた袋に歯磨き粉を入れて売っていたとの記録がある¹¹⁾。そのため「沢瀉屋」として通っていたようだ。そして文政(1818年から1831年)以降になると「朔日丸」という避妊薬として用いられていた薬を販売していたようで、そのことが下記のような川柳(狂句)に詠み込まれて残っている^{11,12)}。

沢瀉の下を流れる下女が水
沢瀉へ月をも日をも流す也
沢瀉は月も日をも流すなり

2) 名古屋の「沢瀉屋勘左衛門」

一方、尾張名物「沢瀉(瀉)膏薬」なるものを製造・販売する薬屋「沢瀉屋勘左衛門」が名古屋の中須賀町(現在の名古屋市中区栄2丁目～3丁目)に店舗を構えていた。この店と家伝の膏薬の由来については詳しい記述が残っている。先祖で勢州朝明郡柿村(現在の三重県三重郡朝日町)の住人だった水野三郎左衛門が三河へ移住し、鳳来寺の薬師如来を篤く信奉した結果、男子を授かった(後の勘左衛門)。また参籠中に夢のお告げで膏薬の製法を伝授され、万治3年(1660年)に中須賀町に移住、翌寛文元年(1661年)から販売を始めたという^{13～15)}。この店は少なくとも明治4年(1871年)9月までは同地(中須賀町が編入された鉄砲町)で存続していたことが記録に残っている¹⁶⁾。「沢瀉

表1 主なタクシャ含有方剤と構成生薬の薬価

生薬	薬価 (円/g)	五 苓 散	猪 苓 湯	五 淋 散	沢 瀉 湯	半 夏 白 朮 天 麻 湯	六 味 地 黄 丸	八 味 地 黄 丸	竜 胆 瀉 肝 湯
タクシャ	1.71～2.31	○	○	○	○	○	○	○	○
ブクリョウ	2.39～2.89	○	○	○		○	○	○	
チョレイ	8.04	○	○						
ケイヒ	1.62～2.19	○						○	
ソウジュツ	2.34～2.57	○							
カッセキ	1.58		○	○					
アキョウ	14.36		○						
ジオウ	1.94			○			○	○	○
トウキ	3.07～3.98			○					○
モクツウ	1.42			○					○
オウゴン	2～2.28			○					○
シャゼンシ	1.23			○					○
サンシシ	1.59～2.08			○					○
カンゾウ	2.13～3.2			○					○
シャクヤク	2.87～2.91			○					
ビャクジュツ	2.9～3.62				○	○			
ハンゲ	4.57					○			
チンピ	1.17					○			
バクガ	1.84					○			
テンマ	20.9～22.3					○			
ショウキョウ	1.55～1.73					○			
オウギ	2.33～2.79					○			
ニンジン	17.97					○			
オウバク	2.73～3.1					○			
カンキョウ	1.62					○			
サンシュユ	5.66～5.9						○	○	
サンヤク	1.87～2.21						○	○	
ボタンピ	2.35～3.36						○	○	
加工ブシ	7.42～17.1							○	
リュウタン	3.38～3.95								○

KEGG DRUG (2025/10/22 版) 検索結果

膏薬」の処方や効能については明らかでないようだが¹⁷⁾、後述するように、タクシャの拙熱作用による消炎・鎮痛を期待したものではなかったかと考えられる。

沢瀉屋勘左衛門の店頭では、毎年10月8日と12日に護持仏の薬師如来像を開扉して客に拝ませていたようだ¹³⁾。こ

の薬師如来像については以下のような逸話が残されている。水野三郎左衛門が鳳来寺に参籠し、膏薬の製法を伝授されたその帰途、裏坂猿橋というところで1匹の猿のような動物が出てきた。その指差す方向を見ると薬師如来の半身像が光り輝いていた。この像を鳳来寺の月蔵院に持ち込んだところ、ご上人が後背部分を補って像を完成させ三郎左衛門に与えた。これが店頭の護持仏となったという^{14,15,18)}。

また沢瀉屋勘左衛門の店の看板も目を引く有名なものだったようだ。水野家の家紋である「丸に立ち沢瀉」を2匹の猿が担いでいるデザインで、これは『尾張名陽図会』や『栗毛尻馬』の中に絵としても残っている^{14,19)}。この『栗毛尻馬』は1827年（文政10年）に近松玉晴堂芝好によって書かれた道中記であり、近松玉晴堂芝好とは当時名古屋で宿屋と売薬を営んでいた近江屋清八のことである。『栗毛尻馬』は弥二郎兵衛・北八を主人公としており、弥次さん・喜多さんの『東海道中膝栗毛』を模したものと言える²⁰⁾。この中に主人公の2人が沢瀉屋勘左衛門を訪れ膏薬を購入するという話がある。そこに猿の看板の説明と、看板と膏薬の効用を詠み込んだ狂歌が掲載されている。

かんはんもかるふハ見へぬおもだかや
薬りを付ていたミ猿也
(看板も軽うは見えぬ沢瀉屋 薬を付けて痛み去る也)

この狂歌から、「沢瀉膏薬」が痛みの緩和に使用されていたことがわかる。

実際、タクシャの有効成分としてトリテルペノイドである Alisol 類の抗炎症作用が注目されている。Alisol A 24-acetate のラットにおける変形性関節症の改善効果などが示されるとともに、Alisol 類の抗炎症作用のメカニズムが分子レベルで明らかにされつつある^{21~23)}。

4. 考 察

筆者は前述の状況証拠による推論として、「沢瀉膏薬を製造・販売していた沢瀉屋勘左衛門」が市川猿之助家の屋号と混同され、Web上で「初代猿之助の生家が副業として薬草のサジオモダカを商う薬舗をやっていた」という説が広まった、という仮説を提起する。関連する事項を表2に示す。

まず、Web上の情報が猿之助家から出たものでないことは、前述の二代猿翁（1995年当時は三代猿之助）へのインタビュー記事からも明らかである。そして前述のように猿之助家の先祖は金箔師、しかも豪商であり、副業でサ

ジオモダカを扱う薬屋を経営していたとは考えにくい。また初代の父である坂東三太郎が喜熨斗（きのし）という、師匠である四代坂東三津五郎、後の十一代森田（守田）勘彌の屋号「喜の字屋（喜熨斗屋）」由来と思われる姓を名乗れたのも、森田座の大部屋役者の頭、また名立師として師匠から絶大な信頼を得ていたからこそ許されたものと思われる⁴⁾。副業として薬屋を経営する余裕も必要もなかったものと推測される。Web上の説はいつの頃からか誰かが唱え出し拡散したものと考えざるを得ない。

筆者は三代目が言うところの「毛利家と同じ紋の澤瀉」という説についても懐疑的である。それは次の点による。

- ① 先祖の箔屋吉右衛門が長州藩毛利家お出入りだったというのは恐らく口伝のみで記録が見出せず、山口県文書館所蔵の記録に残る「箔屋次右衛門」は別人のことと考えられる^{24,25)}。
- ② 市川猿之助歴代の沢瀉紋2種と、長州藩毛利家（定紋は一文字三星）の別紋である沢瀉紋（長門沢瀉）は大きく異なる（図2）。
- ③ 長州藩由来の屋号であれば、通常「長門屋」などの地名を名乗る可能性が高い。

毛利家との関係からあえて「澤瀉屋」という屋号を名乗る必然性は見出せないのである。

次にサジオモダカの販売による利益の薄さからも、それを役者が副業としていたとは考えにくい。現在と江戸時代では単純比較できないが、さほど汎用性が高いとは思われないタクシャ・サジオモダカのみを取り扱っていても利は薄く、それは江戸時代でも同じことだったと考えられる。優れた薬効を持つ処方薬として、高い宣伝効果の期待できる戦略の下で販売するのでなければ、「サジオモダカを商う薬舗」の経営は成り立たなかったと考えられる。なお、サジオモダカと混同されてきたオモダカの栽培品種が食品のクワイであるが、猿之助家の先祖がクワイの栽培と販売を行っていた可能性も、金箔師・豪商であったという事実から、低いものと考えられる。

前述のように、猿之助家の先祖は江戸の金箔師であり、名古屋の薬屋の沢瀉屋勘左衛門と直接の関わりがあった可能性は低いと考えられる。しかし沢瀉屋勘左衛門が猿とゆかりが深いことと、市川猿之助家の屋号が「澤瀉屋」であること、これは偶然の一致とは思われず、上記の店頭の猿の看板とそれを詠み込んだ狂歌が猿之助家の屋号「澤瀉屋」の由来になった可能性が提起される。

前述のように、初代猿之助が屋号として「澤瀉屋」を名乗ったのは、明治6年（1873年）5月に小芝居の中島座に

表 2 初代市川猿之助と薬屋「沢瀉屋勘左衛門」に関する年表

	初代市川猿之助に関する事項	沢瀉屋勘左衛門に関する事項
万治 3 年 (1660 年) 寛文元年 (1661 年)		水野三郎左衛門が名古屋中須賀町に移住 沢瀉膏薬の販売開始
寛政 12 年 (1800 年)	「浅草組箔屋共世話役吉右衛門」(徳川時代裁判事例 刑事ノ部 続)	
文化 4 年 (1807 年)	「西東仲町セ話人 箔屋吉右衛門」(浅草寺日記)	
文政 4 年 (1821 年)	澤村吉五郎 (箔屋吉右衛門が零落した旅役者) の子として坂東三太郎が誕生	
文政 10 年 (1827 年)		近松玉晴堂芝好の道中記『栗毛尻馬』で猿の看板と狂歌が紹介される 「かんはんもかるふハ見へぬおもだかや 薬りを付ていたミ猿也」
安政 2 年 (1855 年) 7 月 安政 5 年 (1858 年) 安政 6 年 (1859 年)	坂東三太郎の子として亀次郎が誕生 亀次郎が坂東羽太作を名乗る	細野要斎の「感興漫筆」に記載
明治 4 年 (1871 年) 明治 6 年 (1873 年) 5 月	羽太作が山崎猿之助を名乗る 中島座に松尾猿之助を名乗り出演屋号「澤瀉屋」	9 月に同地で存続していたという記録
明治 23 年 (1890 年) 10 月 明治 33 年 (1900 年) 明治 43 年 (1910 年) 10 月 大正 11 年 (1922 年) 2 月	市川猿之助を名乗る 坂東三太郎没 猿之助が二代市川段四郎を襲名 二代市川段四郎没	

松尾猿之助と名乗って出演したときが記録上初めてである。著名な役者が出演しない小芝居では若手にも大きな役がつく。主役級の看板役者として出演するのに際し、観客からのかけ声 (いわゆる「大向う」) には屋号が必要となる。当時不遇であった猿之助が『栗毛尻馬』を読んで前述の猿の看板の挿絵と狂歌を目にし、「猿が看板を背負う」という意味でここから「澤瀉屋」という屋号を拝借した可能性が提起される。「沢瀉屋」ではなく「澤瀉 (つくりはわかんむり) 屋」と旧字を用いたのも、沢瀉屋勘左衛門に遠慮して字体を変更した可能性がある (このような配慮の例は「高島屋 (市川左團次家)」に対する「高嶋屋 (市川右團次家)」など他にも見られる)。

演劇界 53 巻 9 号の中の「猿之助の家と藝」(記事の最後には「穂」と記され、編集人の秋山勝彦氏による執筆と思われる) によると、初代猿之助の父である坂東三太郎が天保

6 年 (1835 年) から亡くなるまで、家内の出来事や劇界事情などを克明に綴った日記が残されていたそうだが、関東大震災で消失したとのことである。それが残っていれば屋号「澤瀉屋」の由来なども記載されていたかみしれず、消失が惜しまれる。難しいとは思いますが、今後何らかの関連資料が発見されることに期待したい。

結 論

市川猿之助家の屋号「澤瀉屋」の由来について、Web 上で流布されている「初代の生家が副業として薬草のサジオモダカを商う薬舗をやっていた」という説は真実でない可能性が高い。名古屋で「沢瀉膏薬」を製造・販売していた「沢瀉屋勘左衛門」と猿にまつわる逸話が、猿之助家の屋号の由来となった可能性がある。

謝 辞

サジオモダカをお見せいただいた京都府立植物園の山本和喜様、劇場関係者に問い合わせいただいた関西・歌舞伎を愛する会事務局の明和千佳代様に謝意を表します。

利益相反

開示すべき利益相反はない。

参考文献

- 1) 神戸中医学研究会. [新装版] 中医臨床のための中薬学. 東洋学術出版社, 2011 : p. 200-1
- 2) 原島広至. 生薬単：語源から覚える植物学・生薬学単語集：ギリシャ語・ラテン語. 丸善雄松堂, 2007. p. 8-9
- 3) 磯田 進, 鳥居塚和生. 薬学コラム：今月の薬草 サジオモダカ. <https://www.pharm.or.jp/yakusou/2023/01/post-64.html> (accessed 13 Nov 2025)
- 4) 小谷野 敦. 猿之助三代. 幻冬舎, 2011. p. 21-90
- 5) 伊原敏郎. 明治演劇史. 早稲田大学出版部, 1933. p. 565-570
- 6) 矢野誠一. 都新聞芸能資料集成 大正編. 白水社, 1991. p. 346-59
- 7) 石橋健一郎. 澤瀉屋の代々精神と芸の脈動一. 演劇界. 2012 ; 70 (7) : 19-24
- 8) 金森和子. 市川猿之助家の人と芸. In : 織田紘二 (編). 歌舞伎 家・人・芸. 淡交社, 2005. p. 16-22
- 9) 刀剣ワールド浮世絵. 歌舞伎役者の基礎知識「澤瀉屋」. <https://www.touken-world-ukiyo-e.jp/kabukiyakusya/omodakaya/> (accessed 13 Nov 2025)
- 10) 演劇出版社. 市川猿之助ロングインタビュー① 澤瀉屋三代. 演劇界. 1995 ; 53 (9) : 54-59
- 11) 阿達義雄. 江戸川柳と庶民紋章風俗. 東洋館出版社, 1973. p. 227-9
- 12) 岡田三面子. 日本史伝川柳狂句 19. 古典文庫, 1979. p. 196-200
- 13) 保寂堂模渚. 金鱗九十九之塵 巻第五十九. In : 名古屋市教育委員会 (編). 名古屋叢書：校訂復刻 第7巻 (地理編 2). 愛知県郷土資料刊行会, 1982. p. 411-2
- 14) 高力種信. 尾張名陽図会 (愛知県郷土資料叢書；第7集). 愛知県郷土資料刊行会, 1971. p. 122-6
- 15) 沢井鈴一. 沢井鈴一の「俗名でたどる名古屋の町」第3講 矢場地蔵から隠れ里 第3回「熊胆丸小路」. <https://network2010.org/article/910> (accessed 21 Oct 2025)
- 16) 新修名古屋市史資料編編集委員会. 新修名古屋市史 資料編近代 1. 名古屋市, 2006. p. 44-51
- 17) 深谷義雄. 愛知県薬業史. 名古屋薬業倶楽部, 1965. p. 310-48
- 18) 細野要斎. 感興漫筆. In : 名古屋市教育委員会 (編). 名古屋叢書：校訂復刻 第21巻 (随筆編 4). 愛知県郷土資料刊行会, 1982. p. 34
- 19) 岸野俊彦. 「膝栗毛」文芸と尾張藩社会. 清文堂出版, 1999. p. 268-9
- 20) 安藤淑江. 尾張「膝栗毛」文芸の著作意識と方法. In : 岸野俊彦 (編). 「膝栗毛」文芸と尾張藩社会. 清文堂出版, 1999. p. 48-51
- 21) Sun Y, Long J, Chen W, Sun Y, Zhou L, Zhang L, et al. Alisol B 23-acetate, a new promoter for cholesterol efflux from dendritic cells, alleviates dyslipidemia and inflammation in advanced atherosclerotic mice. *Int Immunopharmacol.* 2021 ; 99 : 107956
- 22) Bailly C. Pharmacological properties and molecular targets of alisol triterpenoids from *Alismatis rhizoma*. *Biomedicines.* 2022 ; 10 (8) : 1945
- 23) Xu G, He Z, Liu Y. Alisol A 24-acetate ameliorates osteoarthritis progression by inhibiting reactive oxygen species and inflammatory response through the AMPK/mTOR pathway. *Immun Inflamm Dis.* 2023 ; 11 (5) : e848
- 24) 山口県文書館. 乍恐書付を以奉願上候. 1818.
- 25) 山口県文書館. 御請状之事. 1938.

要 旨

目的：歌舞伎の市川猿之助家は屋号を「澤瀉屋」というが、その由来について Web 上では「初代猿之助 (1855-1922) の生家が副業として薬草のサジオモダカを商う薬舗をやっていた」というのが通説となっている。その真偽について検証した。

方法：猿之助家に関する歌舞伎関係の書籍、および「おもだかや」という薬屋に関する文献を調査した。

結果：Web 上で流布している説は歌舞伎の専門誌では見出せなかった。江戸時代、名古屋で「沢瀉膏薬」を製造販売していた薬屋「沢瀉屋勘左衛門」と混同されているものと推測された。一方その店舗の看板やそれを詠み込んだ狂歌が、猿之助家の屋号「澤瀉屋」の由来となった可能性があると考えられた。

結論：Web 上の通説は真実でない可能性が高いと考えられた。

キーワード：市川猿之助, 屋号「澤瀉屋」, サジオモダカ, 薬屋「沢瀉屋勘左衛門」

薬用植物の導入及び栽培に関する史的研究

2. 『御触「唐蛮薬種植付に関する件」』および 御触から観る江戸時代の薬務行政

北村美江^{*1}, 松尾幸子^{*2}

Historical Study on the Introduction and Cultivation of Medicinal Plants in the Edo Period

2. An Official Notice Paper on Cultivation of Chinese and Western Medicinal Plants and the Edo Period Pharmaceutical Administration Observed from the Published Official Notices

Yoshie Kitamura^{*1} and Sachiko Matsuo^{*2}

(Accepted April 14, 2026)

Summary

Purpose: A historical official notice paper on cultivation of Chinese and Western medicinal plants found in the Nagasaki Seido Archives was investigated for its historical background. This investigation was also extended to understand the pharmaceutical administrations by the Tokugawa shogunate.

Methods: During the Edo Period, official notices were collected and organized into books by the government, called *Ofuregaki Shusei*. The official notices in *Ofuregaki Shusei* were studied and compared with the paper found in the Nagasaki Seido Archives to identify the published year and destination. Furthermore, all the official notices were examined in order to understand their intended purposes and how many were issued.

Results: It was revealed that the paper found in the Nagasaki Seido Archives, together with another notice, was issued by the Tokugawa shogunate via the chief financial official in 1790. These official notices showed that they succeeded in increased propagations of imported medicinal plants domestically. Therefore, the Tokugawa shogunate strongly promoted active use of these plants as medicines and expanded further domestic propagation of these plants in various regions. A total of 99 notices on medicines were included in *Ofuregaki Shusei*. More than half of the notices were related to *Panax ginseng*, indicating that it was the most important medicine in the Edo Period. These notices also showed that the stable supply, quality control and price control of medicines were areas of interest for political administrations in the Edo Period, reflecting the same areas of concern as modern government.

Key words : Official notice, Foreign medicinal plant, Galenical cultivation, Pharmaceutical administration, Edo Period

^{*1} 日本薬史学会 The Japanese Society for the History of Pharmacy.

^{*2} 長崎近世文書会 Nagasaki Kinsei Monjo Kai. 5-1 Uono-machi, Nagasaki 850-0874, Japan.

1. 背景・目的

以前、旧長崎市立博物館（現在移転し、長崎歴史文化博物館と呼称変更）が所蔵していた「長崎聖堂文庫」として保存されている江戸時代の古文書資料、『御返答書「葉草十二種植付の件」』（文書番号 310-聖堂-40, 2-1, 2-2）を翻刻し、考察を加えた¹⁾。なお、「長崎聖堂文庫」²⁾については前報¹⁾に詳しく紹介した。本報では同様に保存されている資料の中、『御触「唐蜜葉種植付に関する件」』（文書番号 320-聖堂-11, 12-5）（以下、本御触と略記）を取り上げる。

江戸時代の幕藩体制下では、御触は幕府から諸大名など下部組織、民衆に意向や政策を知らしめる法令形式として用いられたものである。御触は当時の公文書と言えるが、主として老中・若年寄の手許で案を作成し、将軍の決裁を得て、老中若年寄の御用部屋附属の書記局、表御祐筆部にて必要枚数の写しを作成し、必要箇所配布されていた³⁻⁵⁾。ただし、簡素なものとしては配布先に御触を写しとらせる場合や下部組織の町奉行から出された伺いを御用部屋で承認し、祐筆部で作成されないものもあったようだ^{3,5)}。

ここで取り上げる資料は江戸幕府から通達された御触が、配布先の長崎で処理、保存されていた一例であり、江戸時代の薬用植物の導入や栽培の状況を測ることができる貴重な情報と考え、年号も宛先もない本御触を特定することを目的に検討を行った。同時に、本資料の解析の元になった江戸時代の『御触書集成』（資料として後述）の中、“葉種之部”について概観することで江戸時代の薬務行政の一面を捉え、本資料が出された背景や現在の薬務行政に通ずる

視点について調査した。

2. 資料および方法

本御触は、縦 15.4×横 175.5cm の和紙の巻物として保存されている（図 1）。本資料を翻刻し、図 2 に示した。この文書には八月、戌九月の記載があるものの、年号や宛先の記載が無いこと、本文中に「別紙之通」（22 行目文頭）と記載されているものの、「長崎聖堂文庫」には関連する資料が見当たらないこと、などの理由で本資料単独での解析は困難であった。

年号を始め、「別紙」と記載の資料の解明には江戸幕府評定所が編纂した、幕府の法例集と言われる『御触書集成』を用いた。『御触書集成』は八代将軍吉宗が法整備を行うために、時の老中松平乗邑に指示して、それまでに各所に散在・保存されていた御触を収集して「御触書」として編纂させたのが始まりである⁶⁾。その後は天保 8 年（1837）に至るまで、吉宗の時代のものを含めて 4 回に渡り幕府の下で編纂が行われた。これらには区別するために様々な呼称が付けられたが、ここでは編纂が行われた元号にちなんで、『御触書寛保集成』³⁾、『御触書宝暦集成』⁷⁾、『御触書天明集成』⁸⁾、『御触書天保集成』^{9,10)}とそれぞれ呼ばれているものについて扱う。なお、編纂過程の詳細は『御触書寛保集成』³⁾の「解説」や『御触書天保集成』下巻¹⁰⁾の「御触書編纂の沿革」に見ることができる⁶⁾。これらに加えて、以降のものとして『幕末集成』¹¹⁾も明治以降に手書きで翻刻され、いずれも昭和以降には印刷され、出版されるに至っている（表 1）。『御触書集成』は内容が、御触書忝武家諸法度之部・御篠目之部・殿中席書并御長屋門中之口

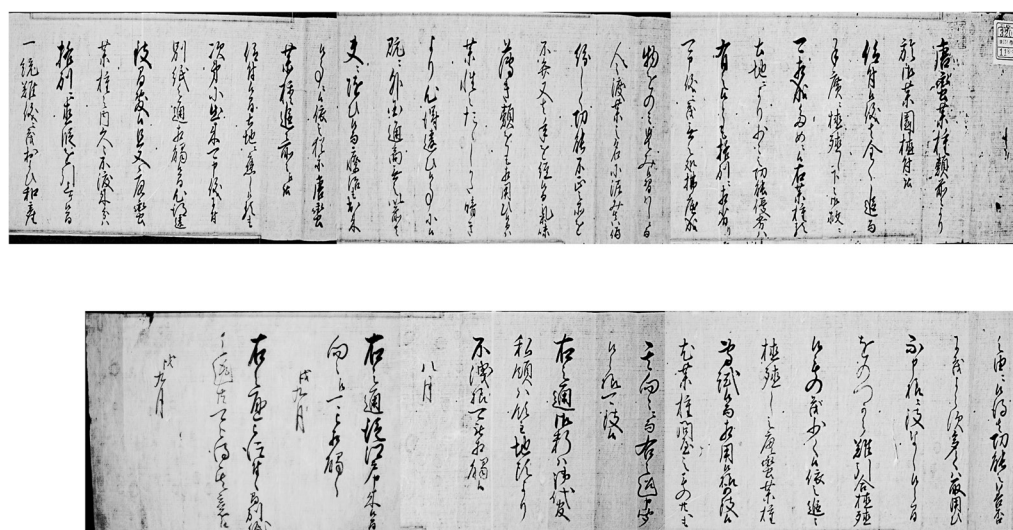


図 1 御触「唐蜜葉種植付に関する件」（「長崎聖堂文庫」に保存）

御触「唐蜜菓種植付に関する件」

唐蜜菓種類前々より
於御菓園種植被
仰附候儀は全く追而
手広ニ種植し下々御救ニ
可相成ためニ候右菓種類
土地ニより少々の功能優劣ハ
有之候とも格別ニ相劣リ
可申儀ニも無之処拂底成
物をのミ貴み候習ハしニ而
人々渡菓の名に泥み真偽
紛しく功能不正の品を
不弁又は年を経候而氣味
薄き類をも相用ひ候而ハ
菓性之たゞしかた暗き
より心得違ひ候事に候
既ニ外国通商無之以前は
夫ニ従ひ候而療治も出来
候事ニ候依之猶亦唐蜜
菓種追々所々江被
仰附候間土地ニ応じ候類も
次第に出来可申儀に付
別紙之通相触候間心得違
致間敷候且又唐蜜
菓種之内久々不渡来分ハ
格別ニ直（値）段を引上ゲ候間
一統難儀ニもおよび和産

之由ニ候得ば効能之善否
にもよらず多くハ取用ひ
不申様ニ致なし候之間
をのづから難引合種植
候ものも少く候依之追々
殖殖し之唐蜜菓種
専試候而相用候様可致候
尤菓種問屋のもの共へも
其向々ニ而右之趣申聞
候之様致候
右之通御料ハ御代官
私領ハ領主地頭より
不洩様可被相触候
八月
右之通從江戸申来候間
向々江可被相触候
戊九月
右之通被仰付候間別紙
之趣共可被得其意候
戊九月

図 2 図 1 を翻刻したもの

表 1 江戸時代の御触を編纂した御触書の内訳

御触書集成 呼称	編纂（発令）者	集録された期間		
		期間（年）	年号	（西暦）
寛保集成	8代將軍吉宗	129	慶長 20～寛保 3	(1615-1743)
宝暦集成	10代將軍家治	17	延享元～宝暦 10	(1744-1760)
天明集成	11代將軍家斉	27	宝暦 11～天明 7	(1761-1787)
天保集成	12代將軍家慶	51	天明 7～天保 8	(1787-1837)
幕末集成	石井良助・服藤弘司	31	天保 9～明治元	(1838-1868)
総計		255		

掛札等之部、御触書二 高札之部・関所之部、（中略）、御触書百七 朝鮮人来聘之部・琉球人参府之部、のように 33～107（各御触書集成によって異なる）に分類されて編纂されている。その中に、いずれの集成にも“菓種之部”という項目が見出されたので、この項目に着目し、調査を進めた。

そこで、実際に出版された『御触書集成』の“菓種之部”中の全ての御触に当たり、本御触に該当するものがないかを比較検討した。同時に、御触を目的別に分類し、江戸時代を通してどのような御触が出され、幕府が菓に関してどのような政策を取っていたのかを調べ、現在の菓務行政に通ずる視点についても探った。

3. 結果および考察

3.1 御触の解明

“菓種之部”に収載の御触の全てを調査したところ、「長崎聖堂文庫」保存の筆者らが翻刻したものとはほぼ一致するも

の（九十三、6076）が、加えて、本御触に記載の「別紙」に該当するもの（九十三、6077）が、いずれも『天保集成』¹⁰⁾ 中に見出された（図 3）。

これに基づく、御触の日付が冒頭見出しに寛政二戌年八月、文末近くには単に八月と記載、宛先は“三奉行え”となっている。三奉行とは寺社奉行・勘定奉行・町奉行のことで江戸幕府の体制を支える実務を担う重要な部署・ポストである¹²⁾。本御触には寛政二戌年（1790）の記載が抜け、宛先も無い。一方、後書きとして、天保集成収録のものに江戸からの通達を各所へ知らせること、また「別紙」の内容についても趣意を理解せよとの旨を書き加え、最後に戊九月の追加記載がある。『御触書集成』中の御触には將軍が決裁した成立日の記載は無く、冒頭の日付は触出し日を、文末のものは御渡し日を示している⁴⁾。これにより、八月に江戸で当時の執政を担った老中松平定信から出された令書が三奉行に渡され、同年九月に長崎で実際に御触として通達されたことが示された。御料であった長崎へは三

(一) 代官本 (二) 出に (三) 所宮本 (四) 作宮本 (五) 々々宮本	御觸書天保集成九十三 藥種之部 天明八申年正月より 天保七申年六月迄 六〇七五 天明八申年正月 大目付え 廣東人參之儀、先年賣買停止被 仰出候處、此度御札之上、病症より其功能も可有之に付、下々迄容易に相用候ため、向後前々之通、賣買勝手次第可致旨被仰出之、 右之通、可被相觸候、 正月 六〇七六 寛政二戊辰年八月 三奉行え 唐蠻藥種類、前々より於御藥園植付被 仰付候儀は、全く追て手廣ニ植殖し、下々御救ニ可相成ためニ候、右藥種類土地ニ寄、少々之功能優秀は有之候とも、格	別ニ相劣り可申儀にも無之候處、拂底成物をのみ貴ひ候ならしにて、人々渡藥之名に泥み、眞偽紛しく、功能不正之品を不辨、又は年を経候て、氣味薄き類をも相用ひ候は、藥性之たゞしかた暗きより、心得たかひ候事ニ候、既に外國通商無之以前は、夫に隨ひ候て療治も出来候事ニ候、依之猶又唐蠻藥種追々所々え植殖し被 仰付候間、土地ニ應じ候類も次第ニ出来可申儀ニ付、別紙之通相觸候間、心得違致間敷候、且又唐蠻藥種之内久々不渡來分は、格別に直段を引上ケ候之間、一統難儀にもおよび、和産之由ニ候得は、功能之善惡もよらず、多く取用ひ不申様いいたしな候間、おのつから難引合、植殖し候ものも少く候、依之追々植殖し之唐蠻藥種專試候て、相用ひ候様可致候、尤藥種問屋之もの共えも其向々ニて、右之趣申間候様可致候、 右之通、御料は御代官、私領は領主、地頭より不洩様可被相觸候、 八月 右之趣、可被相觸候、
(一) 出の下、 (二) あり (三) 焼、煎本 (四) 本、茶、研 (五) 本に書込む (六) 漢宮本 (七) い、宮本 (八) 作る (九) 作る	御觸書天保集成九十三(六〇七七一六〇七九) 藥種之部 寛政二戊辰年八月 寛政二戊辰年十二月 六三六 六〇七七 寛政二戊辰年八月 三奉行え 以來年々唐蠻より藥種御取寄有之、追々植殖し被 仰付、江戸、京、駿府、長崎御藥園之外ニも、諸國御代官陣屋内えも、追ては藥種植殖し被 仰付候、依之藥種植殖し度存候ものハ、御藥園迄願出候ハ、藥種苗被下、并植方製しかたも書付候て可相渡候、尤朝鮮種人參之苗本も願次第可被下事 一當時四ヶ所御藥園ニ有之藥種も多分之儀ニ付、藥種之名は其御藥園を出候て、相尋可申候、藥種は有之候ても、未繁茂不致分、又は追々願人有之、被下ニ相成、苗不足等之節、追て繁茂之節ニ至、可被下事 一向寄御代官所におゐてハ、當時植方いたし候儀ニ付追て相觸候迄は、先四ヶ所御藥園えのみ可願出事、一領主ニても、領分之内百姓持畑等えも爲植殖申度存候ものえは可被下候、尤爲恩植直度等之願ニては被下間敷候事、 六〇七八 寛政二戊辰年十月 町觸	此節無謂藥種高直ニ相成候趣相聞候、右は長崎表商賣減之儀及承、右ニ事寄、藥種直段引上ケ、メ賣同様之致商候儀ニも候哉、渡藥等長崎表拂立、元直段も相知レ候處、格別之割増相掛候段不均之至ニ候、商賣減之儀は銅山出方相進候迄之間、無用之瓶物等其外入用ニも無之品之儀ニて、藥種類は成丈多く持渡り候様、唐蠻えも長崎表より注文申進候程之儀ニて、是迄よりは藥種は多く持來候様、若致心得違、藥種直段引上ケ候者も有之候ハ、早々引下ケ可申候、萬一商賣減と申儀ニ事寄、藥種直段引上ケ、メ賣同然之始末おひ候おいてハ、聞知候上、遂吟味、可所嚴科候、 右之通、可觸知者也、 戊十月 六〇七九 寛政二戊辰年十二月 大目付え 朝鮮人參之儀、拂底之品ニて高直成ゆへ、輕き者及大病候ても、容易用候事難成ニ付、享保年中より朝鮮種を以、人參作殖之儀御世話有之候處、次第ニ増長致し、當時は諸國ニて作覺、世上差支も無之趣ニ候間、

図3 『御觸書天保集成』九十三、藥種之部に収録の御觸6076 および6077

奉行の中の勘定奉行を通して伝えられた¹²⁾。当時、江戸-長崎間は片道20日程度かかった¹³⁾。江戸の勘定奉行(元長崎奉行だった久世広民か)¹³⁾から御用便で送られた御觸は長崎奉行が受取り、各方面へ触れ出された。長崎市中へは町年寄や会所調役に、代官支配地や村々には当時の長崎代官高木作右衛門忠任^{14,15)}により、さらに各所の下部組織に伝達された¹⁵⁾。当時の長崎奉行は2名体制で、1名は江戸(在府)に、1名は長崎(在勤)に滞在していたが¹³⁾、9月はちょうど両者の交代時期と重なった。江戸に戻る永井直廉から、9月2日着任したばかりの奉行水野忠通が6日に御用を引請け¹⁶⁾、彼によって追記や戊九月の記載が加えられたと考えられる。

「唐蛮藥種植付の件」とはいえ、本御觸のみでは「植付」についての記述が無いため理解し難い。『天保集成』¹⁰⁾中の長崎のものに相当の御觸の次に、全く同一冒頭日付、宛先名で出された御觸(図3、6077)が「別紙」に該当すると見なすと、この記載の内容と合わせて、初めて内容が把握

できる。

次に本御觸の内容に注目すると、唐船およびオランダ船で輸入された薬用植物を「唐蛮藥種」と呼び、「下々御救済ニ可相成ためニ」と記し、人民救済のために始めた多種類の輸入薬用植物の国内での増殖に成功していること、かつ、日本で栽培したものの効能は輸入品と大差無いことを冒頭に述べている。そして、中程で再度追加して輸入した薬用植物も土地に順化して増殖できるようになったことを理由に挙げて、別紙の御觸へと通達が出されている。このことから、本御觸の前に少なくとも2度に渡り「唐蛮藥種」の大規模な導入と栽培が行われたことがわかる。前報¹⁾で紹介した享保6年(1721)の『御返答書「藥草十二種植付の件」』は実際に中国から輸入した薬用植物の栽培方法を唐人に問い合わせ得た返事であり、ここで紹介する御觸より70年も前のものである。その後、幕府主導で輸入した薬用植物の栽培に成功し「和産」として増産し、実際にそれらが薬用として十分に通用したことを本御觸は示している。

一方、民衆が薬に対する知識が乏しいため、「人々渡来
の名に泥み真偽粉しく」と記し、“渡来”の名に弱く、品薄
のものを重宝して欲しがることについての不満を本御触の
前半で述べている。後半では、久しく“渡来”の無いもの
は値段が上昇し民衆が苦勞すること、効能の良し悪しに限
らず“和産”のものをを用いないため、“和産”の増産が進ま
ないことを挙げている。そこで再度追加して輸入した“唐
蜜薬種”を増殖させ、“和産”のものを積極的に用いるよ
うにすること、こうした内容を薬種問屋へも言い聞かせる
ようにとの趣旨を傳達している。

さらに、「別紙」(図3)に該当する御触では、江戸、京、
駿府、長崎の4か所の御薬園の名前を挙げて、これら御薬
園の他に各地の代官所管轄地でも“唐蜜薬種”の増殖を将
軍から命じられたこと、したがってこれらの薬種の増殖を
希望する者は御薬園まで願い出れば、苗木を提供し、育成
法や製法を記載したものを渡すことを述べている。この苗
には、朝鮮種人参(朝鮮人参と区別して日本で増殖した朝
鮮由来ものを朝鮮種と呼んだ)も含まれることも知らせて
いる。その後、箇条書きで3点、次のように具体的な指示
を与えている。1) 薬種の名前は上記4か所の御薬園で直
に尋ねること、苗が十分に育っていない場合や、後から希
望者が出て苗不足の場合などは、十分に繁茂してから渡
すこと。2) 各地の代官所では、薬種の植付については後
で御触があるまでは前述の4か所の御薬園に願い出るこ
と。3) 領主であっても領内の百姓の畑で増殖を希望する
ものがあれば分与すること。ただし、「尤為慰植置度等之
願」と述べ、単に慰め(觀賞用のことか)に植えるのは許
可しないこと。

この内容からも別紙の御触と本御触は同時に準備し、通
達されたことが明らかになった。

3.2 御触に見られる江戸時代の薬務行政

次に、本御触が出された背景や影響を知るためにも、収

録された全御触を調査することで江戸時代の薬務行政の一
面を知る手掛かりとした。

3.2.1 薬種之部に収められた御触の分類

まず、それぞれの集成に収録されている御触の総数とそ
の中の“薬種之部”に含まれる御触の数を調べた(表2)。
『御触書寛保集成』³⁾の「改題」や『御触書天保集成』下巻¹⁰⁾
の「御触書編纂の沿革」に見られる御触の総数と表2の総
御触数には若干の相違が見られる。著者らは各御触書集成
には通し番号が付けられていることから、最後に掲載の通
し番号を根拠に総数としたが、概要を掴むには問題ないと
考えた。

集成の編纂に沿って見ると、収録した年数が集成ごとに
異なるため、年単位に換算してみると、御触の数は時代が
下るにつれて増加していることが明らかである。一方、薬
種之部に相当する御触の数は寛保集成では総御触数の1%
程度、それ以降の集成では1%に満たないことが判明した
(表2)。“薬種之部”に相当する御触数は平均すると年に1
回にも満たない、比較的珍しい出来事だった。その中では
天明集成に収録された18世紀後半に多く発令されたこと
がわかる。

“薬種之部”に収録された99件をその内容に従って、「売
買」・「栽培」・「献上」の3つに大別した(表3)。ほとん
どが「売買」に関するもので87件にのぼり、これに該当
しないものとして、「栽培」に関するものが8件、「献上」
に関するものが4件あった。

3.2.2 「売買」に分類した御触

件数の多かった「売買」に関するものは、その内容に従っ
てさらに4つに分類した。売買の方法など一般的に触れた
ものを「一般」、特定の処方についてのものを「処方」と
し、特定の生薬に関するものを「生薬原料」として、さら
にその内容を具体的に人参、明礬、辰砂、その他に分類し
た(表3)。

表2 各御触書集成に収録された薬種之部に含まれる御触の数

御触書集成 呼称	御触集録数					
	総御触数	収録年数	御触数 平均/年	薬種之部 総御触数	薬種之部 平均/年	薬種之部 割合(%)
寛保集成	3,030	129	23	32	0.2	1.1
宝暦集成	1,692	17	100	10	0.6	0.6
天明集成	3,202	27	119	23	0.9	0.7
天保集成*	6,638	51	130	20	0.4	0.3
幕末集成	6,534	31	211	14	0.5	0.2
総計	21,096	254		99		

*天保集成には後で収録された42の御触が除選員外全として収載されているが、総御触数には含めなかった。

表 3 御触の内容の分類

御触書呼称	薬種之部 御触数	売買						栽培	献上
		一般	処方	人参	明礬	辰砂	その他		
寛保集成	32	6	2*	16	0	5	1	2	0
宝暦集成	10	0	4	6	0	0	0	0	0
天明集成	23	1	0	17	3	0	2	0	0
天保集成	20	7	0	5	0	0	0	4*	4
幕末集成	14	3	1	5	3	0	0	2*	0
計	99	17	7	49	6	5	3	8	4

*内容に人参に関する御触を含む

「一般」：「一般」に含めた 17 件の御触の内容は、主に薬種の買占め・偽紛薬販売・高値販売などの禁止、許可された問屋での荷受の許可と認可以外での薬種の引受の禁止が挙げられる。これらの御触を見ると、高値を止め薬価の適正化の対処や偽薬、真偽不明の物の混入を防ぐなど品質保証への対処が為されている。現在の薬務行政に通じる視点が伺える内容である。ちなみに、「薬種之部」に収録された最初の御触は寛文 6 年（1666）で、私座による買占め、縮売、偽薬が見られたことから、これらを禁止するものだった。2 番目に収録のものは享保 7 年 7 月（1722）で和薬の真偽の吟味を 25 の薬問屋に依頼すること、各地の薬草は会所に集めて吟味した後に売買させ、勝手な売買を禁止したものだった。ここで言う会所とは御触に先立ち、同年の前月に江戸に設置された和薬改会所のことで、品質を保つために各地で採集された生薬の鑑定を主とした^{17,18)}。幕府は取締と冥加金を目的として特定の問屋を株仲間として認可した^{17,19)}。その後は薬種が唐薬にも拡大され（享保 9 年）、願出により認可された薬種問屋も増加し（享保 14 年）、元文 3 年（1738）の御触では会所が廃止された。以降には主に渡来薬種の薬価の引下げ命令と高値販売の禁止（安永 10 年、寛政 9 年に 2 件）、和薬の値下げ命令（寛政 9 年）が触れ出された。出所不明の唐薬と和薬の混合を禁じた御触（文化 5 年、同 11 年、文政 11 年）も発令された。江戸末期には、目方売の場合に正味重量での販売を命じたもの（天保 13 年）や蘭字での看板を禁止したもの（天保 11 年、嘉永 6 年）が触れ出された。

「処方」：当時は薬方と呼ばれていた処方薬については、総触数としては 7 件と多くはないが、当時の処方を知る上で興味深い。いずれも販売者の許可制でお墨付きを与えているものであった。獨参湯（享保 20 年）、大救丸（寛保 1 年、延享 1 年）、豊心丹（延享 1 年）、人参熱湯散と妙応散（延享 4 年）、補腎丸（宝暦 9 年）、さらに疫病除・消毒方・乳泉散（安政 1 年）の 3 品の記載があった。

「生薬原料」人参：特定の生薬の売買についての御触の中で圧倒的に多かったのは人参に関するもので、総数 49 件、「薬種之部」の全御触の半数を占めた。また、ここを含めなかったが、人参に関するものが処方中に 2 件、栽培に含めたものに 6 件あった（表 3）。この事実だけでも江戸時代の薬としての人参の重要性を如実に示し、これまでも掘り下げた研究が為されてきた²⁰⁻²⁶⁾。そこで、本稿では簡単に御触の内容を紹介するに留める。御触では人参と表現されるものが多岐に渡り、人参・和人参・本朝人参・和國人参・広東人参・唐人参・朝鮮人参・朝鮮種人参・御製法人参・官製人参・私下人参・御製法朝鮮人参との記述が見られる。安江氏によると、享保年間に流通していた有効な人参には、対馬藩を通して入る朝鮮人参、清国商人によって長崎へ送られてくる唐人参（朝鮮種）、広東人参（アメリカ人参）と国産の和製人参（栽培の朝鮮種）と和人参（チクセツニンジン）の 5 種があった²⁴⁾とのことで、様々な名称が御触に見受けられる要因と推測される。御触に最初に登場したのは貞享 2 年（1685）、単に人参との記載で悪質品の販売を禁止している。元禄 3 年（1690）には和人参という名が登場し、唐人参・朝鮮人参との混合販売を禁止している。同時期に朝鮮人参の高値販売禁止の御触が発令されたことから、朝鮮人参の需要が高く、悪質商法が問題だったことを示している。和人参の販売禁止（元禄 14 年、1701）を経て、享保 18 年（1733）に人参の製法を確立したとして販売の許可に至っている。当時は人参が日本でも栽培され始めていたが、それまでは収穫した人参の生薬としての製法が確立しておらず、薬効に問題があったと考えられる。製法の確立に伴って栽培も盛んになったことが、延享 3 年（1746）には朝鮮人参の種子から育てたものを「和人参」と名付け、私下が行われていることから推測できる。この頃から大人参・折人参・髭人参と人参の品質等を指しての売買が行われている。明和元年（1764）に出された御触では、国内での栽培が成功して本格化したこ

と、御製法人参の効能が高かったので各地方にも売り広めることを売買人に指示している。その際に売渡先の人名と値段も指定されている。この頃になると人参は上・並・並次・肉折・細髭・刻とさらに細かく格付けされて売買が為されている。以降は人参が相当量産できたことを示す証拠となる。各地での国産の朝鮮種人参の売り広めに関するものが8件(1767～1778年)触れ出された。天明7年(1788)には紛らわしい物の販売を止めるためや人参が病気軽症者でも使えるように売渡方法の変更についての御触が通達された。1800年以降から幕末までは、庶民にも広く行き渡るように官製人参の払下が頻繁に行われ、それに伴い、特に価格や品質維持に関する御触が何度も発令された。

明礬：止血や下痢止めとして重宝されていたもので、薬用だけでなく染色の際の媒染剤としても使われていた。この項目に分類した御触は6件。宝暦10年(1760)の初出には唐産の輸入品に加えて既に和産の物が各地で生産されていたことを示している。許可した明礬会所(専売所)¹⁷⁾に集めて売買することを命じたものの、内々での売買(直売)が後を絶たないことから、その後再三同様の御触を発令している(明和4年, 1767; 天明2年, 1782)。幕末の天保の改革で行われた株仲間解散命令を受けて、天保14年(1843)にはいったん自由な売買を許可したものの、会所再建の希望を受けて、会所での売買を命じている(安政3年, 1856; 同6年, 1859)。

御触が出された背景には利益を独占したい製造者・販売者と幕府側との駆け引きがあったことを示している^{17,19)}。

辰砂：薬用や染料の朱の原料として当時貴重だったもので、唐から主に輸入されていた。現在では水銀含有鉱石であり、こうした目的では使用されていない。5件の御触が1704～1731年に発令された。薬用と染色用とを分けて販売するための政策をとり、薬種屋では粉末の販売を禁止する措置を取った(宝永元年, 1704; 享保11年, 1726)。薬用の高値での販売も禁止された(享保11年)。国内での辰砂の採掘も出羽・奥州で行われるようになったことを示す、専売を委託した御触(享保12年, 1727)が出された。

その他：以上の分類に含まれないものが3件あった。薬用に使う臘腦臍(オットセイのこ)は塩漬のみを許可したもの1件(宝永2年, 1705)。龍腦に関するもの2件。長崎で和製龍腦(樟腦のこと)を作成し、いったんは龍腦座¹⁷⁾をたてて指定業者による売渡を通知した(明和5年, 1768)ものの、14年後には和製龍腦の販売を当分休止する旨(天明2年)が出された。服部氏は江戸期の偽龍腦としての和龍腦の横行について報告で触れている²⁷⁾。

3.2.3 「献上」に分類した御触

「献上」に分類したものは、勘定奉行と同吟味役当てに出されたもので、寛政年間に3件、天保年間に1件出され、いずれも特定の生薬名、例えば莖朮・鷓鴣菜・明礬・楊梅皮・樟腦・琉球鬱金・蒺藜子・黄蓮・山薬・蜜・紫草・薄荷(寛政6年, 1794)や川芎・黄土(翌年)、龍膽(天保2年, 1831)を挙げて薬種を献上するように通知されていた。珍しいものでは、寛政8年(1796)に虎油・虎肉を宗対馬守から献上するようにとの御触が通達されている。

3.2.4 「栽培」に分類した御触

御触として収録されたものの中、「栽培」に分類したものは、享保年間に2件、寛政年間に3件、享和、天保、弘化の時に各1件の総計8件で、本稿で取り上げた『御触「唐蛮薬種植付に関する件」』も含まれる。

初出の御触は丹羽正伯と桐山太右衛門へ千葉県小金野の広大な土地で和薬を栽培させる旨の命(享保7年, 1722)、次いで田邊伊豫に甲州諏訪ノ森での薬種栽培を許可した辞令(享保13年, 1728)であった。八代将軍吉宗は殖産興業を奨励し、輸入品の国産化を推進し^{25,28)}、銀など重要鉱物の海外への流出を防ぐため、輸入に制限を加えた^{16,25,28)}。外来薬種もその一つで、幕府による薬種栽培推進の成果は10年後にはすでに挙がっていた。先の分類では「商売」の中の「人参」に含めたが、国内で人参の実が多数収穫できたためとして、希望者へ売渡の通達が御触として2回出されている(元文3, 4年, 1738, 1739)。難しいと考えられていた人参の国内での栽培化に成功していた証である。

その後の御触が寛政年間の3件、いずれも同年で(寛政2年, 1790)、その中の2件が本稿で扱ったものに相当する。残る1件は、大目付宛のもので、これまで許可が必要だった人参の作付けを自由にできること、加えて売買の自由も告げるものであった。その後には幕末までに3件が触れ出された。人参の御用作を野州に申し付けたもの(享和3年, 1803; 弘化1年, 1844)、人参が品不足となったため、本報で扱った寛政2年の御触に倣い、増産を促すもの(天保13年, 1842)であった。

これらの御触から、江戸時代の輸入薬用植物の本邦での導入増殖には大別して導入期・確立期・増産期の3つの段階を挙げることができる。詳細な報告がされている人参の記録を例に見ると、苗や種子を入手して本格的に栽培を試みたのが享保6年から13年であり^{20,24,26)}、前報¹⁾で取り上げた12種類の薬草木の栽培方法に対する問い合わせへの回答書が出されたのが享保6年(1721)で、時期も一致している。享保年間の1720年代頃までが、初期である導入期

と考えられる。その後、栽培化と増殖法が検討されて、成功し、人参の実の売渡が触れられた1730年代末頃までを確立期と呼び、それ以降を増産期とすることが可能と考える。実際に天明以降には、人参は輸出するまでに至った^{20,22)}。本稿で取り上げた御触（1790年）はこの増産期のものという位置付けに当たると考える。

寛政の時代には幕府の御薬園の中、輸入薬用植物の栽培は江戸、京、駿府、長崎の4か所で主に行われ、そこで栽培されている薬用植物の種類が多かったことがわかる^{29,30)}。希望する植物は御薬園で直接聞いて確認するように述べている（図3、6077）。

多数の輸入植物の日本での増殖の成功に貢献した御薬園係等に幕府の信頼が厚かったと思われる。当時は江戸には小石川御薬園と駒場御薬園の2か所が存在し、功績の著名な芥川小野寺元風と植村佐平次政勝が御触の出される以前にその運営をそれぞれ担い、後継者も育成して御薬園の充実発展に貢献していた²⁹⁾。京、駿府、長崎の御薬園の場合も同様であったと思われる。実際、海外からの薬草木は長崎の御薬園で受入れて順化・育成したものが各地の御薬園に移された³⁰⁾。本御触が出された当時の御薬園での薬用植物の鑑別と栽培に携わった人達の力量の高さが伺える。

4. ま と め

「長崎聖堂文庫」に保存されていた年号や宛先の記載が無い文書、『御触「唐蛮薬種植付に関する件」』について、徳川幕府が編纂した『御触書集成』の中で“薬種之部”に分類されたものを探索することで詳細を明らかにした。寛政二年（1790）老中から三奉行へ指示が出され、長崎では勘定奉行を経て長崎奉行から関係者へ触れたものと考えられた。御触の趣旨は海外から輸入した薬用植物の栽培を確立したので、これを増産できるように希望者に分け与えること、また効能に問題がないので国産のものを積極的に用いるようにと指示を与えたものである。

『御触書集成』の“薬種之部”には、本御触を含めて、江戸時代を通して計99の御触が出された。江戸幕府の薬務行政の一端を知る目的で、これらを概観し、内容から「売買」・「栽培」・「献上」に分類した。最も多かったのは「売買」に関するもので87件、その中でも49件は人参に関するもので、御触の半数を占め、幕府が人参を重要な薬として位置づけしていたことが明白である。基本は薬の品質の確保、薬の安定供給、およびそれに伴い薬の市場管理を行うためのもので、いずれも現在の薬務行政と同様の視点に立つと考えられた。民衆の救済や幕府の財政強化を意図し

たものとも言える。

「栽培」に関する御触は8件と多くはないが、国産や外国から導入した薬用植物の栽培に積極的に取り組み、人参に顕著に見られるように、18世紀半ばには栽培技術を確立し、その後の増産の成功を示していた。これも国内での薬の品質維持と安定供給のための政策に関わるものと捉えることができる。

謝 辞

貴重な資料を提供していただき、多大なるご助言をいただきました元長崎市立博物館長原田博二博士に感謝致します。また、要旨の英文校正をしていただいたブリティッシュコロンビア大学のJonathan Nakane博士に感謝致します。

利益相反

開示すべき利益相反はない。

引用文献

- 1) 北村美江, 松尾幸子. 薬用植物の導入及び栽培に関する史的研究 1. 『御返答書「薬草十二种植付の件」』についての考察. 薬史学雑誌. 2005; 40 (1): 8-12
- 2) 長崎県百科大事典. 長崎新聞社, 1984. p. 631-2
- 3) 高柳真三, 石井良助 (編). 御触書寛保集成. 岩波書店, 1958
- 4) 石井良助, 服藤弘司 (編). 御触書集成目録 解題. 岩波書店, 2002. p. 3-25
- 5) 藤井譲治. 江戸時代のお触れ 日本史リブレット 85. 山川出版社, 2013. p. 41-59
- 6) 荻田佳寿子. 江戸幕府法の研究. 巖南堂書店, 1980. p. 159-64
- 7) 高柳真三, 石井良助 (編). 御触書宝暦集成. 岩波書店, 1958
- 8) 高柳真三, 石井良助 (編). 御触書天明集成. 岩波書店, 1958
- 9) 高柳真三, 石井良助 (編). 御触書天保集成 上. 岩波書店, 1958
- 10) 高柳真三, 石井良助 (編). 御触書天保集成 下. 岩波書店, 1958
- 11) 石井良助, 服藤弘司 (編). 幕末御触書集成 (巻1-6). 岩波書店, 1992-1995
- 12) 三浦周行. 法制史の研究 上. 岩波書店, 1943. p. 103-20
- 13) 木村直樹. 長崎奉行の歴史 苦悩する官僚エリート. 角川選書, 2016. p. 8-11; p. 46-50; p. 135-7; p. 188
- 14) 国史大辞典編纂委員会 (編). 国史大辞典 9. 吉川弘文館, 1991. p. 10
- 15) 戸森麻衣子. 近世中後期長崎代官高木氏について—長崎奉行との関係を踏まえて. 国文学研究資料館研究紀要. 2004; 35: 93-132
- 16) 鈴木康子. 長崎奉行の研究. 思文閣出版, 2007. p. 302-13; p.

- 17) 吉岡 信. 江戸の生薬屋. 青蛙房, 1994. p. 47-59
- 18) 鈴木達彦. 幕府の「和薬改会所」と「和薬種六ヶ条」. In : 日本薬史学会 (編). 薬学史事典. 薬事日報社, 2016. p. 145-6
- 19) 石井良助. 日本法制史概要. 創文社, 1952. p. 182
- 20) 伊沢一男. 野州日光の薬用人参史. In : 上田三平 (著), 三浦三郎 (編). 増補改訂 日本薬園史の研究. 渡辺書店, 1972. p. 344-70
- 21) 今村 頼. 人参史. 思文閣, 1971
- 22) 童 徳琴. 近代移行期における日本産人参の輸出と中国市場 19世紀~20世紀初頭を中心に. 九州大学学術リポジトリ 博士論文. 2016 : <https://hdl.handle.net/2324/1806776>
- 23) 小林 式. 出雲国朝鮮人参史の研究. 八坂書房, 1991
- 24) 安江政一. 江戸時代の佐渡における朝鮮人参の栽培研究について. 薬史学雑誌. 1982 ; 17 (1) : 1-18
- 25) 指田 豊. 人参座と徳川吉宗の薬草栽培. In : 日本薬史学会 (編). 薬学史事典. 薬事日報社, 2016. p. 141-2
- 26) 成田研一. 三瓶「人参耕作記」とその典拠について. 薬史学雑誌. 2021 ; 56 (1) : 48-54
- 27) 服部 昭. 家庭用樟脳発売の端緒. 薬史学雑誌. 2011 ; 46 (2) : 73-7
- 28) 西村三郎. 文明のなかの博物学 西欧と日本 上. 紀伊国屋書店, 1999. p. 129-33
- 29) 上田三平 (著), 三浦三郎 (編). 増補改訂 日本薬園史の研究. 渡辺書店, 1972
- 30) 芳本 忠 (編). 出島のくすり. 九州大学出版, 2000. p. 35-54

要 旨

目的：長崎聖堂文庫に保存の外国産薬用植物の栽培に関する『御触「唐蛮薬種植付に関する件」』について、出された歴史的背景を解析した。また、御触を通して見える江戸幕府の薬務行政についても調べた。

方法：江戸幕府が編纂した『御触書集成』の“薬種之部”に収載の全ての御触に目を通し、長崎のものと比較した。同時に、御触を目的別に分類した。

結果：長崎聖堂文庫に保存のものは他の一つの御触と共に寛政2年（1790）に勘定奉行を通して伝えられたことが判明した。御触の内容は外国産の薬用植物を日本に輸入し、増殖に成功したことから積極的に和産のものを活用すること、国内での増産をさらに進めるように関係者に通達したものだ。また、“薬種之部”に収載の御触は全部で99件存在し、その内の半数以上が薬用人参に関わるもので、これが江戸期の最も重要な薬だったことがわかった。幕府は薬の安定供給・品質管理・高騰防止に努めたこと、これらは現在の薬務行政に通ずるものである。

キーワード：御触, 外国産薬用植物, 生薬栽培, 薬務行政, 江戸時代

喜谷實母散の歴史と女性の生き方の変遷 —伝統薬にみる日本女性の健康と主体性—

平 岩 知 子^{*1}

Considering the Evolution of Women's Health and Agency through the History of Kidani Jitsubosan

Tomoko Hiraiwa^{*1}

(Accepted April 24, 2026)

Summary

Objective: Kidani Jitsubosan is a traditional women's medicine that has been handed down for more than three centuries since its establishment in Shōtoku 3 (1713). Its origin is said to be a secret remedy transmitted from a physician in Nagasaki, and its name is recorded in the Edo-period miscellany called *Mimibukuro*, indicating that it had long been used by women.

Methods: This study examines the historical transformation of Kidani Jitsubosan in relation to the changing ways of women's lives, their social roles, and the health environment across different periods of Japanese history. Particular attention is given to the concept of chi no michi (disorders of "the path of blood"), established in the Edo period, which was deeply connected to the significance of women's medicines.

Results and Discussion: Kidani Jitsubosan not only supported traditional female roles but also functioned as a means by which women could make decisions and actively engage with their own health. In the present Reiwa era, when "women's health" has become a national priority, the history of *Kidani Jitsubosan* demonstrates the multifaceted role of a traditional medicine that has consistently supported women's physical and mental well-being while accompanying their diverse ways of life across generations.

目 的

現代社会において、女性の社会進出が加速する一方で、ライフステージごとの健康課題は喫緊のテーマとして注目されている¹⁾。政府も「フェムテック・フェムケアの推進」や「女性の健康週間の設定」など、女性の健康支援に積極的に取り組んでいる²⁾。このような背景のもと、江戸時代から三百余年にわたり婦人薬として提供され続けてきた喜谷實母散は、まさに女性のセルフケア製品の先駆けとして位置づけられると考える¹⁾。

本稿は、喜谷實母散を中心事例としつつ、同時代の婦人

薬の展開も視野に入れながら、その創業から現代に至るまでの歴史を、日本の各時代における女性の生き方、社会における役割、健康を取り巻く環境の変化と重ね合わせながら考察する。とりわけ、江戸時代に確立した「血の道」という概念³⁾に着目し、この概念の解釈の変遷と婦人薬の言説構造を照合することにより、伝統的婦人薬が単なる治療手段にとどまらず、女性の身体観、社会的環境、さらには女性自身の主体的健康管理意識といかに結びついてきたのかを明らかにすることを目的とする。

なお、本研究においていう「主体性」とは、女性が制度医療の受け手としてではなく、自らの身体不調を認識し、

Key words : Kidani Jitsubosan, Women's medicine, Traditional medicine, Chi no michi, Women's lifestyle

^{*1} 株式会社キタニ Kitani Co., Ltd.

婦人薬の選択や継続使用を通じて家庭内で健康管理を実践する行為を主体性として位置づけられることを指す。また、史資料および広告表象にみられる女性像の分析を通じ、この主体性の歴史的形成過程を検討する。よって本研究は、特定企業の経営史的展開を主題とする企業史研究とも、制度的・社会的側面から女性の地位変容を論じる女性史研究とも異なり、婦人薬という医薬文化を媒介として女性の身体観と健康管理意識の歴史的変容を検討する点に特色を有する。

方 法

本研究は、歴史資料・企業史資料・広告資料・行政文書および口述史（oral history）を対象とした文献研究（documentary analysis）により実施した。まず、江戸期における婦人薬と「血の道症」概念を把握するため、国立国会図書館デジタルコレクションに収載される古典籍（『耳囊』など）を参照した。さらに、喜谷實母散の創製過程や製造技術、事業の変遷については、喜谷家関係者への聞き取り（oral history）により得られた情報と、『薬史学雑誌』に掲載された先行研究を照合し、史的経緯を整理した。明治期以降の広告表現の変化については、当時の新聞・雑誌広告にみられる女性像、効能表示、訴求方法の推移を分析し、各時代の社会的背景との関連を検討した。広告資料は販売促進を目的とする媒体であり、必ずしも客観的事実を直接反映するものではない。しかしながら、それは企業が自らをどのように位置づけ、いかなる女性像や身体観を提示しようとしたかを示す自己表象的資料として重要な資料である。本研究では、宣伝のもつこの自己表象性に着目し、広告を文化史的資料として位置づけた上で分析した。また、女性の生き方、社会的役割、衛生観念の変容については、女性史・社会史・医療史の先行研究を参照した。現代の女性の健康政策については、内閣府および厚生労働省が公表する「女性の健康週間」および「フェムテック・フェムケア推進」に関する政策文書を用い、行政による女性健康支援の枠組みを整理した。

以上の資料群を統合し、各時代の女性の健康観と喜谷實母散の役割の関連を比較検討することで、伝統的婦人薬が果たしてきた歴史的意義を明らかにした。

結 果

Ⅰ. 喜谷家・喜谷實母散の歴史

1. 江戸時代中期

喜谷實母散の起源は、元禄4年（1694年）に初代喜谷

藤兵衛光長が江戸で薪炭屋を開業したことに遡る^{4,5)}。その後、娘婿である市郎右衛門養益が長崎の医師から産前・産後の秘薬の製法を受け継ぎ、正徳3年（1713年）に喜谷實母散が誕生した⁴⁾。その創業の経緯については、江戸南町奉行の役人であった根岸備前守鎮衛が著した随筆集『耳囊』に「實母散起立の事」として詳しく記されている⁶⁾。隣家の豪商の娘の難産を、医師の処方で救ったという創業秘話は、単なる企業の起源にとどまらない。科学的根拠が未確立であった時代において、医学的知識を有する者からの「権威ある継承」と、産婦を救った「経験的な成功事例」に裏打ちされることで、その信頼性を構築し、現在まで継続しているのである。これは、権威と実例を組み合わせた、後の企業戦略の原型ともいえる。製品名は「慈母の赤子におけるが如きである」という願いを込めて付けられたとされ⁴⁾、その基礎には『産辯』『妊娠禁食考』『本法加減諸法』という3冊の秘伝の書物があった^{4,5)}。

江戸時代は、漢方医学が主流であったが、一般には専門的な医療が十分に普及しておらず、人々は病気や不調の際に民間療法や伝統薬に依拠することが生活に根付いていた⁷⁾。喜谷實母散は当初、婦人良薬として評判を得たが、風邪の民間療法としても用いられていた⁴⁾。それは、当時の人々が、伝統薬を家庭の常備薬として利用していたことが窺える。女性は「家」に尽くすことを重視された時代⁸⁾に、喜谷實母散は、女性が自身の健康を維持し家庭内の役割を続けるための実用的な手段の一つであった。江戸中橋（現在の中央区京橋）にあった「喜谷實母散本舗」、通称「中橋真木屋薬」は、店舗脇に植えられた業平竹が目印であった³⁾。現在においても外箱に竹の意匠が描かれているのは、その歴史的連続性を示している。

2. 江戸時代後期

喜谷實母散は、その効果が評判となり、江戸の庶民の間で広く知られるようになった⁴⁾。第2代市郎右衛門は、家業の永続を願い、子孫が家業を失墜させないよう家訓を定め、当主は市郎右衛門を襲名すると定めた⁴⁾。当時の医薬品製造は、生薬の洗浄から包装まで全ての工程が手作業で行われ、熟練の技術と多くの労力を要した⁴⁾。製造所と店舗は引き続き江戸中橋にあり、地域の人々の健康を支える拠点として機能した⁴⁾。それは、地域社会において信頼と安心の象徴としての地位を確立したといえる。

3. 明治時代

明治政府は、富国強兵・殖産興行を掲げる近代国家の建設に伴い、医療制度においても、西洋医学を国策として選択した。医師免許制度も西洋医学の教育を受けた者に限定

され、漢方医学は存続の危機に瀕した⁹⁾。社会全体が近代化へ舵を切る中、第8代市郎右衛門は、製剤に用いる生薬の品質安定化を図るため、専門家に『二十四種薬効大畧』を著させた⁵⁾。これは、家伝の實母散（11種類）と加減實母散に使用された24種類の生薬の効能を詳細に解説したものであり、西洋医学導入の波の中、伝承薬が「科学的根拠」や「標準化」を意識し始めた時期と捉えられる⁶⁾。また、この書には「病人が対象である薬屋は、商売であっても儲けばかりを求めてはいけない」と記されており⁵⁾、喜谷家は利益至上主義を超えた社会的責任を重視していたことが窺われる。このような激動の時代に、喜谷實母散が、商標登録第十六号（明治18年（1885年））として認可されたことは、極めて歴史的な意義を持つ⁴⁾。この商標は、現在、医薬品関係では最古のものとされており、喜谷實母散が伝統的な家伝薬から近代的なブランド価値を獲得し、企業として持続性を確保した証である。その後、明治30年（1897年）には、自動計量、混合、袋詰めを行う機械を導入し、生産効率の向上を図った⁴⁾。喜谷家が時代の変化に対応し事業の継続と発展を志向していたことが見て取れる（図1）。

4. 大正時代

第9代市郎右衛門の時代には、京橋の店で薬剤師が患者の症状を丁寧に聞き取り、その症状に合わせて薬の調合を行っていた⁴⁾。当時はそのような調剤が許されている時代であった。これは、薬局が単なる販売所ではなく、地域住民の健康相談の場として機能していたことを示唆する。女性が自身の健康について専門家に相談できる場として、喜谷實母散の薬局は重要な役割を果たしていたと考える。

大正時代は、都市部を中心に生活様式が変化し、女性の社会進出も徐々に進み始めた¹⁰⁾。新聞広告等による喜谷實母散の宣伝は、女性が情報にアクセスし、自身の健康について「選択」する機会を提供したと考えられる¹¹⁾（図2）。このような社会の変化の中で、女性の健康に対する意識は

高まっていった。

5. 昭和時代

昭和前半：戦時下における国家優先の課題

昭和時代に入り、太平洋戦争中には、国家による企業整備令により、喜谷實母散を含む約30社が統合され、東興製薬株式会社が設立された⁴⁾。戦後の物資不足の時代には、一時的に喜谷實母散の4つの生薬成分が変更された時期があった⁴⁾。昭和20年（1945年）の東京大空襲では、恵比寿工場が全焼という甚大な被害を受けることになる⁴⁾。現在は江戸時代当初の処方に戻っているが、戦災や度重なる火災、あるいは拠点の移転といった混乱の中で当時の詳細な記録が失われており、正確にいつ元の処方に復したのかについては、創業一族においても定かではない。しかし喜谷家は、戦時下の企業統合や物資不足、そして戦災による工場焼失といった困難を乗り越え、事業を継続してきた。このような状況下で製品を安定的に提供し続けることは、喜谷家にとっても大きな課題であった〔株式会社キタニ代表喜谷和夫氏・令和7年（2025年）4月、筆者による聞き取り〕。

昭和後半：高度成長期と女性の健康問題の顕在化

戦後、高度経済成長期に入ると、女性の社会進出が増加した¹²⁾。このような時代背景のもと、昭和37年（1962年）には錠剤タイプの「ジツボン」が発売された。振り出し薬に加えて錠剤タイプが導入されることにより、多忙な女性が日常的に健康管理に取り組みやすくなった。これは、セルフケアを実践するうえで、女性の主体的な取り組みを支える役割を果たしていたと考えられる。同時期には、他の



図1 店舗内に掲げられていた掛け看板



図2 チラシ片実母散効能書 高岡市立博物館蔵

婦人薬においても剤形の改良が進められていた。例えば、笹岡薬品の「命の母」は戦後に錠剤化が進み、服用の容易さと携帯性を高めた。また、ツムラの「中将湯」も、煎じ薬から扱いやすい包装形態へと改良されていった。これらの動向は、婦人薬市場全体が生活様式の変化に対応し、製剤の近代化を進めていたことを示している。喜谷実母散の錠剤化も、この市場構造の変化の中に位置づけられる。高度成長期においては、共働き世帯の増加や時間的制約の拡大により、「簡便で携帯可能な製剤形態」が商品選択の重要な要素となった。錠剤化はその要請に合致するものであり、生活様式の変化と製剤技術の進展が一致した結果として需要が拡大したと考えられる。同様の傾向は他の婦人薬市場においても確認され、剤形の改良が需要拡大を後押しした。喜谷実母散は、この製品形態の変更を通じて、近代女性の新たな生活様式に寄り添い続けたと解釈できる。

6. 平成・令和時代

平成 15 年(2003 年)に喜谷和夫が 7 代目の社長に就任し、平成 25 年(2013 年)には創業 300 年という大きな節目を迎えた。錠剤タイプのジツボンは、服用しやすい糖衣錠(ジツボン S)に改良され、さらに崩壊性を高めるためフィルムコート錠へと変化した。令和 5 年(2023 年)からは、ブログ「ジツボンのゆるゆる日記」による情報提供を開始し¹³⁾、伝統を守りながらも、時代のニーズに対応した取り組みを行っている[株式会社キタニ平出光利氏・令和 7 年(2025 年)4 月、筆者による聞き取り]。

平成から令和にかけて、就業女性が増加した一方で、育児や家事との両立など、複合的な健康課題を抱えるケースが増加した。令和に入ると、経済産業省や厚生労働省が女性の健康支援に注力し、「フェムテック」や「フェムケア」

といった概念が提唱された²⁾。喜谷実母散は、このようなセルフケア意識の高まりに加え、ストレスや多様化する健康課題にも対応するため、「気・血・水」のバランスを整えるという東洋医学の理念に基づき、女性の健康に寄り添い続けている¹³⁾。これは、家伝薬が現代のライフスタイルに適応し、セルフケアを支える存在となり得ることを示している(図 3)。

Ⅱ. 女性の生き方の変化

1. 江戸時代

江戸時代において、女性は「家を守る」という社会規範の下、家庭を支え、子を産み育てるという役割を担うことが強く期待された⁸⁾。この規範は、家族制度の根幹を成すものであった。当時の医療体制は、庶民にとって極めて制約が大きかった。体調不良の際に専門の医師にかかることは難しく、多くの場合、民間薬などを利用することが主な対処法であった⁷⁾。当時の女性は、多産傾向や栄養状態の悪さに起因する身体的な負担を抱え、月経や産後の不調は生命維持に直結する場合も少なくなかった¹⁴⁾。こうした状況において、喜谷実母散のような売薬は、女性が日常的に健康を維持するための実用的手段として重要な役割を果たした。単なる婦人薬としての利用にとどまらず、女性の身体的・精神的基盤を支え、安心感や信頼感を提供する存在でもあったと評価できる。当時は医療機関への受診は限定的であり、女性が自らの不調を家庭内で対処せざるを得ない構造が存在していた。そのため、効能が具体的に示され、継続使用による経験的効果が共有される婦人薬は、実生活に即した合理的選択肢であったと考えられる。この傾向は喜谷実母散に限らず、同時期に流通していた他の婦人売薬にも共通してみられるものであり、江戸期における婦人薬

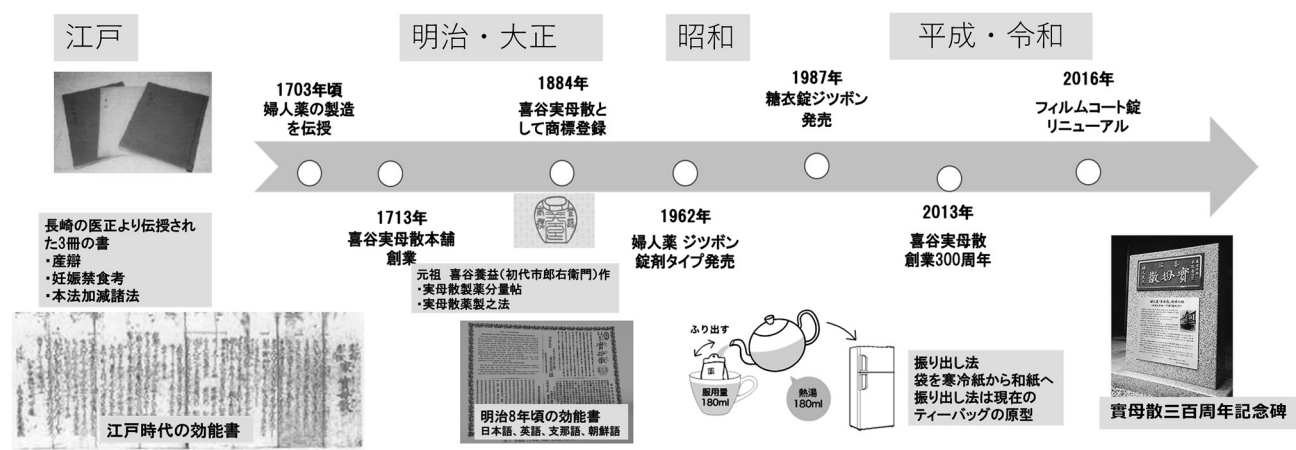


図 3 喜谷実母散の歴史年表

受容の社会的基盤を形成していた。

2. 明治・大正時代

明治・大正時代に入っても、女性は依然として家庭に入り夫を支えることが一般的であり、「良妻賢母」という規範は、この時期の教育制度を通じて確立された。一方で、教育の普及や都市化の進展に伴い、自立に向けた動きも活発化していった⁸⁾。

このような、伝統と近代が交錯する時代において、企業はそれぞれ広告戦略を打ち出した。明治末期には、喜谷實母散も新聞や雑誌を通じて積極的に宣伝を行っていた¹¹⁾。広告の普及により、女性は自ら健康に関する情報を得ることが可能になり、従来の医療依存的な態度から、自分の健康に主体的に向き合う契機となったと考える。とりわけ新聞・雑誌という新たな情報媒体の発達は、家庭内にいながら商品情報へ接触する機会を増加させ、婦人薬の効能や服用法を可視化した。これにより、身体の不調を「治療すべき対象」として認識する視点が広まり、婦人薬は単なる伝承薬ではなく、近代的商品として受容されやすい環境が整った。こうした現象は喜谷實母散のみならず、当時広告展開を行った複数の婦人薬にも共通して観察される。当時の広告は、女性の健康という考え方を広め、問題への対処法を具体的に示す役割を担っていたと考えられる。

この時期には、月経帯（現在の防水性サニタリーショーツに相当）が登場し、大正3年（1914年）には薄いゴムが使われたピクトリア月経帯が広く知られるようになった。これは、従来の月経時の処置に伴う負担を軽減し、女性の快適な生活に寄与するものであった¹⁵⁾。喜谷實母散は、このような新しい衛生観念や、女性の身体への関心の高まりの中で、内側からの女性の健康を支える役割を果たしたと解釈できる。

3. 昭和時代

昭和時代前半、日本は戦時体制下にあり、「産めや殖やせよ」のスローガンのもと、女性の役割は出産・育児を中心とするものとされた¹⁶⁾。この時期、女性特有の不調は個人の問題として軽視され、生理用品の不足などもあって、女性自身の健康管理は十分とはいえなかった¹⁵⁾。このような状況下において、喜谷實母散のような婦人薬は、女性が身体の不調に対処するための身近な手段の一つとして用いられていた可能性がある。

戦後の高度経済成長期には、女性の社会進出が進展した。しかし、依然として、補助的業務に従事することが多く、パートタイム雇用や、男性とは異なる雇用管理がなされるなど、職場環境には課題が残っていた¹⁰⁾。こうした状況の

中、喜谷實母散は錠剤タイプを発売し、女性が手軽に健康管理できる手段を提供した。また、この時期に普及した「使い捨て生理用品」¹⁵⁾は女性の生活を大きく改善し、身体管理と自由度を高めた。一方で、家事と仕事の両立の困難さや職場でのストレスは増加し、心身の健康問題が顕在化していった¹⁷⁾。喜谷實母散は、こうした女性の健康課題に対し、日常的に利用可能なセルフケア手段の一つとして位置づけられてきたと考えられる。

4. 平成時代・令和時代

平成から令和にかけて、女性の就業率はさらに上昇し、キャリア形成、育児、介護など、多様なライフステージと役割を担うことが一般的となった。それに伴い、育児や家事との両立支援は社会的な課題として認識されるようになった。現代女性は、こうした複合的な役割から生じるストレスや健康課題に、今まさに直面している¹⁷⁾。

令和時代に入ると、社会全体で女性の健康に対する理解が深まり、国による支援も活発化した²⁾。特に「フェムテック」や「フェムケア」の概念は注目を集め、月経、妊娠・不妊、産後ケア、更年期、婦人科系疾患など、女性特有の健康課題をテクノロジーや製品・サービスで解決する動きが加速した¹⁾。

こうしたセルフケア意識の高まりの中で、喜谷實母散は、時代と共にその役割を変化させながら、現代においても新たな価値を見出している。ジツボンS（フィルムコート錠）は、伝統的な生薬の力と、時代に合わせた製品形態や情報提供（ブログなど）¹³⁾を通じて、現代女性の多様なライフスタイルや健康課題に寄り添っている。その変化は女性の主体性を支え、伝統と革新を融合させたフェムケア製品としての役割を担っているといえよう（表1）。

Ⅲ. 喜谷實母散：「血の道」の歴史と女性の健康における役割

1. 女性の病に対する歴史的理解

(1) 江戸時代における「血の道症」の成立と理解

少なくとも江戸時代には、女性特有のさまざまな身体的・精神的な不調を包括的に捉える概念として「血の道（ちのみち）」が存在した⁵⁾。これは、月経、妊娠、出産、産後、更年期など、女性ホルモンの変動に伴って現れる精神神経症状および身体症状の総称である¹⁹⁾。江戸時代中期にはすでに、香山牛山の『牛山活套』（元文5年、1740年）において「産後血の道持ちとて生涯病者なる者あり」との記載があり、産後に起こる病として「血の道」という表現が用いられていた⁵⁾。

その症状は多岐にわたり、月経不順、月経痛、頭痛、腰

表 1 喜谷實母散の配合生薬一覧

生薬名	科	薬効
トウキ	セリ科	補益薬：血を巡らし，血を補う補血保温作用
センキュウ	セリ科	活血祛瘀薬：血を巡らし，消散瘀滞作用（鎮痛）
センコツ	スイレン科	補益薬：血を巡らし，鬱滞を治し，症状（痛み）を改善
モッコウ	キク科	理気剤：気を巡らし，うつを散じる，芳香健胃薬
ケイヒ	クスノキ科	温裏薬：脾胃をあたため気を下す 発汗・解熱作用
ビンロウジ	ヤシ科	理気剤・逐水作用：水を巡らせて利尿する 駆虫剤
ビャクジュツ	キク科	補益薬・利水剤：水を巡らせ脾胃を補う 止汗作用あり
オウゴン	シソ科	清熱乾湿薬：上焦の熱をとる
チョウジ	フトモモ科	温裏・降気薬：脾胃をあたため気を下す 鎮静・鎮痙作用
オウレン	キンボウゲ科	清熱乾湿薬：気逆・清熱，胃腸の薬で鎮静作用あり
カンゾウ	マメ科	補益剤：脾胃を補う 筋肉の急激な緊張を解く

注：本表の成分は，江戸時代の創業当初より継承されている伝統的な処方に基づいた現行のものである。
令和7年3月現在

参考：「喜谷実母散：薬効の考察」喜谷喜徳著¹⁸⁾

痛，めまい，のぼせ，冷え，疲労感，イライラ，不眠，便秘などが含まれる¹⁴⁾。現代医学でいうところの月経前症候群（PMS），月経困難症，更年期障害などがこれに該当するとされる。当時は「ホルモンバランスの乱れ」という認識はなかったが，女性の身体と心の状態が密接に関連しているという東洋医学的な理解が，「血の道症」という概念の根底にあった。

（2）明治期における医学的再編と「俗語」化

明治時代以降，西洋医学が導入される中で従来の東洋医学的概念は再編を迫られた。「血の道症」は一時「俗語」として扱われた時期もあった。しかしながら，女性特有の不定愁訴を包括的に説明する概念としては依然として用いられ続けた。

（3）戦後以降の再定義と現代的再評価

昭和47年（1972年）に九嶋勝司氏が *medicina* 9巻3号において「いわゆる“血の道症”」として改めて定義を示した。現代においても，女性ホルモンの変動と社会的ストレスが複合的に影響して起こる症状として，この概念は再評価されている。

2. 女性の健康問題に対処する家伝薬の役割

喜谷實母散のような婦人薬は，江戸時代以前から存在し，正徳3年（1713年）創製の喜谷實母散もその一例である^{4,5)}。当時は専門的医療が十分に普及していなかったため，家庭で手軽に使える婦人薬は，女性が自身の健康を維持するための重要な手段であり，身体の不調に主体的に向き合う契機を提供していたといえる。

「3世代にわたって服用している家庭もある」という事実は[株式会社キタニ平出光利氏・令和7年（2025年）4月，筆者による聞き取り]，これらの家伝薬が単なる薬効だけでなく，家族の健康を守るという安心感や信頼感，さらには世代を超えて受け継がれる「家族の伝統」といった文化的・社会的な意味合いを持っていることを示唆している（表2）。

結 語

喜谷實母散は，正徳3年（1713年）創業以来312年間，日本の女性に愛用され続けてきた伝統的な婦人薬である。その長い歴史は，日本女性の生き方，社会の価値観，健康をめぐる意識の変化を映し出している。本稿の検討により，喜谷實母散は単なる薬を超え，女性が自らの身体と向き合い，主体的にケアを実践することを支えてきたことが明らかになった。江戸時代に生まれた「血の道」という概念は，当時の女性の身体観と深く結びつき，喜谷實母散の存在意義を確立した。現代においても，伝統的な生薬の力に加え，錠剤化やデジタルでの情報提供を通じて，多くの女性の健康を支援している。このことは，喜谷實母散のみならず，歴史的婦人薬が女性の心身のバランスを整え，多様なライフスタイルを支える資源として機能してきた可能性を示唆するものである。今後は，同時期の婦人薬や広告資料との比較を通じて，婦人薬の普及と女性の健康観の形成との関係を，より広い歴史的視点から検討する必要がある。

表 2 時代変化に伴う女性を取り巻く環境の概要と関連の主な出来事

時代	女性を取り巻く環境	婦人薬および関連の出来事
江戸	家制度の中での女性の健康管理 多産傾向・医療アクセスの制約	婦人薬普及
明治・大正	良妻賢母思想・女性教育の普及 印刷・メディアの発達	婦人薬広告の登場・商品の増加 月経帯登場
昭和	戦時体制化での出産奨励政策 高度成長期による女性の労働参加 仕事と家事の両立	製剤改良（錠剤化など） 使い捨て生理用品の普及 月経管理の変化
令和・平成	女性就業増加・キャリア形成 育児・介護等のライフステージの多様性	女性健康政策の推進 新商品の開発、販売促進

謝 辞

本稿の作成にあたり、貴重な情報をご提供いただいた株式会社キタニ代表 喜谷和夫様、平出光利様に心より感謝申し上げます。

利益相反

著者の平岩知子は株式会社キタニの社員である。

参考文献

- 1) 内閣府男女共同参画局. 厚生労働省における女性の健康対策についてホームページ. https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/keikaku_kanshi/siryo/pdf/ka34-2.pdf (accessed 8 Oct 2025)
- 2) 内閣府男女共同参画局. 女性活躍とフェムテックホームページ. https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r06/zentai/html/column/clm_03.html (accessed 7 May 2025)
- 3) 香月牛山. 牛山活套. 1940. 巻の下婦人部 p. 1
- 4) 喜谷喜徳. 喜谷実母散・創業の歴史. 薬史学雑誌. 1998 ; 33 (1) : 75-85
- 5) 喜谷喜徳. 秘伝の書と喜谷実母散. 薬史学雑誌. 1998 ; 33 (1) : 85-93
- 6) 根岸鎮衛 (著). 長谷川 強 (校注). 耳囊上. 岩波書店. 1991. p. 132-5
- 7) 稲垣裕美. 江戸時代の病気とくすり—内藤記念くすり博物館の資料をもとに—. 薬史学会雑誌. 2024 ; 59 (2) : 123-30
- 8) 小山静子. 良妻賢母という規範. 雄山閣. 1990. p. 1-5
- 9) 酒井シヅ. 日本の医療史: 講談社. 1992. p. 12-25
- 10) 一般財団法人女性労働協会. 働く女性のあゆみ. https://www.jaaww.or.jp/history/summary/ayumi_1/ (accessed 7 Oct 2025)
- 11) 財団法人吉田秀雄記念事業財団. AD STUDIES 特集 明治期の広告—近代広告の幕開け 2004年8月25日号. https://www.yhmf.jp/as/.assets/ads_09.pdf (accessed 7 May 2025)
- 12) 男女共同参画局. 男女共同参画白書令和元年版. 平成30年度男女共同参画社会の形成状況 第1節 女性の教育・学びの進展 ホームページ. https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r01/zentai/html/honpen/b1_s00_01.html (accessed 6 Oct 2025)
- 13) ジツボンのゆるゆる日記. 漢方でほんとといきホームページ. <https://www.kkkitani.co.jp/setagaya/> (2025.3 閉鎖) (accessed 1 Oct 2025)
- 14) 賀川玄悦. 産論. 宝暦6年(1756)刊. In : 影印版 日本産科古医書集成 第1巻. 名著出版. 1978. p. 1-120
- 15) 田中 光. 生理用品の社会史. KADOKAWA. 2019. p. 39-45 ; 61-3 ; 144-56
- 16) 内閣. 人口政策確立要綱 (閣議決定). 1941 (昭和16). 国立公文書館デジタルアーカイブ所蔵 (該当資料ID・画像頁を明記) <https://www.joicfp.or.jp/jpn/2017/01/11/35983/> (accessed 7 May 2025)
- 17) 内閣府男女共同参画局. 特集 仕事と健康の両立～全ての人が希望に応じて活躍できる社会の実現に向けて～ホームページ. https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r06/zentai/html/honpen/b1_s00_01.html (accessed 9 Sep 2025)
- 18) 喜谷喜徳. 喜谷実母散：薬効の考察. 薬史学雑誌. 1998 ; 33 (2) : 173-80
- 19) 厚生労働省医薬食品局審査管理課長. 一般用漢方製剤承認基準の制定についてホームページ. https://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/11/dl/s1127-12d_0001.pdf (accessed 9 Sep 2025)

要 旨

目的：喜谷實母散は、正徳3年（1713年）の創業以来三百余年にわたり継承されてきた伝統的な婦人薬である。その起源は長崎の医師より伝授された秘薬とされ、江戸時代の『耳囊』にもその名が記されるなど、古くから女性に愛用されてきた。

方法：本稿は、この喜谷實母散の歴史の変遷を、日本の各時代における女性の生き方、社会における役割、そして健康を取り巻く環境の変化と重ね合わせながら考察する。特に、江戸時代に確立された「血の道」という概念が婦人薬の存在意義と深く関わってきた点に着目し、喜谷實母散が伝統的な女性の役割を支えつつも、同時に女性が自身の健康について意思決定を行い主体的に関与するための手段として機能してきた側面を分析する。

結果および考察：令和の時代に「女性の健康」が国家的な課題として注目される中、喜谷實母散の歴史は、時代を超えて女性の心身の健康を支え、その生き方に寄り添ってきた伝統薬の多面的な役割を示すものであった。

キーワード：喜谷實母散、婦人薬、伝統薬、血の道、女性の生き方

Dr. Paul W. Abramowitz のアメリカヘルスシステム薬剤師会 (ASHP) 第 4 代 CEO 在職時代 (2011-2026) の活動ならびに 彼が薬剤師職能に与えた影響

西 谷 篤 彦^{*1}

Dr. Paul W. Abramowitz's Activities as the 4th CEO of the American
Society of Health-Systems Pharmacists (Period of Employment:
2011-2026), and his Impact on the Pharmacist Profession

Atsuhiko Nishitani^{*1}

(Accepted May 15, 2026)

Summary

Purpose: To investigate the 4th CEO (2011-2026) of the American Society of Health-System Pharmacists (ASHP), Dr. Paul W. Abramowitz's activities in ASHP and influences on the pharmaceutical profession.

Methods: This paper presents a literature review of the following sources: 1. Traynor K, Cobaugh DJ. "Paul W. Abramowitz: a proud legacy." *Am J Health-Syst Pharm.* 2026 ; 83 (2) : 14-70, 2. Abramowitz PW. *From Vision To Change: Leading Pharmacy Practice Advancement*. ASHP Publications, 2025, 3. Abramowitz PW, Thomson KK, Cobaugh DJ. "ASHP at 75 years: celebrating the past and embracing the future." *Am J Health-Syst Pharm.* 2017 ; 74 : 1936-7, 4. Section of Specialty Pharmacy Practitioners, available on the ASHP Website.

Results: Dr. Paul's work at ASHP impacted the professional role of pharmacists. 1. He explained the rationale for changing the "H" in ASHP's name from "Hospital" to "Health-System" and implemented organizational reforms to include healthcare professionals in home care and clinical specialties, as well as students, in ASHP membership. 2. He strengthened ASHP's financial foundation through the sale and relocation of the ASHP headquarters building, which helped sustain ASHP's activities during the COVID-19 pandemic. 3. To expand ASHP's global role and influence, he accredited pharmacy practices and residency programs outside the United States and provided consultation to pharmacy schools. 4. He also developed various certification methods to enhance the evaluation of pharmacists' skills and abilities. Furthermore, he worked to accredit and license pharmacy technicians.

Conclusion: Dr. Paul made significant contributions to many areas of ASHP, contributing to the advancement of the status and expansion of the professional role of pharmacists. Furthermore, he contributed to the American pharmacist system and the Pharmacy technicians. This will have an impact on improving the status of technicians and will serve as a reference for and contribute to the improvement of pharmacist education and practice worldwide.

Key words : Dr. Paul W. Abramowitz, American Society of Health-System Pharmacists (ASHP), Change of name of ASHP, Harvey A.K. Whitney award, Certification of pharmacy technicians

^{*1} 日本薬史学会 *The Japanese Society for the History of Pharmacy (JSHP)*.

1. はじめに

「アメリカヘルスシステム薬剤師会 American Society of Health-System Pharmacists : ASHP」は1942年に創立された病院薬剤師を中心とした薬剤師団体である(1995年1月からアメリカの病院薬剤師会の名称が「American Society of Hospital Pharmacists」から「American Society of Health-System Pharmacists」に変更)。歴代のCEO グロリア・N・フランケ(1949-1960)、ジョセフ・A・オディス(1960-1997)、アンリ・R・マナッセ・ジュニア(1997-2011)はそれぞれ同会を率いてアメリカの薬剤師職能向上に関与してきた。ASHPは2010年代以降に大きな変革があった。それは1万3千人ほどの会員数が2026年には6万6千人に増加したこと 2. 薬剤師の専門職を発展、向上させること 3. 財務状況の改善に成功したことなどである。これはポール・W・アブラモヴィッツ(Paul W. Abramowitz, 以下Dr. Paul)が同会CEOを務めていた時期である。

本稿ではこの在任期間中のそのリーダーシップを発揮してASHPを発展させたDr. Paulについて調査した。また彼が行ったアメリカにおける病院薬剤師などの職能確立や地位向上の方法がどのようなものであったか報告する。

2. 調査方法：文献情報と資料の収集

本稿では次の資料について文献調査を行った。

1. Traynor K, Cobaugh DJ. “Paul W. Abramowitz: a proud legacy.” *Am J Health-Syst Pharm*. 2026 ; 83 (2) : 14-70¹⁾, 2. Abramowitz PW. *From Vision To Change: Leading Pharmacy Practice Advancement*. ASHP Publications, 2025 (図1)²⁾, 3. Abramowitz PW, Thomson KK, Cobaugh DJ. “ASHP at 75 years: celebrating the past and embracing the future.” *Am J Health-Syst Pharm*. 2017 ; 74 : 1936-7³⁾, 4. ASHPのWebsiteのSection of Specialty Pharmacy Practitioners, <https://www.ashp.org/specialty-pharmacy-practitioners> (accessed 3 April, 2026)⁴⁾。

3. 結 果

3-1. Dr. Paulの略歴と活動

3-1-1. Dr. Paulが薬剤師になるまで

Dr. Paulは1950年9月29日、ニューヨーク州ブルックリンに生まれた。彼が科学への興味を持つきっかけとなったのは幼少期にもらった化学セットであった。

インディアナ大学ブルーミント校に進学した彼は化学と生物学の学士号を取得後、シンシナティの化学会社に就職



図1 Abramowitz PW. *From Vision To Change: Leading Pharmacy Practice Advancement*. ASHP Publications, 2025

した。しかしすぐに地元のダウズ・ドラッグストアでの幼少期の思い出に影響を受け、薬剤師というやりがいのある仕事にアコガれを持つようになった。そこで独立した地域薬局を経営したいと考えオハイオ州のトレド大学を志願した。彼がトレド大学に入学したのは、結婚準備のため、学期を通して有給インターンとしてパートタイムで働くことを大学が許可してくれたことが理由の一つであった。彼は1977年に同大を首席で卒業している^{1,2)}

3-1-2. Dr. Paulのシカゴ大学病院での活動(1979-1986)

Dr. Paulはレジデンシープログラム(薬学臨床教育制度)研修中、研究、出版、そして教育への興味を持った。そこで彼は1978年にテキサス州サンアントニオで開催されたASHP中間会議(Midyear Clinical Pharmacy Meeting)に参加し、1979年にレジデンシー研修を修了した。その後シカゴ大学病院に採用され、イリノイ大学薬学部非常勤講師も務めた。

バクスター・トラベノール社では教育サービス部門の革新的な教育セミナーシリーズの新しい講師を求めている。そこでシカゴ大学病院薬剤部長のエドワード・G・ノルドは、処方管理と臨床薬局業務の導入における有望な専門家であるDr. Paulを推薦した。彼は、10年近くにわたり講演会活動に参加し、クリフトン・J・ラティオレイス、ハロルド・N・ゴドウィン、ロジャー・W・アンダーソン、ウィリアム・A・ミラーをはじめとする病院薬剤師界の著名な人々と共に、年に数回全米を巡った。

1984年に、シカゴのラッシュ・プレスビテリアン・セント・ルーク医療センターの薬剤部長となり、1985年にはイリノイ州病院薬剤師会の運営委員会および財務管理に関する諮問委員会の委員長を務めた。また、北イリノイ州病院薬剤師会の理事、および会長も務めた^{2,5)}。

3-1-3. Dr. Paul のミネソタ大学病院での活動 (1986-1996)

1986年、ミネソタ大学病院の薬剤サービス部門の臨床主任であるアンドリュー・R・ロバーツが病気のため辞任した。後任として、Dr. Paul が選任された。彼の着任後すぐに、同大学病院は全く新しい代替施設に移転した。Dr. Paul はこの移転で、病院のサテライト薬局ネットワークを構築し、サテライト薬局に勤務する薬剤師は各病棟でフルタイムの臨床業務に従事するようになった。また就任後から彼は病院薬局管理の修士課程を指導するとともに、薬剤師レジデントの指導にも携った⁶⁾。Dr. Paul は1993年から1994年まで ASHP の会長を務めた。

3-1-4. Dr. Paul のバージニア医科大学時代での活動 (1996-1998)

1996年、Dr. Paul はバージニア医科大学(現 バージニア・COMMONWEALTHS大学)から薬学部長および提携教育施設の副学部長の就任要請を受けた。この期間の ASHP における業務には特記すべき事項はない^{1,2)}。

3-1-5. Dr. Paul のアイオワ大学病院時代での活動 (1998-2011)

1998年に Dr. Paul はアイオワ大学病院の薬剤部長、そしてアイオワ大学薬学部の副学部長兼薬学実務の教授に就任した。同時期にアイオワ州薬剤師会会長を務めた。また、全米大学医療システム薬剤師協議会の会長、アイオワ中毒情報センター理事会の会長などを歴任した。2000年にはアイオワ中毒情報センター長のリンダ・B・カリンと協力し、アイオワ中毒情報センターを統合した。Dr. Paul は ASHP 会長職退任後も ASHP の代議員会議、資格認定委員会、「病院薬局業務ハンドブック」編集委員会で活動した。また ASHP および ASHP 財団 (ASHP の慈善部門) の上級幹部や理事と緊密に連携し、組織の財源を管理しながら会員のニーズと期待に応え続けるという二重の課題に取り組んだ^{1,2)}。

3-2. Dr. Paul の ASHP の CEO 在職期間 (2011-2026) における ASHP の成果

アンリ・R・マナッセ・ジュニアの引退に伴い、2011年9月1日に CEO に指名され ASHP 本部に着任した。2012年1月1日に ASHP の4代目の CEO に就任した。その在

職期間について次に述べる。

3-2-1. ASHP の薬局実務に関する声明

Dr. Paul は ASHP の医療の未来における薬局の役割、そして会員の未来に向けての最善の準備について、他の人々の意見に耳を傾けた。ASHP の CEO 在任中、38の ASHP 州加盟協会の年次総会に出席した。共著2012年の *AJHP* (アメリカ病院薬剤師会雑誌、現 アメリカヘルシステム薬剤師会雑誌) 報告書において、薬局実務に関する自身の長年の展望を明確に示した⁷⁾。この報告書は、適切な訓練を受け資格を有する薬剤師が学際的なケアチームの一員として、特定の患者集団に対する処方と投薬レジメの変更を担う、相互依存的な処方モデルを提唱している。このモデルでは、医師は引き続き診断の責任を負い、薬剤師による処方支援はチーム一員のケアの一環として行われる。

彼の展望は、ASHP の2010年薬局実務モデル方針の勧告と一致し、現在も実務向上の方針として、薬剤師を入院患者および外来患者ケアにおいて患者により向き合った医療提供者として確立するための中心的な役割を果たしている。

この声明は、薬剤師が薬剤使用の全領域に責任を負う専門職であるという概念を捉えている。実務向上の方針の重要な要素である外来診療の実践についての彼の著書は、外来診療サービスの確立と維持のための体系的な取り組みを提示し、薬局部門が外来診療の実践を拡大するための基盤を築くのに貢献した。

また ASHP の CEO として、ASHP と ASHP 財団の共同事業である2014年外来ケア会議・サミットの実現に貢献した。この画期的なイベントでは、患者中心、チームの一員、持続可能な外来およびプライマリケアの実践を支援するための提言が策定され、薬剤師は患者のアウトカムに責任を持つようになった⁸⁾。

3-2-2. 医薬品使用安全および薬局実務の認定

2021年に ASHP 理事会によってこの認定は承認された。この認定を受けると、病院および医療システムは薬局業務に関して以下のことが証明される^{1,2)}。

1. 病院や医療システムの最新の薬局業務を実証する
2. 卓越性、継続的な品質改善、実践の進歩への取り組みを実証する
3. 質の高いケアと患者の転帰を改善する、最新の革新的な薬局サービスを証明する
4. 厳格な認証プロセスを通じて薬局サービスを外部で検証する

5. 医師，看護師，医療リーダー，政策立案者に対する薬局サービスの信頼性と価値を高める
6. 薬局実務プログラムとサービスを競合他社と差別化する

この認定は，薬局業務，薬剤の安全性，そして薬局による患者ケアにおいて最高水準の運営を行っていることを意味する。2025年までに，8つの組織がこの認定を取得した。

さらに Dr. Paul は国際的な薬局サービスが，品質を重視し，世界中の薬局実務の差別化を認識する新しい ASHP 国際病院・医療システム薬局サービス認定に尽力した。2025年までに，合計 27 の国際病院がこの基準に基づく認定を取得済みまたは認定取得手続き中である。

3-2-3. アメリカ病院薬剤師会雑誌，現 アメリカヘルスシステム薬剤師会雑誌「AJHP」と出版の変革

Dr. Paul は ASHP が出版の変革を必要としているとし，経営陣と共に変革を実行した。まず 2015 年，ダニエル・J・コボーを AJHP の第 6 代編集長に任命し，ASHP は AJHP Residents Edition の初版を発行した。これは，薬学レジデントと最近レジデント研修を修了した人々が，レジデント研修プロジェクトの成果を共有する場である。

第 2 に 2016 年，AJHP の大幅な刷新を行い，新興技術，専門医薬品，病院システム，リーダーシップの革新，その他の時宜にかなった問題に焦点を当てた情報の提供に力を注いだ。また，ソーシャルメディアの利用として，インターネット経由で配信されるオンデマンドの音声番組のポッドキャストを活用して，AJHP の革新的なコンテンツを効果的に紹介した。

第 3 に 2018 年，ASHP は AJHP の制作と販売のためにオックスフォード大学出版局と提携した。この提携により出版までの期間が短縮され，原稿の早期オンライン公開が可能になり，ASHP 会員が AJHP に専門知識を提供する新たな機会が生まれた。

また Dr. Paul は在任中，ミシガン大学のドナルド・E・フランケが当初発行した「American Hospital Formulary Service (AHFS)」の AHFS Essentials (AHFS Drug Information®) を基盤とし，安全かつ効果的に薬物療法をモニタリングし処方するために必要な具体的なガイダンスに迅速にアクセスできる，エビデンスに基づいた重要な情報に焦点を当てたリソースを駆使し，AHFS 医薬品情報，ASHP 患者投薬情報，ブランド名を変更した ASHP 注射薬情報，小児注射薬情報，注射薬の安定性，更新された AHFS 治療および薬理分類システム，および ASHP 医薬

品不足データを拡張させ，同時に ASHP の従来の書籍プログラムに，電子書籍のプログラムを含むように拡張した。

また，従来の出版活動と並行して，薬剤師能力評価センター，専門薬剤師能力評価センター，調剤能力評価センター，そして Pharm Tech Ready（一定期間利用できる対話型プログラム）を立ち上げた。これらの情報は，個々の医療従事者と医療システムの薬局部門のニーズをサポートする技術的に高度なプログラムで，ASHP 会員に実践に基づいた情報を提供している^{1,2)}。

3-2-4. 医薬品不足への対応

2011 年，ユタ大学医薬品情報サービスは 267 件の新たな医薬品不足を報告した。これは現在も破られていない記録である。このことは ASHP と大学の Drug Shortages Resource Center が全国的な注目を集めることとなり，ASHP が医薬品不足に関する国内の主要な機関として新たな注目を集める契機となった。

2010 年 11 月から 2011 年 12 月にかけて，ASHP は，医薬品不足に関する 1 万 2 千件以上のニュース報道で引用または言及された。Dr. Paul は，2012 年の CEO レポートの中で，ASHP はこの問題に関して放送と新聞の報道を独占していると述べている⁹⁾。さらに，ASHP のリーダーたちは連邦議会で複数回証言し，医薬品不足が深刻な患者安全问题であることを議員や規制当局に説明した。平常時，ASHP の医薬品不足に関する専門家は，医薬品の入手可能性に関する情報提供，代替製品や剤形の使用に関する臨床情報とガイダンスの提供，そして不足に関する報道機関からの問い合わせへの対応を行っている。

これらの活動は，ハリケーン・マリア（2017 年）やハリケーン・ヘレン（2024 年）が全国的な輸液製品の不足を引き起こした深刻な危機的状況において特に発揮された。Dr. Paul は，ASHP がこれらの事態に迅速かつ的確に対応できるよう指示した。その中には，医薬品不足の問題を政策立案者が対処すべき国家安全保障上の脅威として再定義する取り組みも含まれている。

3-2-5. ASHP の権利擁護

Dr. Paul が CEO に就任して以来，ASHP の最も注目すべき権利擁護活動は，薬剤師の地位と業務範囲に関連したもので，これらの活動を通じて，政策立案者は薬剤師を患者ケア提供者として認識するようになった。

Dr. Paul は 2013 年年会の CEO 演説で，外来診療をカバーするメディケア・パート B における薬剤師の医療提供者としての認定に向けた取り組みを改めて強化するよう訴えた。2018 年，Dr. Paul は CEO の責任と権限をもって，元

アメリカ食品医薬品局（FDA）首席補佐官のトム・クラウスを ASHP の初代政府関係担当副会長として迎え、ただちに権利擁護チームは、医療提供者としての地位を新たな角度から検討し、薬剤師が専門的サービスに対して報酬を受けべきであるという認識を標準化するための機会を模索した。

権利擁護チームは、サプライチェーンのセキュリティと透明性、オピオイド使用障害の治療薬の処方に関する免除の廃止、そして薬局の調剤に関する連邦法および規制に影響を与えることに成功した。そして権利擁護チームの活動は、連邦および州レベルで 340B 医薬品価格設定プログラム（製薬企業から大幅に割引された価格で外来薬を購入できる制度）を保護するのに役立った。

ASHP はまた、オピオイド使用障害の管理、技術者による製品検証、ホワイトバギング（保険会社や薬剤給付管理会社が、高額な特殊医薬品（がん治療薬など）を、病院の在庫ではなく、指定された外部の専門薬局から直接、治療を行う医療機関に配送させる仕組み）などのモデル法案を起草した^{1,2)}。

3-2-6. COVID-19 への対応

COVID-19 パンデミックに対しては、Dr. Paul のリーダーシップにより戦略的かつ多角的に対応を取ることができた。これは次の 3 件の行動による。

第 1 に ASHP の政府関係スタッフは、連邦政府の政策立案者と協力し、州法の範囲内で、薬剤師と後述するテクニシャン（Pharmacy technicians）を COVID-19 対策の提供者として（賠償責任保護付き）認可した。それは ASHP が公衆準備・緊急事態準備法の条項の改正、明確化、再認可を訴えたことにより実現した¹⁰⁾。

第 2 に ASHP の支援チームはホワイトハウスと保健福祉省の職員と面会、薬剤師が COVID-19 の検査、治療、ワクチン接種を行えるよう、これらの能力が利用可能になった時点で認可すること、薬剤師がこれらのサービスに対して報酬を受けられるようにすること、そしてこれらの権限をインフルエンザやその他の病気の患者のケアにも拡大することを求めた。

第 3 に ASHP は、パンデミックの間、臨床ガイダンスの情報源でもあった。危機の初期には、ASHP の AHFS 編集スタッフが、COVID-19 患者に対する治療法と潜在的な治療薬に関して、エビデンスに基づく無料のオンラインリストを作成した。

国内の集中治療室が拡大し満員になるにつれ、ASHP は薬剤師以外でも、集中治療について学びたい、またはこ

の専門分野の知識を更新したい人には、集中治療薬学の専門復習コース、模擬試験、コア治療部品を無料で利用できるようにした。

ASHP はまた、2 つの代表的な情報である AHFS 薬物情報と注射薬に関する対話型ハンドブックを無料のオンラインで公開した。2021 年までに、ASHP が医療従事者と一般市民に無償で提供した教育情報の合計価値は 6 千万ドルを超えた。2020 年から 2021 年の 12 か月間、ASHP は COVID-19 関連のウェビナーとポッドキャストを 130 回以上開催した。これらのバーチャルサービスは、薬剤師が業務や患者ケアの経験、課題、解決策について語り合う場を提供した。

3-2-7. ASHP のリーダーシップへの取り組み

Dr. Paul は ASHP の認定薬剤師エグゼクティブリーダー（Certified Pharmacy Executive Leader, CPELSM）を設立した。CPEL を通じて、ASHP のメンバーはリーダーシップ能力を検証し、薬剤師のヘルスケアリーダーシップを拡大するための基盤を築いた。2022 年から 2025 年にかけて、150 人以上が CPEL 資格を取得した。

Dr. Paul はまた、薬剤管理・リーダーシップ（Pharmacy Administration and Leadership, PAL）レジデントのための共同体を設立した。

この共同体は、オンライン ASHP リーダーシップセンターTMを含む ASHP の他のリーダーシップ主導権と連携して機能し、薬剤師のリーダーシップのプロセスを強化し、医療における経営幹部としての役割を担う薬剤師の育成に貢献した^{1,2)}。

3-2-8. ASHP 会議の変化

Dr. Paul は薬局実務に影響を与える科学、臨床、技術、政策の進歩に遅れを取らないために ASHP 全国会議を改革する展望を持っていた。それまで ASHP が開催していたサマーミーティングを、2024 年 6 月に「Pharmacy Futures」会議へと刷新した¹¹⁾。ここでは革新的な「薬局実務における人工知能に関するサミット」が特集された。

2025 年の「Pharmacy Futures」では「先進治療に関するサミット」が特集された。

ASHP 薬剤師リーダー会議が 2012 年に 391 名の参加者を迎えた。この会議はその後数年間にわたり、毎年約 500 名の ASHP 会員にとって重要なネットワーキングと教育の場となった。また、Dr. Paul は ASHP の中間会議に全国的に著名な基調講演者を招聘し、会員の連帯を強め、参加者の期待を高めることに尽力した。彼が CEO として初めて開催した 2012 年 12 月の中間会議では、ビル・クリン

トン元大統領が基調講演者として招かれ、中間会議参加者数の最高記録を樹立した。この記録は現在も破られていない。彼がCEOを務めた期間中、3回中間会議の総参加者数が2万5千人を超えた。

3-2-9. テクニシャン (Pharmacy technicians) への取り組み

長年にわたってDr. Paulは薬局業務の発展には、かつては薬剤師の専任業務であった事務作業や調剤関連業務を、適切な訓練を受けたテクニシャンに委ねる必要があると考えてきた。

すでにミネソタ大学病院在職中には、テクニシャンによる製品検証など、その役割拡大をいち早く導入した。また1993年のASHP会長就任演説で、テクニシャンのケアチームへの貢献を不必要に制限する規制上の障壁を取り除く必要性を強調した。ASHPのCEOとして、テクニシャン認定委員会の理事会メンバーを務めた。ASHPは、認定制度を通じてテクニシャンが医療従事者の中で有能かつ貴重な存在として認められるよう、組織の取り組みを主導してきた。彼の在任期間中にASHPがテクニシャンに焦点を当てて実施した主要な取り組みの一つが、2017年のテクニシャン利害関係者の合意会議である¹²⁾。このサミットでは、テクニシャンの役割と責任を定義し、テクニシャンに対する基本的な基準と認定要件を確立することを目指した。合意会議の翌年、ASHPは「テクニシャンフォーラム」を立ち上げた。このフォーラムは、テクニシャンがネットワークを構築し、学び、薬剤師全体の技術者の役割を向上させる方法についてASHPに助言する場となった。これらの取り組みは、ASHPが2023年にテクニシャンのための専門的な拠点であり公共のテクニシャン協会を設立するための基盤を築いた。2025年末までに、この会員組織には約1万6千人のテクニシャンが加入した。Dr. Paulは、ASHPがテクニシャンの卓越した仕事への敬意をさらに示すため、ASHPテクニシャン優秀賞の設立を主導した。2021年から2025年にかけて、テクニシャンの労働力と薬局業務の向上に向けた努力が認められ、9名のテクニシャンがこの賞を受賞した。

3-2-10. ASHPとアメリカ科学工学医学アカデミーなどとの連携

ASHPは創業以来、公衆衛生を含む重要な課題の進展を促進するために、薬学内外の利害関係者と連携してきた。この重要性はDr. PaulがCEOを務めていた間も継続され、ASHPはアメリカ科学工学医学アカデミーとの連携をとっている。

2017年、アメリカ医学アカデミー (National Academy of Medicine, NAM) は、医療従事者の職業性燃え尽き症候群の問題に対する学際的な解決策を推進するために、「臨床医の職場環境と適応性に関する行動共同体」を立ち上げた。

ASHPは、2019年に開始された官民連携のオピオイドおよび物質使用危機に関するNAMアクション共同体の創設スポンサーでもある¹³⁾。

2025年、ASHPはNAMイベント「患者ケアの向上に向けた薬剤師研修と実践のイノベーション：ワークショップ」を共催した。これらのNAMとの取り組み、従業員の職場環境と適応性、そして職業性燃え尽き症候群の回避を支援することは、ASHPの戦略計画の中核を成す要素で、Dr. Paulのリーダーシップのもと、これらのトピックはAJHP、ASHPの全国会議、そしてASHPの教育ウェビナー、ポッドキャストを通じて定期的に取り上げられた。

3-2-11. ASHPの職場環境への関与

Dr. Paulは2015年、ASHP女性薬剤師リーダーシップ運営委員会を開き、女性薬剤師が薬剤師業界でリーダーシップを発揮できるよう支援するための提言を策定した。5年間で、主要な活動項目を実施し、ネットワーキング活動期間やASHP全国会議における重点的な教育情報の実施、ASHPの充実した特定の情報提供などを行った。また2021年のAJHPの論説で、ASHPの会員全体に対する支持を明言し、BIPOC（黒人、先住民、有色人種）がASHPの評議会と委員会の代表になれるようにするための取り組みを強調した。Dr. Paulの指導のもとASHPは中間会議においてBIPOC薬剤師への支援を強化し、BIPOC会員向けの専門的なネットワーキング活動期間や懇親会を主催した。ASHPは、ASHP会員にとってもう一つの重要なコミュニティであるLGBTQ（性的マイノリティ）+（プラス）薬剤師向けにも同様の企画を立ち上げた。ASHPはまた、BIPOCおよびLGBTQ+会員に関連するAJHPコンテンツ、全国会議の教育セッション、ポッドキャスト、ウェビナーを開発した¹⁴⁾。

3-2-12. 薬局・薬剤師に対する国民の認識

Dr. Paulの指導のもとCOVID-19パンデミックにより、ワクチン接種、抗ウイルス療法の提供、診断検査などを行ったことで、薬剤師が現場で活躍したことが全国的に注目を集めた。

またASHPは2024年、複数年にわたる数百万ドル規模のマルチメディア「We're Your Pharmacist」キャンペーンを開始した。このキャンペーンでは、ストーリーテリン

グ（エピソードや物語を交えて語る手法）を活用し、病院や医療システムの薬剤師が患者ケア提供者、薬剤専門家、そして医療チームのパートナーとして日々どのような業務を行っているかを伝えている。ASHP の CEO として Dr. Paul は、この取り組みは薬剤師が評価を得て、薬剤師への関心・期待が高まる ASHP の代表的な取り組みとして推し進めた¹⁵⁾。

3-2-13. レジデンシープログラムの改善

2023 年 7 月 1 日に発効した新しいレジデンシープログラムに関する認定基準は、ASHP の薬学研修制度における認定プロセスにおいて最も意義深い改善の一つで、大学院 1 年次 (PGY1) と大学院 2 年次 (PGY2) の認定基準をそれぞれ別々にしていたが、Dr. Paul の指導のもと統一し単一の基準へ移行した^{1,2)}。

3-2-14. 認定資格および証明書プログラム

Dr. Paul の在任中、ASHP は薬剤師専門職委員会 (Board of Pharmacy Specialties, BPS) に対し、新たな専門職の設置を要望する 8 件の請願書を提出し、BPS は薬剤師業務の 9 つの新たな分野を認定した。これにより、ASHP が情報を提供する薬剤師専門職は 1. 外来診療、2. 心臓病薬学、3. 調剤無菌製剤薬学、4. 集中治療薬学、5. 救急医療薬学、6. 老年薬学、7. 感染症薬学、8. 腫瘍薬学、9. 小児薬学、10. 薬物療法、11. 固形臓器移植薬学、12. 疼痛管理薬学の合計 12 となった¹⁶⁾。また、アメリカ臨床薬学大学との提携が確立され、10 の専門分野において認定試験対策資料と再認定プログラムを共同で提供している。また、2016 年に ASHP の専門職証明書（薬剤師の能力と専門知識の向上を支援するモジュール型教育プログラム）の導入を推進した。現在、ASHP は 40 以上の専門職証明書と 5 つの研修などを提供しており、薬局実務における幅広い臨床面と管理面を網羅している。導入以来、約 4 万人が ASHP の専門職証明書を取得している¹⁾。

3-2-15. ASHP 財団での活動

Dr. Paul は、ASHP 財団でも指導的役割を担った。1989 年から、ASHP 財団の賞および助成金審査委員会のメンバーを務めた。

1994 年から 1995 年にかけては ASHP 財団理事会の議長を 1 年間務め、2007 年から 2010 年までは財団の会計担当役員を務め、その後 ASHP の CEO として財団の会長も務めた。薬局リーダーシップ奨学生研究助成金および共同研究、そして次世代の薬剤師が研究と患者ケアを主導できるよう支援する専門薬局助成金などを推し進めた。

Dr. Paul が持っていた薬学の未来を前進させたいという

彼の情熱が、奨学金プログラムの創設へとつながった。大学薬学部に通う黒人学生 17 名に奨学金が授与され、また、テクニシャン 14 名、薬剤師 14 名、そして 100 名以上の薬学生に、2023 年以降開催された ASHP 全国大会への参加支援が与えられた。彼は、ASHP 中間会議で財団の賞およびレジデンシー優秀賞の受賞者を表彰し、薬学実務の発展に向けた受賞者の重要な仕事に対する認識を広めることに貢献した。

ASHP 財団は Dr. Paul が財団を去るにあたって、薬学に対する国民の意識向上と次世代の薬剤師育成を目的とした Dr. Paul 基金を設立した。この基金は、ASHP の CEO として掲げた重点分野、すなわち全国的な国民意識啓発キャンペーン、人材育成・向上のための取り組み、そして次世代の薬剤師育成につながる活動などを支援する^{1,2)}。

3-2-16. ジョセフ・A・オディスビルディングの命名

1960 年から 1997 年まで ASHP の CEO を務めたジョセフ・A・オディス (Dr. Oddis : 1921-2021) は、Dr. Paul を常に指導していた。Dr. Paul は、ASHP の財務担当役員、ASHP の CEO に選出された際、Dr. Oddis をメンター兼アドバイザーとして頼り、CEO を務める中で、2 人の関係は年々深まっていった。Dr. Paul CEO は個人的にも、Dr. Oddis の ASHP と医療業界への生涯にわたる貢献を公にすることを望んだ。Dr. Paul は 1992 年以来 ASHP のオフィスが入居していたメリーランド州ベセスダの建物を 2013 年、正式にジョセフ・A・オディスビルディングと命名した。2017 年にこの建物を高価で売却できた後、ASHP はベセスダの新しいオフィスに移転し、新しい管理オフィスは ASHP ジョセフ・A・オディスグローバル本部と命名された。

また Dr. Paul は、現在 ASHP の協会リーダーシップとマネジメントに関するエグゼクティブ・フェローシップとして知られるプログラムを再建した。このプログラムは 1968 年、Dr. Oddis が最初に ASHP 本部で 1 年間の研修として開始したもので、このレジデンシープログラムは、ASHP が大不況からの回復期に入った 2010 年に中断されるまでに 36 名が修了した。Dr. Paul の尽力により、このプログラムは 2017 年に、未来のリーダーを担う新世代のフェローシップとして再開された。再開以降、17 名がフェローシッププログラムを修了しており、そのうち 5 名は Dr. Oddis の存命中に修了している^{1,2)}。

3-2-17. ASHP 職場の福利厚生改善

Dr. Paul は CEO として、ASHP のスタッフの成果を認め、表彰することを最優先事項とした。2012 年に ASHP

CEO スタッフ優秀賞を創設した。この賞は、ASHP の従業員の組織とその使命への卓越した貢献を称えるもので、2024 年までに合計 28 名の ASHP スタッフがこの賞を受賞した。

また ASHP は、地域および全国で卓越した人材重視のトップクラスの職場として繰り返し表彰を受けている。このことはワシントン・ポスト紙に、ASHP がこの地域のトップクラスの職場に 2016 年、2017 年、2022 年、そして 2025 年の 4 回にわたり選出されたこと、また 2017 年、モダンヘルズ誌の全米のヘルスケア業界における「働きがいのある職場」の一つに選出され、2022 年には *Energage* 誌の「Top Workplaces USA」に選出されたこと、2025 年の *USA TODAY* 誌から「Top Workplaces」賞を授与されたことから理解される¹⁾。

3-2-18. Dr. Paul の受賞と表彰

Dr. Paul はその業績により数多くの表彰を受けている。Dr. Paul の代表的な受賞と表彰を表 1 に示す。

4. 考 察

Dr. Paul の 30 年以上にわたる ASHP におけるリーダーシップの責任と ASHP への貢献の実績は、ASHP の規模拡大と発展、薬剤師職能の向上、ASHP の財務改善などである。

彼はミネソタ大学病院に在職中から ASHP の運営に深く関わり、1989 年に ASHP の理事に選出された。また、1993 年から 1994 年にかけて ASHP の会長を務めた。

1993 年に選出された民主党クリントン政権が医療提供に大きな変革をもたらそうとしていることをふまえ、Dr. Paul は ASHP 会長就任演説で、コスト抑制、ケアの成果、医薬品と薬局サービスへのアクセス、そして患者の安全に関する国家政策を策定することを説明した。そして薬剤師の権利擁護活動に一層力を入れ、薬剤師がどのように患者

ケアを改善しているかについて国民の意識を高め、薬剤師が薬剤ケアに責任を持ち提供できるよう準備を整えることを宣言した。

また Dr. Paul が ASHP 会長在任中に、ASHP 理事会は組織名をアメリカ病院薬剤師会からアメリカヘルスシステム薬剤師会に変更することを承認した。

Dr. Paul は新名称が ASHP 会員の活動環境の多様性をより適切に表現するものであると ASHP の変革の必要性を強調した¹⁷⁻¹⁹⁾。

なお Dr. Paul は病院および医療システム全体における薬局実務の展望を一貫して明確に示してきた。彼は薬剤師の実践と管理に関する 29 の報告書と本の章を執筆または共著しており、その中には *AJHP* に掲載された 12 の記事も含まれている。1987 年の *AJHP* 報告書「包括的な外来診療薬学サービスの提供に向けて」で、プライマリケアおよび外来診療クリニックにおける臨床薬学業務の拡大は重要だと述べている。

彼は 1980 年代初頭から始まった包括的な外来診療に基づく薬学サービスを構想した先駆者であり、彼が先駆者として取り組んだ包括的な外来診療（1980 年代）を示したことは、その長いキャリアを通じて変わることはなかった。さらに急性期および外来診療の現場における臨床サービスの進歩への果敢な活動を行った。

1990 年代は、医療過誤の防止が国家的な焦点となった時期で、医療過誤の例としては、1994 年にニューイングランドの総合がんセンターで起きたがん化学療法中の薬剤投与ミスが挙げられる²⁰⁾。

この医療過誤の防止問題は、1999 年にアメリカ医学研究所（現 アメリカ医学アカデミー）が発表した画期的な報告書「To Err Is Human: Building a Safer Health System」（邦訳）人は誰でも間違える：より安全な医療システムを目指して）で明白になった。この報告書は、より安全な医療体制、つまりシステムに取り組んでミスの発生確率を低減し、避けられないミスが発生した場合の危害リスクを軽減する体制を構築する必要性を強調している²¹⁾。

Dr. Paul は医療システムにおいて、安全性を向上させる技術革新を提唱し ASHP 財団の資金提供を受けた研究を行い、新生児集中治療室における投薬ミスの低減にバーコード技術を活用することに関する 3 つの論文を発表した²²⁻²⁴⁾。また最適な安全とケアの継続的な手順改善への取り組みとして ASHP のベスト実務自己評価ツールを病院の業務改善プログラムに取り入れ、その過程をアイオワ大

表 1 Dr. Paul の代表的な受賞と表彰

年	受賞・表彰授与
1990 年	トレド大学の優秀卒業生賞
2009 年	Harvey A.K. Whitney 賞
2009 年	アイオワ薬剤師協会の医療システム薬剤師年間大賞
2010 年	ミシガン大学薬学部 of 卒業生特別生涯功労賞
2013 年	ミネソタ医療システム薬剤師協会の Hallie Bruce 記念講演賞
2013 年	トレド大学から名誉理学博士号
2015 年	ワシントンの Trending 協会リーダー賞
2022 年	トゥーロ大学から名誉理学博士号

学スティーブン・P・ネルソンと共に2004年のAJHP論文で共著解説した²⁵⁾。

2009年にはASHPの最高の荣誉とされるHarvey A.K. Whitney賞を受賞した。受賞講演のタイトルは“The evolution and metamorphosis of the pharmacy practice model”で講演内容は、急性期および外来ケアの両方の現場における薬剤師業務の進歩に向けた未来へのロードマップとなった。そこで薬剤師に対し、変化に適応するだけでなく、変化を受け入れ、ケアの革新を包含するように薬剤師業務モデルを再設計するよう促した。

また彼はブログを通じて薬剤師の処方支援、薬価、薬剤師の福利厚生などの現代の課題に関する幅広い問題を取り上げてきた。

さらに彼は、薬局実務と医療提供を導く文献を通じて、自身の視点を表明し、薬剤の情報と薬局実務の進歩に尽力してきた。2003年出版、編集者代表、現在バージニア・コモンウェルス大学薬学部名誉教授ジョセフ・T・ディピロの「*Encyclopedia of Clinical Pharmacy*, 臨床薬学百科事典」アメリカ薬科大学協会・ASHP推薦図書、全933ページの著者の1人で、筆者もDr. Paulと一緒に世界のEditorial Advisory Board 16名のメンバーの内、アジア人からはひとり選ばれたことは大変光栄であった。

Dr. Paulのこれらの活動は未来の薬剤師にとって、有用な手掛かりを示している。

5. おわりに

筆者は1993年のFIP TOKYO以来、Dr. Paulが薬剤師という職業に内に秘めた情熱をもって冷静沈着にASHPを運営している姿に接してきた。

2025年12月ASHP中間会議に参加して、彼がいかに今までASHPスタッフと共にASHPを常に変革・発展させてきて、皆に慕われ尊敬されてきたか、実感させられた。彼は2026年にASHP名誉最高責任者（CEO emeritus）に就任しており、今後も活躍が期待される。

謝 辞

Dr. PaulがCEOを退任するにあたっての貴重な資料を迅速に送ってくださったASHP Senior Vice President, ASHP雑誌編集・出版部長、ダニエル・J・コボーとASHP Director Executive office, シェリル・L・イミリエに厚くお礼申し上げる。

利益相反

開示すべき利益相反はない。

参 考 文 献

- 1) Traynor K, Cobaugh DJ, Paul W. Abramowitz : a proud legacy. *Am J Health-Syst Pharm*. 2026 ; 83 (2) : 14-70
- 2) Abramowitz PW. From Vision To Change: Leading Pharmacy Practice Advancement. ASHP Publications, 2025
- 3) Abramowitz PW, Thomson KK, Cobaugh DJ. ASHP at 75 years: celebrating the past and embracing the future. *Am J Health-Syst Pharm*. 2017 ; 74 : 1936-7
- 4) Section of Specialty Pharmacy Practitioners. ASHP Website. <https://www.ashp.org/specialty-pharmacy-practitioners> (accessed 3 April 2026)
- 5) Abramowitz PW, Mansur JM. Moving toward the provision of comprehensive ambulatory-care pharmaceutical services. *Am J Hosp Pharm*. 1987 ; 44 (5) : 1155-68
- 6) Abramowitz PW. Shaping a new vision for pharmacy. *Am J Hosp Pharm*. 1994 ; 51 (15) : 1924-7
- 7) Abramowitz PW, Shane R, Daigle LA, Noonan KA, Letendre DE. Pharmacist interdependent prescribing: a new model for optimizing patient outcomes. *Am J Health-Syst Pharm*. 2012 ; 69 (22) : 1976-81
- 8) Recommendations of the summit. *Am J Health-Syst Pharm*. 2014 ; 71 (16) : 1390-1
- 9) Abramowitz PW. 2012 report of the chief executive officer: beginning a new era: building on the past and changing for the future. *Am J Health-Syst Pharm*. 2012 ; 69 (16) : e19-22
- 10) Report of the ASHP Task Force on Organizational Structure. *Am J Health-Syst Pharm*. 2014 ; 71 (12) : 1049-54
- 11) Luchen GG, Fera T, Anderson SV, Chen D. Pharmacy Futures: Summit on Artificial Intelligence in Pharmacy Practice. *Am J Health-Syst Pharm*. 2024 ; 81 (24) : 1327-43
- 12) Zellmer WA, McAllister EB, Silvester JA, Vlasses PH. Toward uniform standards for pharmacy technicians: summary of the 2017 Pharmacy Technician Stakeholder Consensus Conference. *Am J Health-Syst Pharm*. 2017 ; 74 (17) : 1321-32
- 13) Report of the ASHP Opioid Task Force. *Am J Health-Syst Pharm*. 2020 ; 77 (14) : 1158-65
- 14) Abramowitz PW, Walker PC. A more perfect future: driving diversity, equity, and inclusion in ASHP. *Am J Health-Syst Pharm*. 2021 ; 78 (10) : 833-4
- 15) Abramowitz PW. Report of the president-elect and vice chairman of the board. *Am J Hosp Pharm*. 1993 ; 50 (8) : 1688-92
- 16) 西谷篤彦. Dr. Joseph A. OddisのASHPでの活動の歴史と日本人薬剤師に与えた影響と寄与. *薬史学雑誌*. 2022 ; 57 (2) : 111-21
- 17) Proposal to change ASHP's name to the American Society of Health-System Pharmacists: ASHP Board of Directors.

Am J Hosp Pharm. 1994 ; 51 (9) : 1208-11

- 18) 西谷篤彦. アメリカ病院薬剤師会の名称変更について. *JJSHP.* 1995 ; 31 (2) : 83-7
- 19) 西谷篤彦. ASHP の名称変更に関する一般的な質問についての回答 (日本病院薬剤師会のために). *JJSHP.* 1995 ; 31 (12) : 93-6
- 20) Knox RA. Response is slow to deadly mixups. Too Little done to avert cancer drug errors. *Boston Globe.* June 26, 1995 ; 29, 33
- 21) 西谷篤彦. アメリカにおける RM への新しい取り組み—医療過防止を進める 20 のヒント. *JJSHP.* 2001 ; 37 : 3-7
- 22) Morriss FH Jr., Abramowitz PW, Nelson SP, Milavetz G, Michael SL, Gordon SN, et al. Effectiveness of a barcode medication administration system in reducing preventable adverse drug events in a neonatal intensive care unit: a prospective cohort study. *J Pediatr.* 2009 ; 154 (3) : 363-8
- 23) Morriss FH Jr., Abramowitz PW, Carmen L, Wallis AB. "Nurses Don't Hate Change" — Survey of nurses in a neonatal intensive care unit regarding the implementation, use and effectiveness of a barcode medication administration system. *Healthc Q.* 2009 ; 12 (Sp) : 135-40
- 24) Morriss FH Jr., Abramowitz PW, Nelson SP, Milavetz G, Michael SL, Gordon SN. Risk of adverse drug events in neonates treated with opioids and the effect of a bar-code-assisted medication administration system. *Am J Health-Syst Pharm.* 2011 ; 68 (1) : 57-62
- 25) Nelson SP, Abramowitz PW. Using the ASHP Best Practices Self-Assessment Tool. *Am J Health-Syst Pharm.* 2004 ; 61 (6) : 562-3

要 旨

目的：ASHP 第 4 代 CEO (2011-2026) Dr. Paul W. Abramowitz の ASHP での活動と薬剤師職能に与えた影響について調査した。

方法：本稿では次の資料について文献調査を行った。1. Traynor K, Cobaugh DJ. "Paul W. Abramowitz: a proud legacy." *Am J Health-Syst Pharm.* 2026 ; 83 (2) : 14-70, 2. Abramowitz PW. *From Vision To Change: Leading Pharmacy Practice Advancement.* ASHP Publications, 2025, 3. Abramowitz PW, Thomson K, Cobaugh DJ. "ASHP at 75 years: celebrating the past and embracing the future." *Am J Health-Syst Pharm.* 2017 ; 74 : 1936-7, 4. ASHP の Website の Section of Specialty Pharmacy Practitioners.

結果：薬剤師職能に影響を与えた Dr. Paul の ASHP における業績は次のようなものである。1. ASHP の名称の「H」を「Hospital」から「Health-System」に変更する提案の論理を説明した。2. ASHP 会員の構成を在宅ケアや臨床専門分野の医療従事者、そして学生を含めるという組織改革を行った。3. 彼はまた ASHP 本部の売却と移転で、ASHP の財務基盤を強固なものにした。このことは COVID-19 パンデミック中の ASHP の活動を持続させることにつながった。4. 彼は ASHP の世界的な役割と影響力を拡大するために、アメリカ以外の薬学実務およびレジデンシープログラムの認定、薬学部への相談業務を行った。また薬剤師のスキルと能力の評価を高めるため、様々な資格認定方法を策定した。さらにはファーマシーテクニシヤンの認定と免許取得に尽力した。

結論：Dr. Paul は ASHP の多くの分野で多大な貢献をし、薬剤師の地位向上と職能の拡充に寄与した。さらにアメリカの薬剤師制度やファーマシーテクニシヤンの地位向上にも影響を与えるなど世界の薬剤師教育・業務の参考となる業績を残した。

キーワード：Dr. Paul W. Abramowitz, アメリカヘルスシステム薬剤師会, ASHP の名称変更, Harvey A.K. Whitney 賞, ファーマシーテクニシャン認定

名城大学薬学部標本室収蔵の木村康一関連標本

風 岡 顯 良^{*1}The Study on the Specimens Related to Koichi Kimura Stored in
the Specimen Room of the Faculty of Pharmacy at Meijo UniversityAkira Kazaoka^{*1}

(Accepted May 14, 2026)

Summary

Purpose: This study aimed to determine the composition and distinctive features of specimens related to Koichi Kimura stored in the specimen room of the Faculty of Pharmacy of Meijo University.

Methods: Crude drug specimens stored in the specimen room of the Faculty of Pharmacy of Meijo University were surveyed and examined in comparison with research and educational activities of Koichi Kimura during his tenure (1969-1974) at the university.

Results: Twenty-four specimens related to Koichi Kimura were identified. The materials included, among others, specimens cultivated by himself, commercially obtained from Chinese grocery stores in Nagoya City, and specimens labeled with the name of Tomitaro Makino or Kyoto Prefectural Agricultural Experiment Station. However, many research materials documented in the literature as used during his tenure were not among the identified specimens.

Conclusion: This study revealed that during his tenure at Meijo University, Koichi Kimura collected various crude drugs, medicinal plants, and food materials alongside his research and teaching activities. The specimen group identified in this study, although limited, can be considered as materials that demonstrate the extent of his collection activities and his interactions with other researchers during his tenure at Meijo University.

1. はじめに

大学薬学部に所蔵される生薬標本は、薬用資源の研究、生薬市場の調査、薬学教育など、大学における多様な活動の過程で蒐集された物的資料であり、特定研究者の関与が明示されている標本群は、その研究・教育活動の実態を具体的に示す資料として重要である。

名城大学薬学部標本室は現在、数千点の生薬標本を所蔵している。筆者はその生薬標本群の全容を把握する目的で、調査を行う過程^{1,2)}において、木村康一が蒐集に関わった一連の生薬標本群を発見した。

木村康一は、多くの大学にて研究教育に携わった（表1）^{3,4)}。木村康一が蒐集した生薬標本は、大阪大学の中尾万三・木村康一関連標本（310点）⁵⁾をはじめとして、京都大学^{6,7)}や富山大学、近畿大学など、各地の大学に存在する。

名城大学薬学部の生薬学教室の運営に関わった時期に、木村康一は、『原色日本薬用植物図鑑』（保育社）の改訂、『經史證類大觀本草 附・禮記 附・衍義』（廣川書店）の解説の執筆、『國譯本草綱目』（春陽堂）の“新註校定”などの漢薬の基原に関わる事業に従事し^{8~12)}、また、日本生薬学会会長を務めた。本稿で扱う標本群は、これらの活動が行われていた時期に名城大学薬学部で形成されたものであ

Key words : Crude drug, Specimens, Koichi Kimura, Meijo University

^{*1} 大阪医科薬科大学薬学部 Faculty of Pharmacy, Osaka Medical and Pharmaceutical University. 4-20-1, Nasahara, Takatsuki, 569-1094 Osaka, Japan.

表 1 木村康一の経歴^{3,4)}

年	事項
1901 年	出生
1924 年	東京帝国大学医学部薬学科 入学
1927 年	東京帝国大学医学部薬学科 学士試験合格
1927 年	京都帝国大学医学部薬学科副手
1931 年	東方文化事業部 上海自然科学研究所 研究員
1937 年	東京帝国大学にて薬学博士取得
1939 年	京都帝国大学医学部薬学科講師
1940 年	京都帝国大学医学部薬学科助教授
1950 年	大阪大学医学部薬学科教授
1956 年	京都大学医学部薬学科教授
1962 年	日本生薬学会会長
1963 年	日本薬学会会頭
1965 年	京都大学定年退職
1965 年	富山大学薬学部和漢薬研究施設長
1965 年	名城大学非常勤講師
1969 年	名城大学薬学部教授
1970 年	名城大学薬学部長
1974 年	名城大学定年退職
1974 年	東日本学園大学に薬学部創設、薬学部長
1989 年	逝去

る。したがって、これらの標本は、当該時期の研究および教育活動の状況を具体的に伝える資料と位置づけられる。

本稿では、名城大学薬学部標本室に収蔵される木村康一関連標本について調査し、その内容と特徴を明らかにすることを目的とした。

2. 木村康一と名城大学薬学部

名城大学薬学部の生薬学講座は、設立された当初から、灰像法を用いた生薬の鑑定研究を行っていた近藤良男 商学部教授が兼任で主宰し、chemotaxonomy の先駆者であった長沢元夫 助教授らが在籍していた⁴⁾。1964 年の長沢元夫 助教授の退職、1965 年の近藤良男 教授の急逝に伴い、木村康一が非常勤講師として生薬学の講義を担当することとなった⁴⁾。1965 年以降、生薬学講座は、京都薬科大学薬草園の移転・充実化に尽力し、*Fraxinus* 属などのクマリン誘導体研究で知られる嶋田玄弥 元京都薬科大学教授が主宰した^{4,13,14)}。嶋田玄弥 教授の下では、所属教員であった野村新太郎 助教授および久田陽一 助手が、木村康一の所属する京都大学へ内地留学した⁴⁾。また、木村康一と共同研究を行っていた野呂征男 元名古屋市立大学薬学部助手が、1968 年に助教授として着任した^{4,15)}。1969 年には木村康一が名城大学薬学部生薬学講座の教授として着任し、1974 年 3 月の定年退職まで講座を主宰した⁴⁾。この期間には、漢薬の基原や、局方生薬の品質検定、生薬成分の分離・

定量に関する研究が進められ、また、『國譯本草綱目』の新註校定が行われた^{8~11)}。1974 年以降は、野呂征男 助教授が教授に就任し、生薬学講座を主宰したが、木村康一は退職後も非常勤として薬学概論、薬学ラテン語、生薬学 II などの講義を担当し、共同研究は継続された¹²⁾。

木村康一は名城大学において、種々の生薬や薬用植物を実験材料として研究を行っていた。名城大学での研究によって発表された論文によると、この時期に木村康一は、「ウワウルシ」、「マオウ（名古屋市場品）」、「白笈（大阪市場品）」、「オウレン末」を用いた生薬の品質の検定および評価法の研究、「*Artemisia lactiflora* WALL. の地上部（尾張定光寺産、名城大学薬草園栽培品）」中のクマリン誘導体の同定、「*Serissa japonica* (Thunb.) Thunb. の花（名古屋市昭和区天白町島田栽培品、名古屋市昭和区八事霊園採集品、名城大学薬草園栽培品）」を用いた植物の形態観察結果の報告を行っていた^{16~21)}。これらのほか、「オシダ根茎」の成分研究、「フジバカマ属植物」の成分研究、「キハダ」の栽培研究、「*Geranium* 属植物」の分類の研究、「ナガバジャノヒゲ・カブダチジャノヒゲ・杭州麦門冬の地下部構造の観察」等による麦門冬の基原の研究、「ウラボウシ科植物」の胞子や根茎の形態の研究、「オウバクやオウレン等の生薬」中のベルベリン型アルカロイドの定量法の研究、「鳳尾草」の市場品調査、「*Scopolia* 属植物」のアルカロイドの時季的变化や種子の形態の研究について、学会発表を行っていた^{8~12, 22, 23)}。

3. 名城大学薬学部標本室収蔵の木村康一関連標本

名城大学薬学部標本室収蔵の生薬標本を調査したところ、計 24 点の木村康一関連標本が発見された（表 2、図 1）。

特徴的なものとして、自宅等で木村康一自身が栽培したものが 9 点存在した（表 2、図 1a-c）。その中には「牧野富太郎栽→木村康一栽」の記載があるもの（図 1a）や京都府農林部農事試験場分場にて栽培したもの（図 1b）などの交友関係を示唆するものが認められた。また、*Rheum* 属植物各種を富山にて栽培したものを標本として収蔵していた（表 2）。

もう一つの特徴として、名古屋市中区栄町に所在した中国物産店「前進公司」で入手されたと考えられる標本が 10 点確認された（表 2、図 1d, e）。これらの中には、医薬品としてだけではなく、食品としても用いられるものがあった。「香辛料として市販」と記載されている桂皮、薬用植物を由来とした加工食品である楂子餅や香片が含まれていた。

表 2 名城大学薬学部標本室収蔵の木村康一関連標本のラベル記載

品名		産地・入手先	入手年月日	入手者	備考
ホザキノイカリソウ	<i>Epimedium sagittatum</i>	木村康一栽培	1971年6月29日	K. Kimura	「牧野富太郎載→木村康一載」の記載あり。本稿図1a所収。
ホザキノイカリソウ	地上茎、葉	木村宅栽培品	1971年5月	K. Kimura	「1970年に生じた葉」の記載あり。
コノテガシワ		京都 木村 栽培	1971年9月	K. Kimura	
麻黄	<i>Ephedra distachya</i> (満州型) <i>sinica</i> ? ♂	京都府丹後木津	1970年11月	木村康一	「木村康一 昭和34年2株植附 45年11月 約3m×5mに繁殖 地上部のみ採集のもの」の記載あり。本稿図1b所収。
カイドウボケの果実	<i>Chaenomeles cardinalis</i> var. <i>alba</i>	京都府農林部農事試験場分場			
大茴香	<i>Illicium verum</i> Hooker	京都 銀閣寺町 木村栽培	1971年5月	木村康一	本稿図1c所収。
桂皮	Cinnamomi Cortex	名古屋栄町 前進公司	1970年1月8日	木村康一	前進公司の「中国特産」のラベルに、「1970.1.8大茴香」の記載あり。本稿図1d所収。
桂皮		前進公司	1971年9月22日	木村康一	「香辛料として市販」の記載あり。
桂皮			1970年12月10日	木村康一	前進公司のものと考えられる、「中国特産」のラベルに、「200g」の記載あり。
桂皮		前進公司	1971年3月11日	K. Kim.	中国物産館(前進公司)のラベルに、品名や入手日等の墨書。「¥100」の記載あり。本稿図1e所収。
穀精草	シラタマホシクサ	上海		木村康一	「上海より→京大」の記載あり。本稿図1f所収。
石斛	<i>Desmotrichum</i> sp.	台湾市場品	1971年8月	山村助教教授	「木村・漢薬石斛の研究第2報 19図と同じか」の記載あり。本稿図1g所収。
白瓜子	南瓜仁	前進公司	1970年2月17日	木村康一	前進公司の「中国特産」のラベルに、「白瓜子(南瓜仁)」の墨書あり。
TAMARINDUS	Fruits & seeds of <i>Tamarindus indica</i> L.	タイ バンコク	1972年2月20日	K. Kimura	
柿餅			1970年1月30日	木村康一	前進公司の「中国特産」のラベルに、「柿餅 木村康一」の墨書あり。
ホウオウボク	<i>Delonix regia</i> RAFIN, Flame of the Forest	フィリピン モンテンルバ	1970年11月	木村康一	
楂子餅	サンザシの果肉の糖漬	前進公司	1971年7月7日	木村康一	
蜀椒	<i>Zanthoxylum bungei</i> ?	名古屋栄町 前進公司	1970年1月8日	木村康一	前進公司の「中国特産」のラベルに、「1970.1.8蜀椒」の記載あり。
金針菜	萱草の蕾 <i>Hemerocallis fulva</i> Linne	名古屋栄町 前進公司	1970年1月8日	木村康一	前進公司の「中国特産」のラベルに、「1970.1.8金針菜」の記載あり。
<i>Rheum palmatum</i>		富山県産 木村康一栽培品		木村康一	
<i>Rheum coreanum</i>		富山県産 木村康一栽培品		木村康一	
<i>Rheum tanguticum</i>		富山県産 木村康一栽培品		木村康一	
<i>Rheum offic.</i>		富山県産 木村康一栽培品		木村康一	
地枯蓼	大根 枯れたもの	上海		木村康一	「上海より→京大」の記載あり。
香片		前進公司	1969年9月18日	木村	参考文献1所収。



図1 名城大学薬学部標本室所蔵の木村康一関連標本の例。a「牧野富太郎栽→木村康一栽」の記載があるホザキノイカリソウの標本。b 木村康一植附、採集の麻黄の標本とメモ。c 京都 銀閣寺町にて自身が栽培したカイドウボケの果実の標本。d 名古屋栄町 前進公司にて入手された大茴香/八角茴香の標本。e 前進公司にて入手された桂皮の標本と墨書。f「上海→京大」の記載がある穀精草の標本。g「木村：漢薬石斛の研究第2報 19図と同じか」の記載がある石斛の標本。

また、「上海→京大」と書き込みのある標本も2点確認された(図1f)。なお、木村康一は東方文化事業部上海自然科学研究所研究員および京都大学教授を歴任しており(表1)、これらの経歴が当該標本の移動と関係している可能性がある。

計24点の木村康一関連標本の内、ラベル記載から、研究使用が行われた可能性が見出せたものは、台湾市場品の石斛の標本(図1g)1点であり、他の標本については、具体的な使用記録は確認されなかった。ただし、当該標本のラベルに記載された「漢薬石斛の研究第2報」に該当する論文・文書・研究発表は、木村康一の名城大学在任期の業績としては確認されなかった。一方、在任期以前の業績として、1937年『上海自然科学研究所彙報』第7巻別冊2に掲載の「漢薬石斛の生薬学的研究(第2報)」が存在する²⁴⁾。しかしながら、当該標本と同論文の図示標本との一致は確認できなかった。当該標本のラベルには「19図と同じか」と記されているが、同論文の「第19圖」には、「第19圖 A: *Desmotrichum* sp. γ, 廣西貴縣石斛, 南寧博物館(木村); B: その葉, C: *D. sp. δ*, 朝鮮大邱市場(田畑)の金石斛中に混じて居たもの」とあり、当該論文とは異なるものであった²⁴⁾。また、同論文には台湾市場品とし

て、*D. moniliforme*, *D. flaviflourum* が掲載されているが、前者は地下部を含む標本、後者は多数の地上部を束ねた標本であり、いずれも当該標本とは形状が異なっていた²⁴⁾。以上より、当該標本が使用された文献は「漢薬石斛の生薬学的研究(第2報)」ではない可能性が高く、実際にどの論文で使用された標本であるかは特定できなかった。

4. まとめ

本稿では、名城大学薬学部標本室に収蔵される木村康一関連標本を調査し、その概要と特徴について検討した。確認された24点の標本には、木村康一自身が栽培したと考えられるもの、市場品として入手された食品・薬用資源などが含まれていた。これらの標本は、木村康一が名城大学薬学部に関与した1970年前後という時期に形成されたものであり、同時期の研究・教育活動との関連を検討する上で参考となる資料である。

本稿で確認された木村康一関連標本は24点にとどまった。名城大学薬学部標本室には現在数千点の標本が収蔵されていることを踏まえると、その数は多いとはいえない。筆者は先行研究において、1980年代に標本室の移動が複数回行われ、その過程で標本が処分された可能性があることを指摘したが²⁾、その過程で木村康一が蒐集した標本の一部は処分された可能性がある。名城大学での研究によって発表された論文に記載がある実験材料は、本稿で発見されたものの内には含まれず、学会発表にて用いられたと考えられる生薬や薬用植物の多くも、本稿で確認された標本中には含まれていなかった。本稿で確認された標本の蒐集目的やその後の標本の整理における基準に関しては、さらなる調査を要する。

本稿で確認された木村康一関連標本と、文献から分かる名城大学在任期の木村康一の研究・教育活動からは、木村康一が広範な対象を、種々の視点から研究し、教室運営をしていたことが明らかになった。木村康一は名城大学における諸活動の中で、種々の生薬や薬用植物、食品を蒐集し、漢薬の基原研究や市場品調査、生薬のレギュラトリーに関わる成分の定量法研究、植物の形態研究を行っていた。医薬品に限定されない生薬・植物資源が蒐集されていた事実は、当時の薬学教育・研究が広範な薬用資源を対象としていたことを示すものである。このことは、現代の薬学教育の展開について、歴史的に捉え直す契機を与えるものである。

木村康一関連標本は、名城大学のみならず複数の大学に分散して現存しており、その形成過程には研究者間の人的

交流や標本の移動が関与していた可能性がある。本研究においては、その一端として、牧野富太郎と木村康一との関係について、従来知られている1929年から1934年に出版された『頭註 國譯本草綱目』（春陽堂）の考定²⁵⁾などに加え、植物の譲受があったことを示す標本が確認された。また、京都大学や京都府農林部農事試験場分場との関連を示す記載を有する標本が名城大学に存在していた。今後、他大学に所蔵される木村康一関連標本との比較検討や、蒐集・移管の経緯に関する資料調査を進めることにより、日本における薬学研究・教育の展開過程を、標本という物的資料からより立体的に理解できると期待される。

謝 辞

名城大学薬学部標本室の生薬標本を使用した研究および本稿の発表を御快諾いただいた、名城大学薬学部生薬学研究室教授 能勢充彦 博士に心より感謝いたします。また、御支援いただいた、名城大学薬学部薬学教育開発センター教授 小森由美子 博士、大阪医科薬科大学衛生化学研究室教授 奥平桂一郎 博士に心より感謝いたします。

利益相反

開示すべき利益相反はない。

参考文献

- 1) 風岡顯良. 名城大学薬学部標本室収蔵の茶葉関連生薬の標本. 名城大学総合研究所紀要. 2025; 30: 161-4
- 2) 風岡顯良. 名城大学薬学部標本室収蔵の生薬標本についての考察～芍薬関連生薬の調査を通して～. 薬史学雑誌. 2025; 60 (2): 133-40
- 3) 田中 治. 木村康一先生のご逝去を悼む. 生薬学雑誌. 1989; 43 (4): i-ii
- 4) 名城大学薬学部. 名城大学薬学部二十年史. 名城大学薬学部. 1974. p. 74-7
- 5) 高浦(島田)佳代子, 川瀬雅也, 高橋京子. 『緒方洪庵の薬箱』収載生薬の統計学的解析: 数値化に基づく緒方洪庵の治療観の考察. 薬史学雑誌. 2018; 53 (1): 50-5
- 6) 京都大学百年史編集委員会. 京都大学百年史 部局史編1. 京都大学後援会, 1997. p. 960-1038
- 7) 新田あや. ケイヒ類生薬に関する研究 (第9報) 台湾産ケイヒ並びに台湾市場品について. 薬学雑誌. 1985; 105 (3): 256-70
- 8) 名城大学薬学部. 昭和45年度 名城大学薬学部年報. 名城大学薬学部, 1970. p. 27-8
- 9) 名城大学薬学部. 昭和46年度 名城大学薬学部年報. 名城大学薬学部, 1971. p. 13-4
- 10) 名城大学薬学部. 昭和47年度 名城大学薬学部年報. 名城大学薬学部, 1972. p. 12
- 11) 名城大学薬学部. 昭和48年度 名城大学薬学部年報. 名城大学薬学部, 1973. p. 12-3
- 12) 名城大学薬学部. 昭和49年度 名城大学薬学部年報. 名城大学薬学部, 1974. p. 17-8
- 13) 鈴木栄樹. 薬用植物園(薬草園)100周年記念 玄弥少年から嶋田先生へ(上) —京薬会第3代会長, 嶋田弥一郎医師の子, 蛇の目ミシン嶋田卓弥社長の兄—. 愛学躬行歴史資料室レター. 2025; 6: 1-4
- 14) 京都薬科大学百年史編集委員会. 京都薬科大学百年史. 京都薬科大学, 1985. p. 331-4; p. 381-95
- 15) 名古屋市立大学薬友会. 名古屋市立大学薬学部百年. 名古屋市立大学薬友会, 1985. p. 277-8; p. 340
- 16) 木村康一, 嶋田玄彌, 野村新太郎, 久田陽一, 田中俊弘. 局方生薬品質検定の研究 (第1報): Arbutinの定量. 薬学雑誌. 1970; 90 (3): 394-7
- 17) 木村康一, 野呂征男, 久田陽一, 吉崎正雄. 生薬成分連続循環抽出器の改良 (第2報): 抽出能率の測定. 生薬学雑誌. 1972; 26 (2): 133-6
- 18) 嶋田玄彌, 木村康一, 野呂征男, 奥田和代, 久田陽一. ヨモギナ *Artemisia lactiflora* WALL. のクマリン誘導体. 薬学雑誌. 1971; 91 (4): 503-4
- 19) 木村康一, 嶋田玄彌, 野村新太郎, 久田陽一, 田中俊弘. 局方生薬品質検定の研究 (第3報) マオウアルカロイドの定量 その1. 薬学雑誌. 1973; 93 (3): 364-8
- 20) 木村康一, 嶋田玄彌, 野村新太郎, 久田陽一, 田中俊弘. ハクチョウゲの花の変異について. 植物研究雑誌. 1973; 48 (4): 117-21
- 21) 吉崎正雄, 鈴木英世, 橋本竹二郎, 大城陽子, 木村康一, 難波恒雄. 生薬の品質評価に関する基礎研究 (II): 白朮成分の栽培による季節的消長. 生薬学雑誌. 1973; 27 (2): 110-5
- 22) 名城大学薬学部. 昭和50年度 名城大学薬学部年報. 名城大学薬学部, 1975. p. 12-3
- 23) 名城大学薬学部. 昭和51年度 名城大学薬学部年報. 名城大学薬学部, 1976. p. 14-5
- 24) 木村康一. 漢薬石斛の生薬學的研究 (第2報). 上海自然科学研究所彙報. 1937; 7 (別冊2): 11-46
- 25) 木村康一. 頭註国訳本草綱目 初版頭註の思い出 (一). In: 木村康一 (監修). 新註校定 國譯本草綱目. 春陽堂, 1973. 月報 p. 10

要 旨

目的：名城大学薬学部標本室に収蔵される木村康一関連標本について、その内容と特徴を明らかにすることを目的とした。

方法：名城大学薬学部標本室に収蔵される生薬標本を調査し、木村康一の在任期（1969年から1974年）における研究・教育活動と照合した。

結果：木村康一関連標本24点を確認した。これらの中には、自身が栽培した植物、名古屋市内の中国物産店で入手された市場品、牧野富太郎や京都府農林部農事試験場分場の記載を有する標本などが含まれていた。しかしながら、在任期に使用されたことが文献上明らかになっている研究材料の多くは、その中に含まれていなかった。

結論：名城大学在任期の木村康一が、研究・教育活動と並行して多様な生薬・薬用植物・食品を蒐集していたことが明らかとなった。本稿で確認された標本群は、限定的ではあるが、名城大学在任期における木村康一の蒐集活動や研究者間交流の一端を示す資料と位置づけられる。

キーワード：生薬，標本，木村康一，名城大学

静岡県最初の女性薬剤師「斎藤カ子」に関する史料^{*1}五位 野 政 彦^{*2}Kane Saito: The First Female Pharmacist in Shizuoka Prefecture^{*1}Masahiko Goino^{*2}

(Accepted March 11, 2026)

Summary

Introduction : The objective of the study is to examine modernization in the pharmaceutical sciences in Shizuoka Prefecture during the Meiji Period. In this study, the author reports on Kane Saito, who was the first female pharmacist in Shizuoka Prefecture.

Methods : Literature review of materials in *Official Gazette*, *Yakugaku Zasshi*, and others.

Results and Discussion : Kane Saito was the first female pharmacist in Shizuoka Prefecture. Saito was born in 1866, and died in 1902. She studied pharmaceutical science at Saisei-Gakusha in Tokyo and got her pharmacist license in 1893. Although Saito got the license, she did not work as a pharmacist. It is assumed the reason is that women could not work in medical/pharmaceutical fields in the West-Izu area where she lived and died during the Meiji Period, and/or contracted diseases.

序 論

本稿の目的は日本における近代薬学の導入過程を解明することである。

筆者は日本薬史学会 2025 年会（静岡）での発表に向けて、明治時代の静岡県における薬学史に関して調査を行っていた。その経過で明治 20 年代の静岡県に女性薬剤師がいた記録が見られた。これは静岡県最初の女性薬剤師に関する記録である。

明治時代の女性薬剤師については高橋、小林らの先行研究がある¹⁾。しかしこれは日本最初の女性薬剤師岡本直榮に特化した報告であり、同時代の女性薬剤師に関する記述はない。

今回前記の静岡県最初の女性薬剤師、斎藤カ子に関する記録史料を報告するとともにその背景を考察した。

方 法

次の史料について文献調査を行った。

・官報 ・薬学雑誌 ・日本薬業新誌

これらは筆者蔵書ならびに国立国会図書館デジタルコレクションからのものである。

本稿では調査の対象としている「斎藤カ子」の表記が、史料により異なっている場合がある。ここでは混乱を防ぐために前記の表記で統一した。

結 果

明治 20-30 年代の静岡県において、「斎藤カ子」という女性薬剤師がいた記録が判明した。

それらの記録の概要を表 1 に示す。

記録の一部を図 1 から 4 に示す。

これらの記録からは次の事項が判明した。

Key words : Kane Saito, First female pharmacist, Shizuoka Prefecture, Meiji Period, Discrimination against women

^{*1} 本稿は日本薬史学会 2025 年会（静岡）における発表の一部に新知見を加えて記載したものである。

^{*2} 東京海道病院薬剤科 Department of Pharmacy, Tokyo-Kaido Hospital. 1-4-5 Suehiro-cho, Ome, Tokyo 198-0025, Japan.

表 1 斎藤カ子に関する記載が見られる史料

文献番号	史料名と発行年月日	記載内容
2	官報（明治 5774 号）1902（明治 35）年 10 月 1 日 p. 22	年月日、死亡の日付、生誕時死亡時同一の住所地の旨、相続財産管理人が選任されている
3	官報（明治 5977 号）1903（明治 36）年 6 月 6 日 p. 150	生年月日、死亡の日付、生誕時死亡時同一の住所地の旨、「無職業」の表現
4	官報（明治 2541 号）1891（明治 24）年 12 月 17 日 p. 218	東京府平民斎藤カ子：1891（明治 24）年 12 月 試験及第証授与
5	日本薬業新誌（227 号）1891（明治 24）年 12 月 p. 40-1	第二回東京薬剤師試験合格（11 月 28 日-12 月 7 日） 済生学舎（現 日本医科大学）薬学科卒業生
6	官報（明治 2881 号）1893（明治 26）年 2 月 8 日 p. 103	1893（明治 26）年 2 月 7 日 薬剤師免状授与（内務省）
7, 8	薬学雑誌（132 号）1893（明治 26）年 2 月 p. 202 ; p. 236-7	1891（明治 24）年 試験合格 1893（明治 26）年 2 月 7 日 薬剤師免状授与（内務省）

本年第二回東京薬剤師試験受ケン者ノ内試験主事ヨリ及第證ヲ與ヘタル者 左ノ如シ 高知縣士族 上村 學 福島縣士族 大曲 彦八 栃木縣平民 山口 五良 長崎縣平民 松尾 熊助 新潟縣平民 吉崎 伊助 東京府平民 齋藤 カネ 新潟縣平民 齋藤 順作 新瀉縣平民 千葉縣平民 長崎縣士族 長崎縣士族 宮崎縣士族 宮崎縣士族 東京府平民 東京府平民 長野縣平民 長野縣平民 茨城縣平民 茨城縣平民 山梨縣平民 山梨縣平民 米田 文助 右田 榮次郎 日野 五七郎 眞木 喜吉 猪俣重右衛門 辻 壽太郎 小倉 龜太郎 茨城縣士族 河内 謙吉 埼玉縣平民 松島 源太郎 千葉縣士族 松井 要吉 愛知縣士族 千葉 鏡六郎 埼玉縣平民 吉羽 昌太郎	
明治二十四年十二月	内務省

図 1 薬剤師試験及第者名簿 1891（明治 24）年 12 月
（官報 明治 2541 号 1891（明治 24）年 12 月 17 日）

- ・ 斎藤カ子は 1866（慶応 2）年 5 月 20 日に静岡県賀茂郡田子村で出生^{2,3)}。
- ・ 1891（明治 24）年 11 月施行の東京薬剤師試験合格者名簿にその名前があり、済生学舎（現 日本医科大学）薬学科卒業者とされている^{4,5)}。
- ・ 1893（明治 26）年 2 月：内務省薬剤師免状取得者の中にその名前が見られる⁶⁻⁸⁾。
- ・ 次の史料にその名前が見られない。

○薬剤師免状授与 成規ノ試験ヲ經シ者 山梨縣平民 前島 登平 東京府平民 森岡 安之助 東京府平民 高松 富隆 静岡縣平民 齋藤 カネ 島根縣平民 岡田 丈太郎 高専中學校卒業ノ者 石川縣士族 品山 彌太郎 石川縣士族 末岡 順太郎 岡山縣士族 勝山 虎三郎 岡山縣士族 石川縣士族 岡山縣平民 岡山縣平民 岡山縣平民 岡山縣平民 石川縣士族 石川縣士族 藤田 和乎 藤原 吉二 大次郎 吉二 石川縣士族 石川縣士族 石川縣士族 石川縣士族 高本 英太郎 井村 直次郎 金田 一春	
明治二十六年二月七日	内務省

図 2 薬剤師免状授与者名簿（1893（明治 26）年 2 月 7 日）
（官報 明治 2881 号 1893（明治 26）年 2 月 8 日）

- 静岡県医師薬剤師産婆名簿：1897（明治 30）年⁸⁾
- 日本薬学会会員名簿：1895（明治 28）年、1899（明治 32）年^{9,10)}
- 日本薬剤師会会員名簿：1901（明治 34）年¹¹⁾
- ・ 1902（明治 35）年 8 月 4 日死亡^{2,3)}
- ・ 死亡時の戸籍：静岡県賀茂郡田子村無番地：戸主平民無職業。
- 1891（明治 24）年と死亡時は同じ姓名
- 出生時と死亡時の住所は同じ

●東京薬剤師試験の及第者 氏名の左の如し 此及第者の内拾三名は東京私立薬業学校(×)の卒業者 及生徒にして他の六名は済生学舎薬学科(○)の卒業者 及生徒なりと云ふ	
右田 榮次郎 ×	日野 五七郎 ×
眞木 嘉吉 ○	猪瀬 重右衛門 ○
辻 嘉太 ×	小倉 龜太郎 ×
河瀬 謹吾 ×	松島 源太郎 ×
櫻井 要吉 ×	千葉 練太郎 ×
吉羽 昌太郎 ×	
上 林 學 ○	大曲 彦八 ×
山口 五郎 ○	松尾 熊助 ×
吉崎 伊助 ×	齋藤 カチ ○
櫻井 順作 ×	米田 文助 ×
	大曲 彦八 ×
	松尾 熊助 ×
	齋藤 カチ ○
	米田 文助 ×

図 3 齋藤カ子の卒業学校が見られる史料
 (「日本薬業新誌」227号 1891(明治24)年12月)
 (国立国会図書館デジタルコレクション)

一 出資持込ノ方法 一 理事ノ氏名住所 一 監事ノ氏名住所 一 存立時期 右明治三十五年九月二十七日登記ス	
○相續財産管理人選任 静岡縣賀茂郡田子村無業最貧ノ住所同上 被相續人 齋藤 かね 産後二年五月二十日戸籍書に於テ死亡 治三十五年八月四日戸籍書に於テ死亡 相續財産管理人 静岡縣賀茂郡田子村長 大村五郎左衛門 静岡縣賀茂郡田子村長 大村五郎左衛門 明治三十五年九月二十五日前記田子村長大	
一 出資持込ノ方法 一 理事ノ氏名住所 一 監事ノ氏名住所 一 存立時期 右明治三十五年九月二十七日登記ス	
静岡縣賀茂郡田子村無業最貧ノ住所同上 被相續人 齋藤 かね 産後二年五月二十日戸籍書に於テ死亡 治三十五年八月四日戸籍書に於テ死亡 相續財産管理人 静岡縣賀茂郡田子村長 大村五郎左衛門 静岡縣賀茂郡田子村長 大村五郎左衛門 明治三十五年九月二十五日前記田子村長大	
一 出資持込ノ方法 一 理事ノ氏名住所 一 監事ノ氏名住所 一 存立時期 右明治三十五年九月二十七日登記ス	
静岡縣賀茂郡田子村無業最貧ノ住所同上 被相續人 齋藤 かね 産後二年五月二十日戸籍書に於テ死亡 治三十五年八月四日戸籍書に於テ死亡 相續財産管理人 静岡縣賀茂郡田子村長 大村五郎左衛門 静岡縣賀茂郡田子村長 大村五郎左衛門 明治三十五年九月二十五日前記田子村長大	

図 4 齋藤カ子の死亡に関連した公告
 (官報 明治5977号 1903(明治36)年6月6日)

- ・史料により「齋藤」「齋藤」「カ子」「カネ」「かね」など表記のゆれが見られる。
- ・次の史料を調査したが、明治24年までに静岡県における女性の薬剤師名は見られなかった。

「官報：1890(明治23)–1891(明治24)年での「薬剤師試験」「薬剤師名簿」検索結果」

- ・同時期(明治20年代)に「齋藤かね」という人物が静岡市内に見られる。

この齋藤かねは静岡県静岡女学校教員(青森県士族)であり、1888(明治21)年7月東京茗溪会(現 筑波大学同窓会)に入会の記録が見られる^{12,13)}。

考 察

明治時代の日本における女子高等教育は、官立東京女学校(1872(明治4)–1877(明治10)、東京師範学校附属女学校(現 お茶の水女子大学)、東京女医学校(現 東京女子医科大学)、などが見られる。薬学分野では冒頭で述べたように岡本直榮が日本最初の女性薬剤師である。福井県の薬種商の家に生まれ東京の薬学校に学ぶことができる家庭環境をもっていた岡本は、東京薬学校(現 東京薬科大学)を卒業し、1885(明治18)年11月に薬舗主免状(後の薬剤師免状)を取得している。

日本では大正時代に国の方針として女性薬剤師の育成が図られた^{14–16)}。またそれに先行して京都薬学校(現 京都薬科大学)では明治30年代に女子部を併設し1907(明治40)年に卒業生を出している¹⁷⁾。また静岡県では1916(大正5)年に眼科医岩崎照吉による女子薬学校が開校されている¹⁸⁾。

今回の史料からは、齋藤カ子が静岡県最初の女性薬剤師であることが判明した。

齋藤が東京に留学した経緯は不明である。彼女の薬剤師試験合格時の身分住所は静岡ではなく東京府平民となっていた。これは東京の済生学舎卒業時に受験したためであると考えられる。済生学舎で学び1891(明治24)年に薬剤師試験に合格しながら、実際に免状を取得したのは2年後の1893(明治26)年になってからである。これは住所の変更を行ってから静岡県庁経由で内務省に申請したためのタイムラグとともに、女性一人だけの申請は静岡県庁内で保留されていた可能性がある。

しかし免状取得後に齋藤が静岡県内で薬剤師として活動した記録を見ることができなかった。当時の薬剤師会や薬学会の名簿にもその名前を見ることができない。

当時の社会環境では薬剤師試験合格時の年齢25歳は、女性は結婚していることがあたりまえの年齢であった。明治20年代に、結婚して家庭に入った女性が家を離れて留学したとは考えられない。彼女の死亡時には、相続人が不明なときに任命される相続財産管理人(現在の相続財産清

算人)が選任されており、相続人を探している旨の公告が見られる。彼女は生誕から死亡時まで同じ住所となっており、生涯独身であったと考えられる。

死亡時の公告には「無職業」との記載が見られる。これらの事柄からは、斎藤が薬剤師の資格を取得しながら、その後死亡するまでの間に薬剤師業務を行っていなかったと思われる。その理由は不明であるが、当時の静岡県賀茂郡田子村(現 西伊豆町)では、女性が医療に関する業務を行うことが妨げられた、あるいは帰県後に何らかの疾病を発症し薬剤師業務を行えなかった可能性がある。

斎藤カ子が薬剤師免状を返上した記録は見つかっていない。

一方で明治20年代の静岡県にはもうひとり「斎藤かね」という人物の記録が見られる。彼女は当時の静岡市内にあった静岡女学校で講師を務めており、1888(明治21)年7月東京茗溪会(現 筑波大学同窓会)に入会した記録がある。この斎藤かねは斎藤カ子同様に高等教育を受けた人物であった。しかしこの「斎藤かね」は静岡市内の青森県士族であった。薬剤師斎藤カ子は住所が西伊豆の静岡県平民である。明治20年代の社会状況を考慮すると住所も族籍も違う「カ子」と「かね」は別人であると考えられる。

ま と め

静岡県最初の女性薬剤師であると考えられる斎藤カ子についての史料を紹介し、彼女の背景を考察した。斎藤は1893(明治26)年に薬剤師免許を取得しながらその業務を行わず、1902(明治35)年の死亡時に相続財産管理人が選任されるような資産を持ちながら独身生活を続けていたと考えられる。

筆者は静岡県の歴史に疎く、また西伊豆の地理的環境や当時の社会状況の知見が少ない。斎藤カ子については本稿を土台とした後進の研究を待つ。

なお今回調査の史料からは薬律施行(1890(明治23)年3月1日)以降、東京(福井)、静岡のほかにもさらに大阪、熊本で女性薬剤師が誕生していた可能性が見られる^{7,8)}。こちらも後進の研究に期待したい。

COIの表明

本稿に関して表明すべきCOIはない。

参 照 文 献

- 1) 高橋 文, 小林桂子. 「岡本直葉」断片—日本における初期女性薬剤師の軌跡—, 薬史学雑誌, 2005; 40 (1): 52-61
- 2) 官報, 1902.10.1(明治35.7.4), p. 22
- 3) 官報, 1903.6.6(明治36.3.1), p. 150
- 4) 官報, 1891.12.17(明治24.9.1), p. 218
- 5) 日本薬業新誌, 1891; 227: 40-1
- 6) 官報, 1893.2.8(明治26.12.1), p. 103
- 7) 薬学雑誌, 1893; 132: 202
- 8) 薬学雑誌, 1893; 132: 236-7
- 8) 杉田作太郎, 静岡県医師薬剤師産婆名簿, 衛生新報社, 1897
- 9) 日本薬学会会員名簿, 薬学雑誌, 1895; 165: 附録
- 10) 日本薬学会会員名簿, 薬学雑誌, 1899; 213: 附録
- 11) 日本薬剤師会会員名簿, 薬剤誌, 1901; 41: 附録
- 12) 東京茗溪会雑誌, 1888; 67: 2-4
- 13) 東京茗溪会雑誌, 1890; 95: 33
- 14) 宮本法子, 山川浩司, 女性薬剤師の従来状況と今後の課題—女性薬学教育養成機関の創生期に求められていたものとその軌跡, そして未来—, 薬史学雑誌, 2005; 40 (2): 165
- 15) 木村友香, 戦前期日本の女子薬学専門学校に関する研究—女子生徒の進学要因に関する検討を中心に—, 早稲田大学大学院教育学研究科研究紀要(別冊), 2019; 26 (2): 77-87
- 16) 木村友香, 女子薬学専門学校の設立目的に関する研究—東京府下に着目して—, 薬史学雑誌, 2020; 55 (2): 128-35
- 17) 京都薬学専門学校一覽大正拾四年, 京都薬学専門学校, 1923, p. 103
- 18) 斎藤幸男, 静岡薬科大学沿革概要, In: 道岡三郎, 静岡薬科大学開学5周年記念論文集, 静岡薬科大学, 1958, p. 191-8

要 旨

序論: 目的; 明治時代の静岡県における近代薬学導入過程の解明。本稿では静岡県最初の女性薬剤師斎藤カ子についての調査結果を報告する。

方法: 以下の史料の文献調査; 官報, 薬学雑誌他。

結果・考察: 斎藤カ子は静岡県で最初の女性薬剤師である。斎藤は1866(慶応2)年に生まれ、1902(明治35)年に永眠した。斎藤は東京の済生学舎で薬学を学び1891(明治24)年に薬剤師試験に合格、1893(明治26)年に薬剤師免状を取得した。しかし斎藤は薬剤師の業務は行わなかった。理由として、明治時代の西伊豆地方では、女性が医学/薬学の職に就くことができなかった、あるいは何らかの疾病を発症して薬剤師業務を行えなかった可能性がある。

キーワード: 斎藤カ子, 最初の女性薬剤師, 静岡県, 明治時代, 女性差別

◆会 務 報 告

2026 年度日本薬史学会 理事・評議員会
および総会議事録

理事・評議員会

日 時：2026 年 4 月 18 日（土）12：30～13：35

場 所：東京大学薬学系総合研究棟 2 階講堂

出席者：33 名

会 長：船山信次

副会長：宮崎生子

名誉会員：西川 隆

常任理事・理事：齋藤充生，但野恭一，日向昌司，松崎桂一，横山亮一，河村典久，桐原正之，五位野政彦，小清水敏昌，三田智文，塩原仁子，鈴木達彦，辰野美紀，森田 宏，柳澤波香，ジュリア・ヨング

評議員：飯野洋一，串田一樹，近藤晃司，榊原統子，高浦佳代子，詫間浩樹，夏目葉子，西谷篤彦，牧 純，村田清志，八木澤守正，安土昌一郎，吉野敬子

監 事：森本和滋（敬称略）

松崎桂一総務委員長が開会を宣言した後，船山信次会長から挨拶があった。多くの会員のご協力で本学会が運営されていることに感謝の言葉を述べた後，会員数の増加，北海道・東北支部の再立上げ，役員再任の意思確認を伺ったことが報告された。会員諸氏が温めている研究構想を，年会，学会誌で積極的に発表していただくことが本学会の活性化に繋がるとの希望を話された。

新評議員の辻大和先生の挨拶の後，松崎総務委員長の進行で議事が開始された。

以下の議事についてはスライドを使用して報告があった。

《2025 年度の会員動向》

横山亮一財務・会員管理委員長から 2025 年度の会員動向について，表 1 に基づき説明があった。会員数・入退会動向については会員の積極的な勧誘もあり，一般会員は 4 名の純増があったことが報告された。また，2025 年会において学生の発表が多数あったことから学生会員が 17 名に増加した。外国会員としてイタリアの薬剤師の先生が入会したことに触れた。入会動機はネット検索で興味を持ったことであり，今年来日する折に，内藤くすり博物館を見学する予定であることが紹介された。賛助会員が減少しているのは，紹介した会員と疎遠になったことが一因と考えられるので，会員には所属組織に積極的に賛助会員の入会を働きかけていただきたいとの要望があった。会員増加に向けて積極的に活動していただき，今年度末には一般会員 250 名を目標にすることが確認された。

《2025 年度決算と 2026 年度予算について》

横山財務・会員管理委員長から 2025 年度の決算について説明があった（表 2，3）。今年度も多くのご寄付をいただいたことから，新たな事業も可能となっていることが報告された。

収入の部では，薬史学雑誌 60 巻 2 号に多くの有料投稿論文が掲載されたことから，投稿料の収入，公開講演会の資料代と著作権料が増加したことについて報告があった。またご寄付があったことが報告され，いただいた先生に感謝の拍手が贈られた。

利息がつくようになったことから，特別会計を定期預金に変更したことが併せて報告された。

支出の部では，機関誌発行費のうち，編集がオンデマン

表 1 2025 年度会員動向

		増加	減少		資格変更		増減	2025 年度末
		入会	退会	自然退会	増加	減少		
名誉会員	4						0	4
有功会員	1						0	1
一 般	220	17	12	2	1		4	224
学 生	12	7	1			1	5	17
外 国	2	1					1	3
団 体	13		1				-1	12
賛 助	10		2				-2	8
合 計	262	25	16	2	1	1	7	269

表 2 2025 年度 決算

(2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日)

一般会計 (単位 円)			
収入の部	2025 年度予算	2025 年度決算	差 額
前年度繰越額	3,325,483	3,325,483	0
賛助会費	300,000	240,000	△ 60,000
一般・団体会費	1,568,000	1,638,000	70,000
学生会費	24,000	26,000	2,000
外国会費	0	14,000	14,000
投稿料	600,000	678,280	78,280
広告料	120,000	120,000	0
事業収入	90,000	104,612	14,612
寄付	0	240,000	240,000
雑収入	0	0	0
利息	0	2,551	2,551
当期収入合計	6,027,483	6,388,926	361,443
支出の部	2025 年度予算	2025 年度決算	差 額
機関誌紙発行費	2,230,000	2,068,012	△ 161,988
編集事務費	140,000	105,290	△ 34,710
製作印刷費	2,000,000	1,863,876	△ 136,124
発送費	90,000	98,846	8,846
一般事業費	462,600	501,454	38,854
総会・公開講演会運営費	103,300	102,685	△ 615
年会開催支援費	100,000	100,000	0
柴田フォーラム開催費	86,300	101,800	15,500
国際学術交流費	55,000	57,100	2,100
国内学術交流費(六史学会)	0	20,000	20,000
支部活動支援費	80,000	80,000	0
ホームページ・広報費	38,000	39,869	1,869
管理・運営費	269,000	235,877	△ 33,123
事務委託費	150,000	152,179	2,179
通信費	40,000	45,284	5,284
事務用品費	30,000	1,648	△ 28,352
入送金手数料	39,000	36,766	△ 2,234
雑費	10,000	0	△ 10,000
当期支出合計	2,961,600	2,805,343	△ 156,257
当期収支差額	3,065,883	3,583,583	517,700
当期収支差額 (繰越金除く)	△ 259,600	258,100	517,700

表 3 2025 度 決算

(2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日)

60 周年募金特別会計 (単位 円)			
収入の部	2025 年度予算	2025 年度決算	差 額
60 周年記念募金収入	0	0	0
当期収入合計	0	0	0
支出の部	2025 年度予算	2025 年度決算	差 額
当期支出合計	0	0	0
当期収支差額	0	0	0
前年度繰越額	1,777,000	1,777,000	0
次年度繰越額	1,777,000	1,777,000	0

ドで実施されるようになったため、実績が減少したものの、昨今の物価上昇のため発送費が上昇したことの説明があった。

続いて 2026 年度予算案(表 4, 5)について説明があった。基本的に通常の予算設定をした。新たな事業として北海道東北支部が再設立されたことで、支部活動費の増加、ISHP 100 周年にあたる年会開催にあたり、学会での発表者への補助という新たな事業に向けての支出が設けられたことが説明された。

《会則変更について》

会則第 6 条には『なお、3 年間会費未納者は、自然退会者とみなす』とあるが、3 年を超える会費未納者は、毎年会費請求を行っても会費振込もなく、その間、機関誌を受け取る状態となることから、自然退会とみなすのは『2 年間会費未納者』とすることが提案され、後の総会で審議されることになった。

《2026 年度の日本薬史学会組織および委員案について》

財務・会員管理委員長が横山先生から荒井裕美子先生に交代し、横山先生には引き続き会員管理担当として委員になっていただく。また、監事は江戸清人先生、横山先生の 2 名に依頼することが提案された。また、企画委員長は宮崎生子副会長から厚味巖一先生に交代することなどが提案された。

《ISHP の参加者への補助について》

但野恭一国際委員長から、ISHP の参加登録費用が 500 ユーロ(約 9 万円)と値上がりし、旅費等の価格上昇があり、日本薬史学会会員が持続的に参加・発表することが困難となっている。このような状況を鑑み、発表者本人、1 名あたり 5 万円の補助をすることが決定された。ただし、

所属機関等から旅費等の補助を受けている者に対しては補助しないこととすることも合わせて報告された。

《編集委員会の活動報告》

齋藤充生編集委員長より編集委員会（メール審議）を6回実施、薬史学雑誌（60巻1号 投稿4報+招待7報、同2号 投稿10報+招待1報）、薬史レター（95号7頁、96号12頁）を発行した旨の報告があった。薬史レターは受賞、活動報告が増え、今年も増頁が見込まれることが報告された。その他報告として、投稿規程で自機関リポジトリへの掲載を認める他、J-STAGEでも電子掲載しており、科研費等の即時オープンアクセス方針に適合済みだが、今後のJ-STAGEの掲載方式変更を注視しているとの紹介があった。

《総務委員会の活動報告》

松崎総務委員長より総務委員会の活動報告があった。常任理事会をZoomで6回、メール会議1回の計7回実施したこと、理事・評議員会2回、総会を1回開催したことが報告された。

《広報委員会の活動報告》

日向昌司広報委員長より活動としてウェブサイトでの情報発信、大会等の写真記録、講演会等のポスター、リーフレットの作成、薬学関連学会雑誌におけるお知らせ、について報告があった。ウェブサイトの運用状況報告としては、例年通り大会、講演会等のお知らせ、薬史学雑誌等を掲載して28回更新した。トップページの画像については、現在2つの画像を掲示しており、これらの画像・解説文を継続して募集していることが報告された。

《日本薬史学会 2025 年会（静岡）優秀発表賞》

2025年10月4日の実行委員会にて、優秀発表賞を口頭発表の部門、ポスター発表の部門、各1演題を以下の通り選出したことが報告された（敬称略）。

優秀発表賞

・口頭発表の部門 O-3

演 題：過去の疫病の病原体解明は出来るのか？ 天然痘を例に

発表者：加藤茂孝（東京慈恵会医科大学）

・ポスター発表の部門 P-9

演 題：ソフトコーラルの天然物史 ～沖縄の海に眠る薬箱に可能性を求めて～

発表者：福重綾花（琉球大学）

《有功会員の推戴状の贈呈》

2026年から有功会員となられた森本和滋前監事に推戴状を贈呈することが報告された。

《日本薬史学会柴田フォーラムについて》

宮崎副会長から、2026年度の「日本薬史学会柴田フォーラム」は、2026年7月12日（土）14時～16時30分に日本薬科大学お茶の水キャンパスで開催されることが報告された。

14:00～14:05 開会あいさつ

宮崎生子（日本薬史学会副会長・前企画委員長）

14:05～15:05 講演 1

大泉 康 先生（応用薬理研究会理事長、仙台藩茶道石州流清水派宗家十一世、東北大学名誉教授）

健康長寿社会の建設を目指して一喫茶の歴史と仙台藩茶道の成立—（座長：船山会長）

15:05～15:10 休憩

15:10～16:10 講演 2

奥山 徹 先生（明治薬科大学名誉教授、学校法人明治薬科大学評議員、顧問、元学校法人明治薬科大学理事長）

奈良大学学生として「正倉院古文書」から正倉院薬物を切り拓く（座長：松崎総務委員長）

※講演終了後、「名刺交換会」（約20分間）の予定。薬剤師研修センター：1単位予定

《日本薬史学会 2025 年会（静岡）報告》

・開催日：2025年10月4日

・場 所：静岡理工科大学静岡駅前サテライトキャンパス

・参加者：107名

・薬史ツアー

久能山東照宮、浮月楼・徳川慶喜屋敷跡、医王山薬王院油山寺、袋井市澤野医院記念館など（参加者：40名）

《日本薬史学会中部支部例会・講演会の報告》

・日 時：令和8年（2026年）2月21日（土）

13:30～16:30

・場 所：名古屋駅東「ウイंकあいち」11階・1106室

【例会】・参加者：13名

・支部役員の交代

支部長（常任理事）：河村典久

事務局：くすり博物館 立松和晃

表 4 2026 年度 予算
(2026 年 4 月 1 日～2027 年 3 月 31 日)

一般会計		(単位 円)		
収入の部	2025 年度決算	2026 年度予算	差	額
前年度繰越額	3,325,483	3,583,583	△	258,100
賛助会費	240,000	240,000		0
一般・団体会費	1,638,000	1,638,000		0
学生会費	26,000	34,000	△	8,000
外国会費	14,000	7,000		7,000
投稿料	678,280	600,000		78,280
広告料	120,000	120,000		0
事業収入	104,612	101,000		3,612
寄付	240,000	0		240,000
雑収入	0	0		0
利息	2,551	0		2,551
当期収入合計	6,388,926	6,323,583		65,343
支出の部	2025 年度決算	2026 年度予算	差	額
機関誌紙発行費	2,068,012	2,246,000	△	177,988
編集事務費	105,290	140,000	△	34,710
製作印刷費	1,863,876	2,000,000	△	136,124
発送費	98,846	106,000	△	7,154
一般事業費	501,454	816,600	△	315,146
総会・公開講演会運営費	102,685	103,300	△	615
年会開催支援費	100,000	100,000		0
柴田フォーラム開催費	101,800	104,800	△	3,000
国際学術交流費	57,100	60,500	△	3,400
ISHP 国際会議発表者補助等	0	270,000	△	270,000
国内学術交流費(六史学会)	20,000	20,000		0
支部活動支援費	80,000	120,000	△	40,000
ホームページ・広告関連費	39,869	38,000		1,869
管理・運営費	235,877	269,000	△	33,123
事務委託費	152,179	150,000		2,179
通信費	45,284	40,000		5,284
事務用品費	1,648	30,000	△	28,352
入送金手数料	36,766	39,000	△	2,234
雑費	0	10,000	△	10,000
当期支出合計	2,805,343	3,331,600	△	526,257
当期収支差額	3,583,583	2,991,983		591,600
当期収支差額 (繰越金額を除く)	258,100	△ 591,600		849,700

表 5 2026 年度 予算
(2026 年 4 月 1 日～2027 年 3 月 31 日)

60 周年募金特別会計		(単位 円)		
収入の部	2025 年度決算	2026 年度予算	差	額
60 周年記念募金収入	0	0		0
当期収入合計	0	0		0
支出の部	2025 年度決算	2026 年度予算	差	額
当期支出合計	0	0		0
当期収支差額	0	0		0
前年度繰越額	1,777,000	1,777,000		0
次年度繰越額	1,777,000	1,777,000		0

顧問：森田 宏

- ・中部支部・飯田耕太郎事務局長への感謝状贈呈
- ・静岡理工科大学での薬史学会 2025 年会の報告

【講演会】

演題①：夏目葉子『インドアーユル・ヴェーダ処方集
(The Ayurvedic Formulary of India) における
カルヤーナカグリタの調査』

演題②：河村典久『丹波修治の出生と丹波家の家系』

演題③：稲垣裕美、森田 宏『鎌倉・室町時代の医療
とくすり』

総会

日時：2026 年 4 月 18 日(土) 14:00～14:55

場所：東京大学薬学系総合研究棟 2 階講堂

出席者：45 名，委任状提出者 15 名

松崎前総務委員長が開会を宣言し，新役員の紹介があり，出席会員の拍手により承認を得，船山新会長から挨拶の後，松崎新総務委員長の進行で議事が開始された。

(議事録署名人として柳澤波香理事，高浦佳代子評議員が指名された。)

議題

第 1 号議案 2025 年活動事業報告～総務

松崎総務委員長から，理事・評議員会での報告に基づき，2025 年度の活動報告並びに会員数・入退会動向活動(表 1)の説明があり，原案通り承認された。

表 6 日本薬史学会組織 (2026 年 4 月 1 日～2028 年 3 月 31 日)

常任理事会 会 長 船山信次 副 会 長 宮崎生子 常任理事 厚味巖一 荒井裕美子 河村典久 齋藤充生 佐々木健郎 但野恭一 日向昌司 松崎桂一 村岡 修 監 事 江戸清人 横山亮一		[委員長]		[委 員]	
		総務委員会		松崎桂一	詫間浩樹, 安士昌一郎
		財務・会員管理委員会		荒井裕美子	吉野敬子 横山亮一 (会員管理担当)
		編集委員会		齋藤充生	赤木佳寿子, 武立啓子, 牧 純
		企画委員会		厚味巖一	高浦佳代子*, 鈴木達彦, 宮本法子 村田清志, 三田智文, 塩原仁子
		広報委員会		日向昌司	五位野政彦, 近藤晃司
		国際委員会		但野恭一	孫 一善, 辰野美紀, 夏目葉子, 宮崎啓一, Julia YONGUE
理 事 会 評議員会		[支部長]		[事務局長]	
		[北海道・東北支部]		佐々木健郎	村田清志
		中部支部		河村典久	内藤記念くすり博物館より
		関西支部		村岡 修	宮崎啓一

表 7 日本薬史学会 役員 (2026 年 4 月 1 日～2028 年 3 月 31 日)

人数						
1	会 長	船山信次				
1	副 会 長	宮崎生子				
4	名誉会員	津谷喜一郎	西川 隆	松本和男	三澤美和	
2	有功会員	折原 裕	森本和滋			
9	常任理事	厚味巖一 但野恭一	荒井裕美子 日向昌司	河村典久 松崎桂一	齋藤充生 村岡 修	佐々木健郎
16	理 事	石田純郎 三田智文 播磨章一 Julia YONGUE	桐原正之 清水真知 宮崎啓一	五位野政彦 塩原仁子 宮本法子	小清水敏昌 鈴木達彦 森田 宏	笹栗俊之 辰野美紀 柳澤波香
2	監 事	江戸清人	横山亮一			
36	評 議 員	赤木佳寿子 小原正明 榊原統子 高橋洋一 成田研一 船越清輔 八木澤守正 渡辺謹三	天野 宏 儀我久美子 佐々木陽平 詫間浩樹 西谷篤彦 前田光子 安士昌一郎	飯野洋一 串田一樹 孫 一善 竹原 潤 野尻佳与子 牧 純 山本卓司	稲垣裕美 小松かつ子 高浦佳代子 辻 大和 福島紀子 牧野利明 吉岡龍藏	奥井登美子 近藤晃司 高橋京子 夏目葉子 武立啓子 村田清志 吉野敬子

表 8 2026 年度総会・講演会

	日時・会場	内 容
総会	2026 年 4 月 18 日（土） 東京大学薬学部	理事・評議員会，総会
公開講演会	2026 年 4 月 18 日（土） 東京大学薬学部	川西 徹（国立医薬品食品衛生研究所名誉所長） 東京司薬場馬喰町仮庁舎について ―レギュラトリーサイエンス 事始め― 青木 歳幸（佐賀大学特命教授，日本医史学会理事，元日本洋学史 学会会長） 「医制」立案に関する薬史学的再検討―「薬剤取調之方法」から「医 制」へ
柴田フォーラム	2026 年 7 月 12 日（日） 午後 2 時～4 時 30 分 日本薬科大学お茶の水 キャンパス	大泉 康（応用薬理研究会理事長，仙台藩茶道石州流清水派宗家 十一世，東北大学名誉教授） 健康長寿社会の建設を目指して―喫茶の歴史と仙台藩茶道の成立― 奥山 徹（明治薬科大学名誉教授，学校法人明治薬科大学評議員， 顧問，元学校法人明治薬科大学理事長） 奈良大学学生として「正倉院古文書」から正倉院薬物を切り拓く
2026 年会	2026 年 9 月 26 日（土） 佐々木健郎年会長 東北医科薬科大学 小松島キャンパス	田村 博義（元塩釜蜜紅華湯株式会社社長） 伝承の和漢薬 塩釜蜜紅華湯 船山 信次（日本薬科大学客員教授・日本薬史学会会長） 毒と薬と私たちの歩み ～薬毒同源～
六史学会	2026 年 12 月	加藤 茂孝（東京慈恵会医科大学）予定

第 2 号議案 2025 年決算報告

横山財務・会員管理委員長から表 2, 3 に基づき説明があった。

森本監事から会計監査報告があり，原案通り承認された。

第 3 号議案 2026 年度役員および常置委員会委員案

松崎総務委員長から表 6 および 7 に基づき役員および常置委員会委員案について説明があり，原案通り承認された。

第 4 号議案 2026 年度事業計画案

松崎総務委員長から表 8 に基づき，2026 年度事業計画案を説明，次いで薬史学雑誌は第 61 巻第 1 号，第 2 号，薬史レターは第 97 号，第 98 号（総計 24 頁）を基本的には電子媒体で配信する案が説明され，原案通り承認された。

第 5 号議案 2026 年度予算案

横山財務・会員管理委員長から表 4, 5 に基づき説明があった。また，特別会計については本年度も使用予定がないことが説明され，原案通り承認された。

第 6 号議案 会則変更案

松崎総務委員長から主旨説明が行われ，審議の結果，原案通り承認された。

報告・連絡事項

船山会長から日本薬史学会 2026 年会（仙台・東北医科薬科大学）の開催案内があった。年会長の配慮で，若干の宿泊施設を格安で確保していることも報告された。

五位野政彦理事から，日経 DI プレミアムコンテンツに連載されているコラム『薬学史のすゝめ』の紹介があった。

14:55 に 2026 年度日本薬史学会総会を終了した。

総会終了後，表彰式が行われた。2025 年会の学会発表賞に桐原正之年会長から表彰状と副賞（静岡県掛川市の伝統工芸品である葛布の印鑑入れ）が贈られた。また，森本先生に有功会員の推戴状が贈呈された。

船山会長から2期目にあたり挨拶があった。

ごあいさつ

今日の総会をもちまして、日本薬史学会会長を更に2年間務めさせていただくこととなり、皆様に感謝申し上げます。日本薬史学会第二代会長に就任予定だった清水藤太郎先生の名著『日本薬学史』の冒頭に『歴史を知らずして向上がない』と書かれていることが、非常に頭に残っております。薬学という学問が存在する限り、その歴史をしっかりと捉えていく必要があると思いますし、その意味でも薬史学会の存在はこの薬学の分野においてとても意味のある重要なことだと思います。目標の一つとして、各薬系大学に薬史学の講座や講義が展開されるように、この学会の存在をアピールしたいと思っております。

また、会の運営の具体的なこととして、コロナ禍で開催ができなかった懇親会を昨年での静岡での年会で『情報交換会』ということで復活させていただきましたが、このような形式で続けてお互いの交友を深められればと考えています。もう一つの目標として日本薬史学会にとって75周年も大きな節目だと考えています。その一事業として記念誌を発刊したいと考えています。今年は、75周年の目標として何かをスタートするきっかけを作っていきたいと思っています。

ということで、日本薬史学会会長をあと2年間させていただくということのご挨拶とさせていただきます。皆様、

今後とも種々のご協力・ご尽力方、何卒どうぞよろしくお願いいたします。楽しくやってみましょう。

公開講演会 15:30~17:40 東京大学薬学系総合研究棟 2階講堂

①講演1:15:30~16:30 座長:宮崎生子

川西 徹(国立医薬品食品衛生研究所名誉所長)
東京司薬場馬喰町仮庁舎について ―レギュラ
トリーサイエンス事始め―

②講演2:16:40~17:40 座長:船山信次

青木歳幸(佐賀大学特命教授,日本医史学会理事,
元日本洋学史学会会長)
「医制」立案に関する薬史学的再検討―「薬剤取
調之方法」から「医制」へ

名刺交換会

公開講演会終了後、名刺交換会を実施し、18:00をもって本日の日程をすべて終了した。

《議事録署名》

日本薬史学会理事 柳澤 波香

㊞

日本薬史学会評議員 高浦 佳代子

㊞

薬史学雑誌投稿規定

(2024 年 4 月改訂)

1. **投稿者の資格**：原則として筆頭著者は本会会員であること。会員外の場合は、編集委員会の承認を経て掲載することがある。
2. **著作権**：
 - (1) 本誌に掲載された論文の著作権は日本薬史学会に属する。
 - (2) 本著者は、当該本著作物が創作した本著作物を利用する場合（第三者に利用を許諾する場合を含む）、その利用目的等を記載した書面により本学会に申請し、その許諾を得るものとする。
 - (3) 本学会は、当該本著作物の利用が、学会の目的または活動の趣旨に反しない限り、前項に定める本著者からの申請を許諾する。
 - (4) (2) の規定にかかわらず、本著者は、本著者個人または本著者が所属する法人若しくは団体のウェブサイトにおいて、自ら創作した本著作物を掲載する場合（機関リポジトリへの保存および公開を含む）その他著作権法により許容された利用を行う場合には、本学会の許諾を得ることなく本著作物を利用できるものとする。
3. **原稿の種類**：原稿は医薬の歴史、およびそれに関連のある領域のもので、個人情報の保護に配慮されたものとする。ただし他の雑誌など（国内・国外を問わない）に発表したもの、または投稿中のものは受け付けない。
 - a. **原著**：著者が医薬の歴史に関して新知見を得たもの、医薬に関係した人、所、事跡等に関する論考等で和文、英文のいずれでもよい。原則として図版を含む刷り上がり 6 ページ（英文も 6 ページ）を基準とする。
 - b. **総説**：原則として編集委員会から執筆を依頼する。一般会員各位からの寄稿を歓迎するがその際はあらかじめ事務局に連絡すること。刷り上がり 6 ページを基準とする。
 - c. **研究ノート**：原著に比べ簡単なもので、断片的あるいは未完の研究報告でもよい。和文・英文いずれでもよい。図版を含む刷り上がり 4 ページを基準とする。
 - d. **資料**：医薬に関する資料、関係外国文献の翻訳などで和文、英文のいずれでもよい。原則として図版を含む刷り上がり 6 ページ（英文も 6 ページ）を基準とする。
 - e. **記事**：見学、紀行、内外ニュースなど会員の寄稿を歓迎する。刷り上がり 2 ページを基準とする。
4. **原稿の作成**：
 - a. **和文原稿**：和文原稿は、ワードプロセッサ（A4, 12 ポイント, 横書 35 字×30 行）または 400 字詰原稿用紙によるものとする。平かな混じり横書きとし、かなづかいは現代かなづかいを用い、MS 明朝体または楷書体を使用する。JIS 第 2 水準までの漢字以外の文字については、別途、著者に相談して処理する。
 - b. **英文原稿**：英文原稿は、A4 判の用紙を用い、原則として、1 行約 65 字、1 頁に 25 行、ダブルスペース（1 行おき）で印刷すること。英文原稿は、あらかじめ英語を母語とする人、またはこれに準ずる人に校閲を受けておくこと。
 - c. **原稿の体裁**：すべての原稿には、和文で連絡著者名と連絡先の住所、電話番号、FAX 番号、E-mail アドレスおよび別冊請求先を記載したカバーレターを添付すること。また特別掲載を希望する場合はその旨を朱記すること。

原稿には通しページを付し、その第1ページには、論文表題、著者名、所属、所在地を和文および英文併記で記載する。雑録を除く原稿の第2ページには、簡潔な英文要旨（250語程度）およびその対訳の和文要旨（300字程度）ならびにタイトル・要旨から選択した5語以内のキーワードを和文・英文で作成し記載すること。なお要旨には、目的、方法、結果、結論の順に区分し各項目をもれなく記載すること。

第3ページ以後は本文とし、原則として、緒論、方法、結果、考察、結論、謝辞、利益相反、文献の順に記すこと。

- d. **利益相反**：本文の最後、文献の前に見出しを付けて、著者全員の原稿内容に関する利益相反（conflict of interest：COI）の情報を開示すること。COIがある場合にはその内容を記すこと。無い場合には「開示すべき利益相反はない」と記す。

- e. **参考文献**：基本として、医学雑誌編集者国際委員会（ICMJE）勧告（<http://www.icmje.org/icmje-recommendations.pdf>）のスタイル（Vancouver style）に準拠する（2017年12月改訂版和訳はhttps://www.honyakucenter.jp/usefulinfo/pdf/ICMJE_Recommendations_2017.pdfより入手可能）。本文中に参考とした文献などは、引用順に通し番号を付し、論文末尾に次の要領で一覧にして表示すること。著者名が6名を超える場合は、筆頭6名を記し、あとは「, 他」又は「, et al.」と記載する。

- (1) **雑誌の例示**：著者名、題名、雑誌名、年次、巻（号）・ページの順に記す。なおページ数は始まりと終わりを示すが、最終ページは最初ページ数と重複しない数字のみを示す。電子雑誌などで、ページのない場合は、記事番号などを記述する。雑誌名の略名は、Index Medicusに準ずる。

- 1) 寺岡章雄, 津谷喜一郎. 日本の薬系大学における「ドライラボ」の過去・現在と今後の課題. 薬史学雑誌. 2012; 47(1): 67-89
- 2) Podolsky SH, Greene JA. A historical perspective of pharmaceutical promotion and physician education. *JAMA*. 2008; 300 (7): 831-3. doi: 10.1001/jama.300.7.831.
- 3) Okuda J, Noro Y, Ito S. Les pots de médicament de Yakushi Bouddha (Bouddha de la Guérison) au Japon. *Revue d'Histoire de la Pharmacie*. 2005; LIII(No. 345): 7-32

- (2) **単行本の例示**：著者名、題名、（編者名）、書名、（外国のみ）発行地、発行所、年次、該当ページを記す。

- 1) 西川 隆. くすりの社会誌：人物と時事で読む33誌. 薬事日報社, 2010. p. 119-27
- 2) 奥田 潤. くすりの歴史：日本の薬学；薬師如来像とその薬壺への祈り. In: 湯之上 隆, 久木田直江（編）. くすりの小箱. 南山堂, 2011. p. 2-27; p. 30-41; p. 144-56
- 3) Harrison BR. Risks of handling cytotoxic drugs. In: *The Chemotherapy Source Book*. 3rd ed. New York: Lippincott Williams & Wilkins, 2001. p. 566-80

- (3) **電子図書の例示**：著者名、ウェブページの題名、ウェブサイトの名称、更新日付け、（媒体表示）入手先、アクセス日。ブログの場合はブログ名と更新日付けを入れることが望ましい。

- 1) Belar C. Models and concepts. In: Lewelyn S, Kennedy P, editors. *Handbook clinical health psychology*. New Jersey: Wiley Inter Science, 2004. p. 7-19
<http://www3.interscience.wiley.com/cgi-bin/summary/109870615/SUMMARY>. doi: 10.1002/0470013389.ch2 (accessed 10 Oct 2005)

- (4) **「新聞」、「ホームページ」の例示**：発行日・アクセス日を記載する。

- 1) 川瀬 清. 日本薬史学会創立50年に思う—その歴史・創立当初と薬史学—. 薬事日報,

2010.7.5. p. 10-1

2) 厚生労働省. 治験ホームページ. <http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/chiken/index.html> (accessed 10 Oct 2012)

5. 原稿の送り先：

a. e-mail による投稿：下記に送る.

e-mail : yaku-shi@capj.or.jp

本文は Word ファイル, 表は Word ファイルまたは Excel ファイル, 図・写真は JPG ファイルにて作成すること.

b. 郵送による投稿：本原稿 1 部, コピー 2 部を下記宛に書留で送ること.

113-0032 東京都文京区弥生 2-4-16, (財)学会誌刊行センター内, 日本薬史学会

封筒の表に「薬史学雑誌原稿」と朱書すること. 到着と同時に投稿者にその旨通知する. なお, 原稿を収載した CD-R や USB スティックを添付することが望ましい.

6. 原稿の採否：投稿にあたって著者は原稿の区分を指定できるが, 最終的な採否および区分は, 編集委員会が決定する. 採用が決定された原稿の決定日を受理日とする. 原著, 総説, 研究ノートについては, 編集委員会が複数の審査者に査読を依頼する. すべての原稿について, 修正を求めることがある. 修正を必要とする原稿の再提出が, 通知を受けてから 3 か月以後になったときは, 新規投稿受付として扱われる. また, 編集技術上必要があるときは原稿の体裁を変更することがある.

7. 正誤訂正：著者校正を 1 回行う. 著者校正は印刷上の誤植を訂正するに留め, 原稿の改変や, その他の組み替えは認めない. 論文出版後著者が誤植を発見したときは, 発行 1 か月以内に通知されたい.

8. 特別掲載論文：投稿者が特に発表を急ぐ場合は, 特別掲載論文としての取扱いを申請することができる. この場合は印刷代実費を申し受ける.

9. 投稿料, 別刷料および図版料：

特別掲載論文以外の投稿論文は, 次の各条項によって個別に計算する.

(1)原稿の種類が, 原著かその他(総説・研究ノート・資料・記事など)のいずれか

(2)原稿の刷り上がりの長さが基準以内か, それを超えているか

(3)e-mail 添付の Word ファイル, または CD-R や USB スティックなどの電子媒体の添付があるか否か

(4)請求金額の基準 (1 ページ当たりの単価 電子媒体あり) 例示

(5)図表などの写真製版料, 手書き原稿の入力料, 別冊印刷・製本料については, 別に実費を申し受ける.

別冊の希望部数については, 投稿の際に申し込むこと.

1 ページ当たりの単価 (円)

論文の種類	刷上がりページ	電子媒体あり	
		(和文)	(英文)
原著	6 ページまで	3,300	3,850
	超過分	11,000	11,000
その他	6 ページまで	1,650	2,200
	超過分	11,000	11,000

10. **発行期日**：原則として年2回，6月30日と12月30日を発行日とする．発行日の時点で未掲載の投稿原稿が滞積している場合は，掲載を次号に回す，あるいはその中間の時期に1回限り増刊発行することがある．

11. **本規定は，2024年4月より実施する．**

第1版	10 (1)	1975.4
第2版	23 (1)	1985.4
第3版	25 (1)	1990.4
第4版	26 (1)	1991.4
第5版	30 (1)	1995.4
第6版	38 (1)	2003.4
第7版	49 (2)	2014.12
第8版	51 (1)	2016.6
第9版	53 (2)	2018.12
第10版	54 (1)	2019.4
第11版	59 (1)	2024.4

投稿規程，投稿カードは学会 HP から入手できます．
<https://plaza.umin.ac.jp/yakushi/publication/journal/>

日本薬史学会 新入会員（2025 年 10 月～2026 年 3 月、敬称略）

一般会員

南條正希, 松田久司, 野村香織, 勝山真人, 田村 修, 小川鶴洋

査読者（敬称略）

薬史学雑誌 61 巻 1 号

新井一郎, 奥山 徹, 河村典久, 桐原正之, 小清水敏昌, 五位野政彦, 高浦佳代子, 高野文英, 成田研一, 武立啓子,
牧 純

編集後記

青頁の会務報告にありますように、本学会の委員改選があり、新体制となりました。編集委員会も、薬史学雑誌への投稿の励行や、薬史レターへの寄稿の周知など、学会の活性化に引き続き取り組んでまいります。

本号では、著者、査読者、編集部などのご協力により、講演録と総説を各 1 報、原著を 4 報、研究ノートと資料を各 1 報掲載することができました。

講演録では、史料記載を基に、麻のカンナビノイド成分の品種分化、成分転換を、植物学、考古学、化学反応論などから多面的に考察しています。総説では、明治政府の初期の薬事関連規制について、近年公開された史料をもとに、通説にとらわれず、新たな観点から人物像を交えて活写しています。

原著では、歌舞伎の屋号を題材としたインターネット上の俗説の検証、江戸時代の薬用植物栽培を史料翻刻と膨大な関連文書の解析で明らかにした史料研究、伝統薬を対象にオーラルヒストリーなどの様々な手法を組み合わせる各時代の女性の健康管理について考察した研究が寄せられま

した。また、アメリカヘルスシステム薬剤師会の薬剤師の職能拡大と医療安全へ貢献についての一連の研究は、成功した先行事例として、日本においても大いに参考になる内容と思われます。

研究ノートでは、生薬標本についての研究を進展させ、ラベルに記された標本の来歴、譲受から解明された人間関係など、標本そのものの重要性と新たな価値を気づかせるものでした。資料は、静岡県初の女性薬剤師に関する史料研究で、デジタル化、OCR 化が進められている国立国会図書館デジタルコレクションの活用は、史料研究に新しい風を吹き込むものと思われます。

薬史学雑誌は学会 HP での全文公開の他、J-STAGE でも公開しており、J-STAGE では科研費等の即時オープンアクセス要件に対応していることを示す「即時 OA 対応」のバッジを取得しています。薬史学に関わる幅広い内容を受け付けておりますので、今後とも研究成果の発表先としてご利用の程、よろしくお願いいたします。（齋藤充生）

所属先、住所、アドレスなどの変更が生じた場合には学会事務局へ必ずご連絡ください。

日本薬史学会編集委員会

委員長：齋藤充生

委員：赤木佳寿子, 武立啓子, 牧 純

令和 8 年（2026）6 月 25 日 印刷 令和 8 年 6 月 30 日 発行

編集人：日本薬史学会 齋藤充生

発行人：日本薬史学会 船山信次

製作・学会事務局：東京都文京区弥生 2-4-16 （一財）学会誌刊行センター

TEL：03-3817-5821 FAX：03-3817-5830

URL：https://plaza.umin.ac.jp/yakushi/ E-mail：yaku-shi@capj.or.jp

印刷所：東京都荒川区西尾久 7-12-16 株式会社ソウブン・ドットコム

日本薬史学会 賛助会員

株式会社アスカコーポレーション

エーザイ株式会社

田辺ファーマ株式会社

株式会社ツムラ

株式会社常磐植物化学研究所

長岡実業株式会社

株式会社ナールスコーポレーション

一般財団法人日本医薬情報センター

2026年6月現在



ここにくれば 人と「くすり」の歩みがわかる

中富記念くすり博物館は「田代売薬」の歴史と文化の伝承を目的として平成7(1995)年に久光製薬株式会社の創業145周年事業の一環として設立されました。現在は公益財団法人中富記念財団の運営により企画展や体験教室を開催、地域の生涯学習の場として役立てられるよう活動しています。館内には平成26(2016)年に佐賀県重要有形民俗文化財の指定を受けた田代売薬に関する製薬・行商資料をはじめ、約100種類の生薬見本、19世紀末のイギリスの調剤薬局(移設)など、国内外の医学・薬学に関する資料を展示しています。

また、併設の薬木薬草園は広さ約2,600平方メートル、約350種類の薬用植物を育てています。

〒841-0004 佐賀県鳥栖市神辺町288番地1

TEL 0942(84)3334 FAX 0942(84)3177

[開館時間] 10:00 ~ 17:00 (最終入館は16:30)

[休館日] 月曜日 ※祝日の場合開館 翌火曜日休館

年末年始・そのほか臨時休館あり

入館料

大人 300円(200円)

高大生 200円(100円)

小中生 100円(50円)

※()は団体および割引料金

企画展・イベントなど
最新情報はここから



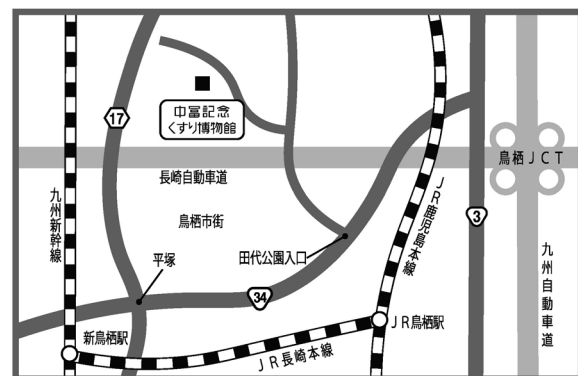
オフィシャルサイト



Instagram



LINE@



[公共交通機関]

- JR 鳥栖駅からタクシーで10分
- 九州新幹線 新鳥栖駅からタクシーで15分
- [車]
- 九州自動車道 鳥栖インターから5分



くすりの歴史の 宝庫です。

わが国の医薬の歴史を伝える約二千点の資料を展示しています。例えばくすり看板、人車製薬機、明治中期の薬店、往診用薬箱、製薬道具、内景之図、解体新書等をご覧いただくことができます。

医薬に関する六万五千点の資料と六万二千点の書籍を収蔵し、調査研究に役立てるとともに、後世に伝えていきたいと考えています。ご希望にあわせて、書籍の閲覧が可能です。また、博物館前に広がる薬用植物園には約六百種類の薬草、薬木が栽培され自由にご覧いただけます。

- 開館時間… 9時～16時30分
- 休館日… 月曜日・年末年始
- 入場料… 無料



内藤記念くすり博物館

〒501-6195 岐阜県各務原市川島竹早町1
TEL.0586-89-2101 FAX.0586-89-2197
<http://www.eisai.co.jp/museum/>

エーザイ(株)川島工園内